2026（令和8）年版

第五次人権が尊重される三重をつくる行動プラン
年 次 報 告 書

2026(令和8)年11月

三　重　県



三重県人権センター
マスコットキャラクター
「ミッコロ」

2026（令和8）年版
第五次人権が尊重される三重をつくる行動プラン
年次報告書

目 次

		ページ数
Ⅰ 年次報告書の考え方		1
1 はじめに		
2 施策の体系と推進の考え方		
Ⅱ 2025（令和7）年度を振り返って		3
1 さまざまな人権課題に係る国内外の状況		
2 数値目標の達成状況		
＜施策分野別＞		
●施策分野1	「人権啓発および人権教育の推進」	
人権施策101	人権啓発	5
人権施策102	人権教育	10
●施策分野2	「差別その他の人権問題を解消するための施策の推進」	
人権施策201	相談体制の充実	17
人権施策202	紛争解決に向けた取組の充実	23
●施策分野3	「課題別施策の推進」	
人権施策301	部落差別（同和問題）	29
人権施策302	子ども	37
人権施策303	女性	47
人権施策304	障がい者	55
人権施策305	高齢者	63
人権施策306	外国人	67
人権施策307	患者等	72
人権施策308	犯罪被害者等	76
人権施策309	インターネットによる人権侵害	81
人権施策310	性的指向・性自認	84
人権施策311	ひきこもり	87
人権施策312	あらゆる人権課題の解消に向けて （アイヌの人々、刑を終えて出所した人等、災害と人権、 貧困等に係る人権課題、北朝鮮当局による拉致問題等 等）	90

Ⅰ　年次報告書の考え方

1　はじめに

県では、2022（令和4）年5月に「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」（以下「差別解消条例」という。）を公布・施行しました。本条例は人権尊重に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、不当な差別その他の人権問題を解消し、不当な差別その他の人権問題のない、人権が尊重される社会の実現を図ることを目的とするものです。

差別解消条例の制定を受けて、それぞれの施策の目標とする「めざす姿」や方針を明確にするため、「三重県人権施策基本方針（第三次改定）」（以下「基本方針」という。）を2024（令和6）年3月に策定しました。そして、基本方針に基づき各分野の施策を推進していくため、「第五次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」（以下「第五次行動プラン」という。）を同月に策定しました。

本書は、2025（令和7）年度の県関係部局による人権施策の取組状況を取りまとめ、各施策の現状および今後の方向性を確認することにより、第五次行動プランの進捗状況を管理するとともに、県における人権施策の一層の進展を図るものです。

なお、第五次行動プランでは、「誰一人取り残さない」という SDGs（注）の理念をふまえ、行政だけでなく、事業者、NPO、個人などのさまざまな主体と連携して人権が尊重される社会の実現をめざしています。そのため、個別の人権施策においてSDGs の 17 のゴール（目標）の中で該当するものをそれぞれアイコンで示しています。

注）**SDGs(エスディージーズ：Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標)**

2015（平成 27）年9月の国連サミットで持続可能な開発目標（SDGs）が採択されました。これは、2030年までに世界を変えるための国際目標で、「誰一人として取り残さない」ことを理念として掲げ、持続可能な世界を実現するために、経済面・社会面・環境面の幅広い課題を同時に解決していくことをめざしています。17 のゴール（目標）と、それらを達成するための具体的な 169 のターゲット（達成基準）からなる普遍的な目標として、国においても、積極的に取り組んでいます。

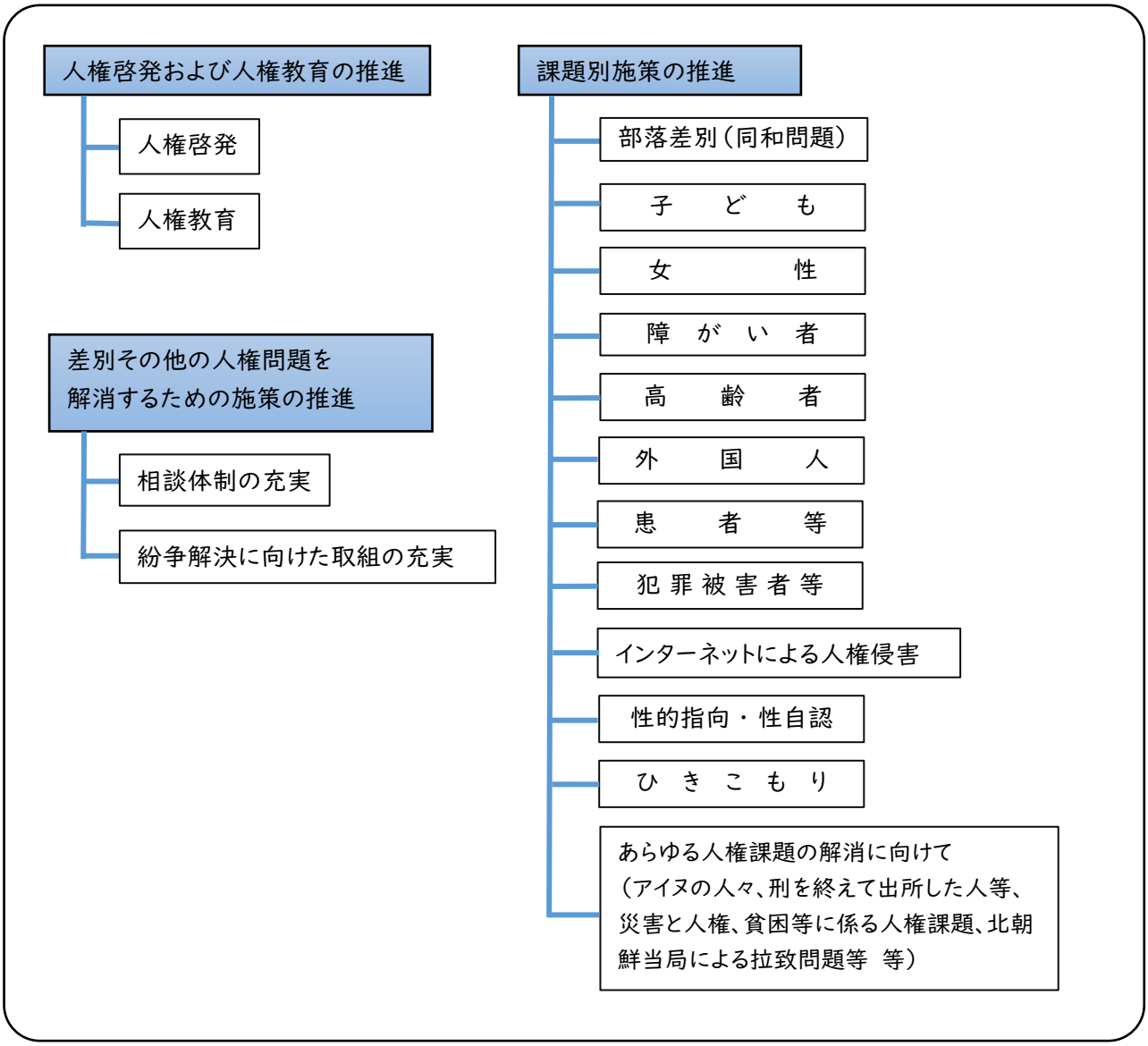


2　施策の体系と推進の考え方

人権が尊重される社会をつくるためには、県のあらゆる事業・業務において、人権尊重の視点に立った行政を推進していく必要があります。そのため、基本方針では人権施策を目的に応じた次の3つの施策分野に体系づけて推進することとしています。

1　人権啓発および人権教育の推進
2　差別その他の人権問題を解消するための施策の推進
3　課題別施策の推進

【「三重県人権施策基本方針（第三次改定）」施策体系図】



Ⅱ　2025（令和7）年度を振り返って

1　さまざまな人権課題に係る国内外の状況

インターネット上の違法・有害情報の流通が社会問題となっていることをふまえ、大規模プラットフォーム事業者（法令上は「大規模特定電気通信役務提供者」）(※)に対して、削除要請に対する申出窓口および対応体制の整備による「対応の迅速化」や、削除基準の策定・公表による「運用状況の透明化」の措置を義務付ける、「情報流通プラットフォーム対処法」が 2025（令和7）年4月1日より施行されました。総務省は、情報流通プラットフォーム対処法に基づき、「大規模特定電気通信役務提供者」の指定を順次実施しており、国内外の主要SNS・動画共有サービス・掲示板運営事業者（9社）を指定しています。

※）**大規模プラットフォーム事業者**　迅速化および透明化を図る必要性が特に高い者として、権利侵害が発生するおそれが少なくない一定規模（平均月間発信者数1000万人 等）以上等の者。

大規模特定電気通信役務提供者（9社）一覧

大規模特定電気通信役務提供者	（参考）サービス名	指定日
Google LLC	YouTube	令和7年4月30日
LINEヤフー株式会社	Yahoo!知恵袋、Yahoo!ファイナンス、LINEオープンチャット、LINE VOOM	
Meta Platforms, Inc.	Facebook、Instagram、Threads	
TikTok Pte. Ltd.	TikTok、TikTok Lite	
X Corp.	X	
株式会社ドワンゴ	ニコニコ（特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律施行規則（令和4年総務省令第39号）第8条第6項各号に定めるものを除く。）	令和7年5月29日
株式会社サイバーエージェント	Amebaブログ	令和7年5月30日
株式会社湘南西武ホーム	爆サイ.com	
Pinterest Europe Limited	Pinterest	

なお、情報流通プラットフォーム対処法第21条に基づき、総務省に届け出られた各社の削除申出窓口および削除基準が公表されており、詳細は以下のページからご確認いただけます。

https://www.soumu.go.jp/main_content/001031570.pdf

2　数値目標の達成状況

第五次行動プランでは、以下の表のとおり、横断的に取り組む施策分野に人権施策の成果を計る「目標項目」と計画期間終了までの「目標値」を掲げて、計画的に取り組むこととし、施策の進捗状況を把握しています。

目 標 項 目（＊）		2024年度 上：目標値 下：実績値	2025年度 上：目標値 下：実績値	目標達成状況
人権啓発および人権教育の推進	県が開催する人権イベント・講座等への参加者数と人権センター利用者数（※1）	43,200人	44,600人	100.7%
		44,195人	44,922人	
	学校における人権教育を通じて、人権を守るための行動をしたいと感じるようになった子どもたちの割合（※2）	94.7%	97.3%	97.0%
		94.0%	94.4%	
差別その他の人権問題を解消するための施策の推進	人権に係る相談体制の充実に向けた取組（※3）	相談体制 の充実	相談体制 の充実	達成
		相談体制 の充実	相談体制 の充実	

【数値目標の説明】

＊　県の中期の戦略計画「みえ元気プラン」における施策 12-1「人権が尊重される社会づくり」のKPI（重要業績評価指標）と同じです。

※1 県が開催する各種の人権イベント・講座等へ参加した人数と人権センター利用者数の合計。

※2 県立学校の生徒を対象としたアンケート調査において、「差別をなくすために何かできることをしたい」と思うかどうかを問う質問に「そう思った」、「やや思った」と回答した生徒の割合。

※3 「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」をふまえた相談体制の充実（多様化・複雑化する相談への対応等）に向けた取組。

なお、プランの評価にあたっては、上記の数値目標の達成状況とともに、個別人権課題に関する取組実績等をふまえて、総合的に評価を行うこととします。

人権施策【101】 人権啓発

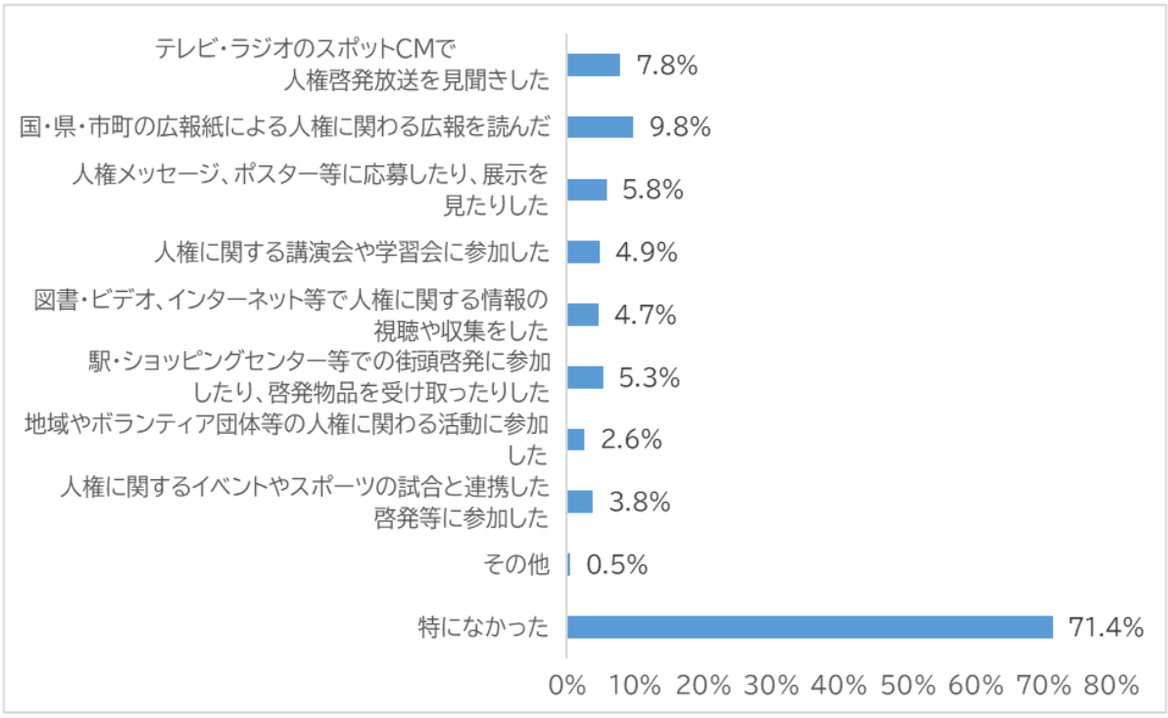
【この人権施策が寄与すると考えられるSDGsのゴール（目標）】



【人権施策基本方針におけるめざす姿】
県や市町等は、効果的な手法による多様な啓発を実施することで、県民一人ひとりが、さまざまな人権問題に関する正しい知識を習得しています。
県民一人ひとりが人権問題に対して傍観することなく、自らの問題としてとらえ、その解消に向けてそれぞれの立場において主体的に取り組んでいます。

Ⅰ 県内の状況

人権に関する啓発の機会



資料：三重県「人権に関するe-モニターアンケート」（2025（令和7）年度）

● 2025（令和7）年度「人権に関するe-モニターアンケート」で、「最近1年間で人権に関する啓発等を見たり聞いたり学んだりした機会があったか（複数回答可）」を聞いたところ、機会があった人は28.6%、機会が特になかった人は71.4%でした。

● 2026（令和8）年3月末現在で、県内の全市町で「人権都市宣言」が制定されています。また、「人権条例」が制定されている市町は28市町で、全市町の96.6%となっています。

2 県の主な取組状況（2025（令和7）年度の取組実績、2026（令和8）年度以降の取組方向）

2025（令和7）年度の取組実績	2026（令和8）年度以降の取組方向	部局名	課名
（1）効果的な啓発活動の推進			
①「世界人権宣言」、「差別解消条例」等の理念・内容の普及・啓発			
・不当な差別その他の人権問題のない、人権が尊重される社会の実現を図るため、差別解消三法や差別解消条例の趣旨を説明するチラシやリーフレットを継続して配布するとともに、「県政だより みえ」11 月号や、朝日・伊勢・産経・中日・毎日・読売の各新聞において周知を行いました。	・2022（令和4）年度に実施した「人権問題に関する三重県民意識調査」によると、差別解消三法や差別解消条例の認知度は未だ低い傾向にあるため、引き続き、多様な手段と機会を通じて周知・啓発を行います。なお、前回調査以降の意識の変化と新たな人権課題に対する意識を把握するため、2026（令和8）年度に「人権問題に関する三重県民意識調査」を実施します。	環境生活部	人権課 人権センター
・「差別をなくす強調月間」にあわせて、県広報紙「県政だより みえ」11月号や、朝日・伊勢・産経・中日・毎日・読売の各新聞において、差別解消三法や差別解消条例の趣旨、人権相談窓口の案内等を掲載しました。また、県ウェブサイトトップページに、強調月間を周知するバナーを設置しました。（再掲：201（1）-①、202（3）-①）	・県民一人ひとりが人権問題を自らの問題ととらえ、主体的に取り組んでいけるよう、わかりやすい広報を行っていく必要があります。特に、強調月間においては、差別解消条例や差別解消三法の認知度のさらなる向上を図っていくため、引き続き、各種広報媒体を活用した周知・啓発を行います。（再掲：201（1）-①、202（3）-①）	総務部	広聴広報課
・「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」および障害者差別解消法の趣旨等について、事業者向け研修会（2回）、大学での講義（1回）、事業者への訪問による啓発（141団体・社）等、さまざまな機会をとらえて普及啓発活動に取り組みました。（再掲:304（1）-②）	・「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」および障害者差別解消法の趣旨等について、事業者向け研修会、大学の講義等、さまざまな機会をとらえて普及啓発活動に取り組んでいきます。（再掲:304（1）-②）	子ども・福祉部	障がい福祉課
・差別解消三法や差別解消条例の趣旨および人権問題を解決するための教育の取組内容等を記載した「人権教育ガイドライン」を県内全ての公立学校に配付するとともに、研修会や会議の機会を通じて学校や市町等教育委員会に周知しました。	・学校において、三重県人権教育基本方針に基づく取組が進められるよう、「人権教育ガイドライン」をもとに推進の視点や具体的な取組内容等を管理職や市町等教育委員会の担当者等にさまざまな機会を通して説明します。	教育委員会事務局	人権教育課



「差別のない三重をみんなでつくろう」
差別解消三法啓発チラシ



2025（令和7）年度人権啓発ポスター

2025（令和7）年度の取組実績	2026（令和8）年度以降の取組方向	部局名	課名
②人権啓発の機会の充実、多様な手法による啓発活動の実施			
・三重県人権センターのホームページにおいて、県人権センターの啓発イベントや講座、各地域防災総合事務所・地域活性化局や県内各市町の事業等を紹介しました。 ・テレビにおける人権啓発として、スポット放送「『わたし』がSNS（注）を正しく使うために」を実施しました。また、人権啓発ポスター「学ぶこと かかわることで 気づく 自分の中にある差別心」を制作するとともに、県内小中高生等を対象に人権ポスターを募集（取組数 19,281 名）し、優秀作品を巡回展示や人権カレンダーに使用し、啓発に活用しました。 ・SNS利用者の多い若年層をはじめ、広く県民の皆さんを対象に人権に関する動画を募集し、29作品の応募（取組数174 名）がありました。最優秀作品をSNS等に掲載するなど、効果的な啓発に取り組みました。	・三重県人権センターのホームページにおいて、県人権センターの啓発イベントや講座、各地域防災総合事務所・地域活性化局や県内各市町の事業等を紹介するなど、引き続き、啓発イベント等の周知に努めていきます。 ・電波による啓発（TVスポット、ラジオスポット、人権メッセージの募集）を実施するとともに、部落差別（同和問題）等、人権啓発ポスターや小中高生等による人権ポスターの入選作品を県内商業施設等へ掲出するなど、引き続き啓発を行っていきます。	環境生活部	人権センター
・部落差別や子ども、女性、障がい者、高齢者など、さまざまな観点における人権問題について、多様な媒体を活用した周知、啓発に努めました。具体的には、県広報紙「県政だより みえ」やフリーペーパー、新聞、テレビ（三重テレビ）、ラジオ（FM 三重）、県ウェブサイト、SNSなどを活用し、年間を通じた広報を行いました。	・県民一人ひとりが人権問題を自らの問題ととらえ、主体的に取り組んでいけるよう、わかりやすい広報を行っていく必要があります。広報媒体の多様化が進む中、各種広報媒体を効果的に活用し、子どもから大人まで幅広く受け入れられる、わかりやすい周知・啓発を行います。	総務部	広聴広報課
③人権啓発拠点機能の利活用			
・三重県人権センターアトリウムを活用して各種パネル展を実施しました。 ・展示パネル「部落差別のない社会へ」を作成しました。 ・2024（令和6）年度に策定した常設展示室のリニューアルに向けた基本方針をふまえ、具体的な展示の内容を示した基本計画を策定しました。	・情報が古くなってきているパネルについては随時更新するとともに、作成したリーフレットを講演会や移動人権啓発活動で引き続き配布していきます。 ・2025（令和7）年度に策定した基本計画をふまえ、2026（令和8）年度に設計した後、2027（令和9）年度から 2028（令和10）年度まで修繕工事を行い、2029（令和11）年度のリニューアルオープンをめざします。	環境生活部	人権センター
④「差別をなくす強調月間」「人権週間」における重点的な啓発活動の実施			
・差別をなくす強調月間（11 月11 日～12月 10日）を中心に、県広報紙、テレビ・ラジオ等の各種媒体や県人権センターの施設等を活用したイベント・講演会の開催等、さまざまな啓発事業を実施しました。	・差別をなくす強調月間（11 月11 日～12月10 日）を中心に、県広報紙、テレビ・ラジオ等の各種媒体や県人権センターの施設等を活用したイベント・講演会の開催等、県民の人権意識の向上に向けて、引き続き啓発事業を行っていきます。	環境生活部	人権センター

2025（令和7）年度の取組実績	2026（令和8）年度以降の取組方向	部局名	課名
（2）さまざまな主体との協働による啓発活動の推進			
①さまざまな主体と連携した啓発の実施			
・地域住民が自ら主体的に地域に関わり、共に助け合い誰一人取り残されない社会を実現するため、人権が尊重されるまちづくりに取り組もうとしている団体等に、他団体の先進的な取組を紹介しました。	・引き続き、地域住民が自ら主体的に地域に関わり、共に助け合い誰一人取り残されない社会を実現するため、人権が尊重されるまちづくりに取り組もうとしている団体等に、他団体の先進的な取組を紹介することで、取組の一層の推進を支援します。	環境生活部	人権課
・日本ハンドボールリーグ加盟の「三重バイオレットアイリス」と連携し、鈴鹿市において、人権啓発試合を2回開催し、人権ブースでのパネル展示や啓発物品の配布等により啓発を実施しました。 ・県内の商業施設等15か所で人権パネルの展示や啓発物品の配布による啓発を行いました。	・スポーツ組織と連携し、引き続き県民の人権意識の向上に向けた啓発を進めていきます。 ・県内の商業施設等で、人権パネルを展示するとともに、啓発物品を配布するなどして、人権問題に関心のない層にも働きかけていきます。	環境生活部	人権センター
・「ダイバーシティみえ推進方針～ともに輝く（きらり）、多様な社会へ～」に基づき、県民の皆さんの理解や行動につなげられるよう、ダイバーシティの考え方を知り、感じる機会として、幅広い層に対し体験型のワークショップ「ダイバーシティ・スイッチ2025」を開催しました。（参加者計：105名）	・引き続き、誰もが参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現に向けて、「ダイバーシティみえ推進方針～ともに輝く（きらり）、多様な社会へ～」に基づき、県民の皆さんの理解や行動が広がるような内容の講座を実施します。	環境生活部	ダイバーシティ社会推進課
②地域の特性を生かした啓発活動の実施			
・差別をなくす強調月間中に、国や市町、人権擁護委員等と連携し、県内各所での街頭啓発に取り組みました。	・差別をなくす強調月間中に、国や市町、人権擁護委員等と連携し、県内各所での街頭啓発に取り組みます。	環境生活部	人権センター
③隣保館との連携による啓発活動の推進			
・各地域の特性に応じた啓発活動に取り組む市町や隣保館に対し支援を行いました。	・各地域の特性に応じた啓発活動に取り組む市町や隣保館に対し支援を行います。	環境生活部	人権センター
（3）事業者等への啓発活動の推進			
①事業者等の人権意識の高揚			
・人権が尊重されるまちづくりに取り組もうとする地域の団体等を支援するため、講師を派遣し、研修会の開催を支援しました。（25団体）（再掲：102（3）-②、102（4）-②、301（1）-⑦、301（3）-②）	・人権が尊重されるまちづくりのための活動を積極的に進めている地域には偏りがあるため、活動が県内全域に広がるよう、住民、事業者、NPO 等の団体が開催する研修会等に講師派遣等の支援を行います。（再掲：102（3）-②、102（4）-②、301（1）-⑦、301（3）-②）	環境生活部	人権課

2025（令和7）年度の取組実績	2026（令和8）年度以降の取組方向	部局名	課名
・県内事業者等を対象とした「人権啓発懇話会（加盟：106団体）」の運営および講演会を開催するとともに、「企業と人権を考える集い講演会」（67名参加）を開催し、事業者等の人権意識の高揚を図りました。（再掲：102（4）-②、301（1）-②）	・引き続き、「人権啓発懇話会」や「企業と人権を考える集い講演会」などの機会を通じ、事業者等の人権意識の高揚を図り、部落差別をはじめとする差別の解消に取り組んでいきます。（再掲：102（4）-②、301（1）-②）	雇用経済部	雇用経済総務課
・農林漁業関係団体の役職員等を対象に、人権啓発研修を県内各地域で12回実施し、501人が参加しました。（再掲：102（4）-②）	・人権問題に対する正しい知識と理解をより一層定着させるため、引き続き、県内の農林漁業関係団体の役職員等を対象に、幅広く研修会を各地域で実施します。（再掲：102（4）-②）	農林水産部	農林水産総務課
②公正採用選考の確保			
・三重労働局と連携しながら、企業人事担当者等を対象とした公正採用選考研修会を県内8か所（8月～9月）において開催し、345人が受講しました。（再掲：102（4）-②、301（1）-②、301（2）-①）	・公正な採用選考が行われるよう、さらに多くの企業等の意識の向上を図っていく必要があることから、より効果的な開催方法等について三重労働局、ハローワークと連携し、公正採用選考啓発推進員等を対象とした研修会を実施します。（再掲：102（4）-②、301（1）-②、301（2）-①）	雇用経済部	雇用対策課
（4）啓発活動を担う人材の養成			
・参加しやすいよう、オンライン等も併用して、連続講座でのミニ人権大学や、インターネット上の人権問題や高齢者の人権等、今日的な課題をテーマにした講座を開催しました。 ・SNS、ゲーム、ネットいじめの問題、外国人の人権など、さまざまな人権課題をテーマとし、市町長や市町議会議員、市町幹部職員等を対象にした「人権トップセミナー」等を開催して、地域における人権意識の向上に取り組みました。	・各地域防災総合事務所、地域活性化局において、地域の特性や課題をふまえたミニ人権大学や地域の人権啓発を推進するための講座を開催します。 ・各地域防災総合事務所、地域活性化局において、市町長や市町議会議員、市町幹部職員等を対象に、さまざまな人権課題をテーマとした「人権トップセミナー」等を開催して、地域における人権意識の向上に努めます。	環境生活部 地域連携・交通部	人権センター 各地域防災総合事務所・地域活性化局

※各地域防災総合事務所・地域活性化局や市町の人権啓発の取組については、P93～P104に掲載しています。



「差別をなくす強調月間」街頭啓発
（津駅前）

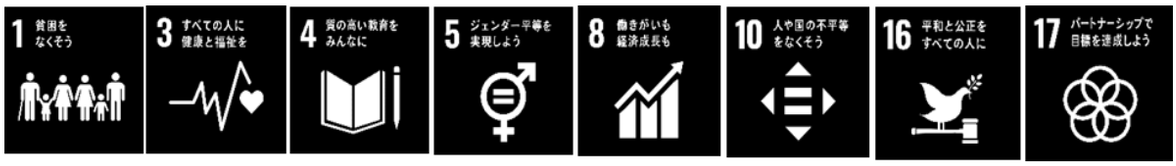


人権パネル展

注1）**SNS**　ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Social Networking Service）の略で、限られたユーザーだけが参加できるWebサイトの会員制サービスのこと。友人同士が集まったり、同じ趣味を持つユーザーが集まったり、近隣地域のユーザーが集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接なユーザー間のコミュニケーションを可能にしている。

人権施策【102】 人権教育

【この人権施策が寄与すると考えられるSDGsのゴール（目標）】



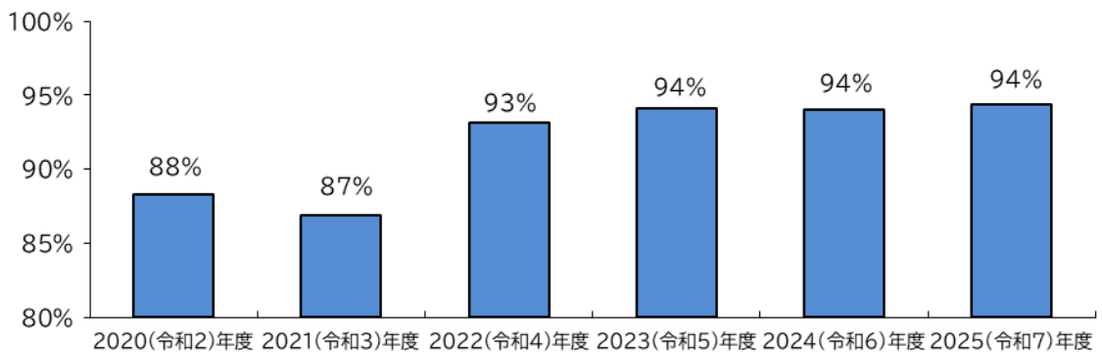
【人権施策基本方針におけるめざす姿】

学校、家庭、職場等、地域社会のあらゆる場で、一人ひとりが、人権の意義とその重要性についての正しい知識を十分に身につけています。また、日常生活の中で人権尊重の考え方に反するような出来事をおかしいと思う感性や人権を尊重する姿勢を養い、行動に現れるよう人権感覚を十分に身につけています。

指導者の養成とその資質の向上を図ることで、人権尊重の理念について十分な認識を有した人権教育の指導体制が整っています。

Ⅰ 県内の状況

学校における人権教育を通じて、人権を守るための行動をしたいと感じるようになった子どもたちの割合



※県立学校の生徒を対象としたアンケート調査において、「差別をなくすために何かできることをしたい」と思うかを問う質問に「思う」、「どちらかと言えば思う」と回答した生徒の割合（みえ元気プランでは、2026（令和8）年度の目標値を100%に設定しています。）

資料：三重県教育委員会

● 子どもたち一人ひとりが人権尊重の意識を高め、自他の人権を守るための実践行動ができる力を身につけられるよう、教育活動全体を通じた人権教育が進められています。

● 子どもたちの「意見表明権」や「参加する権利」を保障し、人権の主体者としての自覚と実践力を育むことを目的として、「人権が尊重される三重をつくるこどもサミット」を開催しています。県内10の研究校から代表の子どもたちが参加し、学校や地域における人権尊重の取組について発表や意見交換を行うことで、人権尊重の意識と実践力の向上を図っています。

● 2025（令和7）年度に実施したアンケート調査では、人権学習によって人権を守るための行動をしたいと感じるようになった子どもたちの割合は94%でした。

2 県の主な取組状況（2025（令和7）年度の取組実績、2026（令和8）年度以降の取組方向）

2025（令和7）年度の取組実績	2026（令和8）年度以降の取組方向	部局名	課名
（1）就学前における豊かな人間性の育成			
・保育士等が人権問題について正しい理解と専門的な知識を習得し、人権を大切にする心を育てる保育を推進するため、県内 11 市町で合計 24 回の人権保育専門講座を開催しました（606名参加）。 ・保育現場での人権保育を推進するための指導方法、指導内容の調査・研究を行うワーキングを実施し、実践事例をホームページにより周知しました。	・保育士等を対象に、さまざまな人権問題について正しい理解と専門的な知識を習得する場として、人権保育専門講座を実施します。また、保育現場での人権保育を推進するための指導方法、指導内容など、保育現場において実践する際に参考となる事例について研究し、その発信を行う事業を実施します。	子ども・福祉部	子どもの育ち支援課
（2）学校教育における人権教育の推進			
①人権文化創造の主体となる意欲、態度、実践力を育てるための教育の推進			
・県立学校の生徒が各学校や地域で取り組んだ人権学習活動を発表・交流する「人権まなびの発表会」を開催し、県内から集まった9校の生徒が意見交換を通して、自他の人権を守るための実践行動について考えました。 ・子どもたちの「意見を表明する権利」や「参加する権利」を保障し、一人ひとりが権利の主体者であることへの自覚を高め、自他の人権を守るための実践行動ができる力を身につけるため、「『人権が尊重される三重』をつくるこどもサミット」を開催しました。県内10の研究校（小学校、中学校、県立学校）から代表の子どもたちが参加して、各学校・地域で取り組んだ活動や人権が尊重される地域社会をつくるために考えたことなどについて意見交換し、人権尊重の主体者としての意欲や実践行動ができる力を高めました。（再掲：102（3）-③、301（1）-⑥、302（2）-④） ・学校において個別的な人権問題に対する取組が積極的に実施されるよう、授業公開や研究発表等を行い、実践研究校等の取組成果を県内全体に広め、各校の人権教育の推進を図りました。	・県立学校の生徒が自他の人権を守るための実践行動ができる力を身につけられるよう、各学校や地域で取り組んだ人権学習活動を発表・交流する「人権まなびの発表会」を開催します。 ・子どもたちの「意見を表明する権利」や「参加する権利」を保障し、一人ひとりが権利の主体者であることへの自覚を高め、自他の人権を守るための実践行動ができる力を身につけるため、「『人権が尊重される三重』をつくるこどもサミット」を開催します。研究校等の代表の子どもたちが各学校・地域で取り組んだ活動や人権が尊重される地域社会をつくるために考えたことなどについて意見交換します。（再掲：102（3）-③、301（1）-⑥、302（2）-④） ・学校において個別的な人権問題に対する取組が積極的に実施されるよう、授業公開や研究発表等を行い、実践研究校等の取組成果を県内全体に広めます。	教育委員会事務局	人権教育課

2025（令和7）年度の取組実績	2026（令和8）年度以降の取組方向	部局名	課名
②総合的・系統的なカリキュラムに基づいた実践			
・市町人権教育主管課長会議や市町人権教育担当者会議、指導主事の市町等教育委員会や学校訪問を通じて、人権教育推進に係る状況把握や人権侵害（差別事象）に係る情報を共有するとともに、学校への支援のあり方や効果的な取組について指導・助言を行いました。 ・県内全ての公立学校において人権教育が効果的に取り組まれるよう、推進の要となる管理職および人権教育推進委員会等代表者等の資質や指導力の向上のための研修を行い、人権教育推進計画や人権教育カリキュラムに沿った取組の実施とその改善の重要性等について説明しました。	・市町人権教育主管課長会議や市町人権教育担当者会議の開催、指導主事の市町等教育委員会や学校訪問を通じて、人権教育推進に係る状況把握や人権侵害（差別事象）に係る情報共有に努め、学校への支援のあり方や効果的な取組について指導・助言を行います。 ・県内全ての公立学校において人権教育が効果的に取り組まれるよう、推進の要となる管理職および人権教育推進委員会等代表者等を対象に研修を行い、人権教育推進計画や人権教育カリキュラムの見直しと取組の実施について説明します。	教育委員会事務局	人権教育課
③人権学習教材の活用・定着と開発			
・指定した県立学校を対象に、年3回の事業推進委員会を開催するとともに、個別的な人権問題を解決するための学習の充実を図るべく、人権学習指導資料等を活用した研究を行い、授業公開などを通してその成果や取組を県内に広めました。また、子どもたち一人ひとりの人権を尊重した授業づくりの研究を行い、授業公開などを通してその成果や取組を県内に広めました。 ・人権を取り巻く情勢の変化に対応した人権教育の先進的な事例等の情報を収集し、教職員からの人権教育相談に電話や面談等によって対応し、人権教育の推進を支援しました。 ・教職員がさまざまな人権問題について理解を深め、取組を進める際の参考となる人権学習指導資料「個別的な人権問題に関する学習促進資料Ⅱ」を作成し、県内全公立学校に配付しました。	・指定した県立学校を対象に、事業推進委員会を開催するとともに、個別的な人権問題を解決するための学習の充実を図るべく、人権学習指導資料等を活用した研究を行い、授業公開などを通してその成果や取組を県内に広めること、子どもたち一人ひとりの人権を尊重した授業づくりの研究を行い、授業公開などを通してその成果や取組を県内に広めることに取り組みます。 ・人権を取り巻く情勢の変化に対応した人権教育の先進的な事例等の情報を収集し、教職員からの人権教育相談に電話や面談等によって対応し、人権教育の推進を支援します。 ・教職員がさまざまな人権問題について理解を深め、取組を進める際の参考となる人権学習指導資料等を作成し、県内全公立学校に配付するとともにこれまでに作成した資料の活用を促進します。	教育委員会事務局	人権教育課
（3）社会教育における人権教育の推進			
①市町等との連携・協働			
・市町等教育委員会および学校に対する訪問や調査等により、人権侵害の発生状況や学校の人権教育推進に係る課題等、人権教育推進に係る取組の状況等を把握し、取組の推進につながるよう指導、助言しました。（再掲：301（1）-⑤）	・市町等教育委員会および学校に対する訪問や調査等により、人権侵害の発生状況や学校の人権教育推進に係る課題等、人権教育推進に係る取組の状況等を把握します。（再掲：301（1）-⑤）	教育委員会事務局	人権教育課

2025（令和7）年度の取組実績	2026（令和8）年度以降の取組方向	部局名	課名
②住民の主体的な人権学習の促進			
・人権が尊重されるまちづくりに取り組もうとする地域の団体等を支援するため、講師を派遣し、研修会の開催を支援しました。（25団体）（再掲：101（3）-①、102（4）-②、301（1）-⑦、301（3）-②）	・人権が尊重されるまちづくりのための活動を積極的に進めている地域には偏りがあるため、活動が県内全域に広がるよう、住民、事業者、NPO 等の団体が開催する研修会等に講師派遣等の支援を行います。（再掲：101（3）-①、102（4）-②、301（1）-⑦、301（3）-②）	環境生活部	人権課
③家庭・地域と協働した取組の推進			
・子どもたちの「意見を表明する権利」や「参加する権利」を保障し、一人ひとりが権利の主体者であることへの自覚を高め、自他の人権を守るための実践行動ができる力を身につけるため、「『人権が尊重される三重』をつくるこどもサミット」を開催しました。県内10の研究校（小学校、中学校、県立学校）から代表の子どもたちが参加して、各学校・地域で取り組んだ活動や人権が尊重される地域社会をつくるために考えたことなどについて意見交換し、人権尊重の主体者としての意欲や実践行動ができる力を高めました。（再掲：102（2）-①、301（1）-⑥、302（2）-④） ・市町等教育委員会と連携し、「子ども支援ネットワークづくり」推進教員を対象とした会議を実施し、学校・家庭・地域が連携した教育的に不利な環境のもとにある子どもを中心とした支援と、子どもの主体的な活動を促進し、人権尊重の地域づくりを進める取組について説明しました。 ・人権教育の推進には、学校・家庭・地域の連携が重要であることから、各県立学校の取組に保護者や地域住民の意見を反映する体制を整えるよう、各学校に働きかけました。（再掲：301（1）-⑥）	・子どもたちの「意見を表明する権利」や「参加する権利」を保障し、一人ひとりが権利の主体者であることへの自覚を高め、自他の人権を守るための実践行動ができる力を身につけるため、「『人権が尊重される三重』をつくるこどもサミット」を開催します。研究校等の代表の子どもたちが各学校・地域で取り組んだ活動や人権が尊重される地域社会をつくるために考えたことなどについて意見交換します。（再掲：102（2）-①、301（1）-⑥、302（2）-④） ・市町等教育委員会と連携し、「子ども支援ネットワークづくり」推進教員を対象とした会議を実施することにより、学校・家庭・地域が連携した教育的に不利な環境のもとにある子どもを中心とした支援と、子どもの主体的な活動を促進し、人権尊重の地域づくりを進める取組を支援します。 ・人権教育の推進には、学校・家庭・地域の連携が重要であることから、各県立学校の取組に保護者や地域住民の意見を反映する体制の充実に取り組みます。（再掲：301（1）-⑥）	教育委員会事務局	人権教育課
（4）事業者・民間団体における人権教育の推進			
①児童生徒の保護者に向けた人権学習の促進			
・PTA等の組織とともに、人権講演会を主催するなど、学校・家庭・地域が連携・協働して人権教育を進めていくよう働きかけました。	・PTA等の組織とともに、人権講演会を主催するなど、学校・家庭・地域が連携・協働して人権教育を進めていくよう働きかけます。	教育委員会事務局	人権教育課
②事業者・団体の人権教育の取組促進			
・人権が尊重されるまちづくりに取り組もうとする地域の団体等を支援するため、講師を派遣し、研修会の開催を支援しました。（25団体）（再掲：101（3）-①、102（3）-②、301（1）-⑦、301（3）-②）	・人権が尊重されるまちづくりのための活動を積極的に進めている地域には偏りがあるため、活動が県内全域に広がるよう、住民、事業者、NPO 等の団体が開催する研修会等に講師派遣等の支援を行います。（再掲：101（3）-①、102（3）-②、301（1）-⑦、301（3）-②）	環境生活部	人権課

2025（令和7）年度の取組実績	2026（令和8）年度以降の取組方向	部局名	課名
・農林漁業関係団体の役職員等を対象に、人権啓発研修を県内各地域で12回実施し、501人が参加しました。（再掲：101（3）-①）	・人権問題に対する正しい知識と理解をより一層定着させるため、引き続き、県内の農林漁業関係団体の役職員等を対象に、幅広く研修会を各地域で実施します。（再掲：101（3）-①）	農林水産部	農林水産総務課
・県内事業者等を対象とした「人権啓発懇話会（加盟：106団体）」の運営および講演会を開催するとともに、「企業と人権を考える集い講演会」（67名参加）を開催し、事業者等の人権意識の高揚を図りました。（再掲：101（3）-①、301（1）-②）	・引き続き、「人権啓発懇話会」や「企業と人権を考える集い講演会」などの機会を通じ、事業者等の人権意識の高揚を図り、部落差別をはじめとする差別の解消に取り組んでいきます。（再掲：101（3）-①、301（1）-②）	雇用経済部	雇用経済総務課
・三重労働局と連携しながら、企業人事担当者等を対象とした公正採用選考研修会を県内8か所（8月～9月）において開催し、合計345人が受講しました。（再掲：101（3）-②、301（1）-②、301（2）-①）	・公正な採用選考が行われるよう、さらに多くの企業等の意識の向上を図っていく必要があることから、より効果的な開催方法等について三重労働局、ハローワークと連携し、公正採用選考啓発推進員等を対象とした研修会を実施します。（再掲：101（3）-②、301（1）-②、301（2）-①）	雇用経済部	雇用対策課
（5）人権に関わりの深い職業従事者に対する人権教育の推進			
①行政職員の人権研修の推進			
・人権施策を推進するため、県および市町相互の連絡調整を図ることを目的に三重県人権・同和行政連絡協議会が運営されました。2025（令和7）年度は研修会を2回開催し、「インターネットによる人権侵害～差別書き込みの被害者を救え～」「差別解消条例について－条例に基づき説示が行われた事例から－」をテーマに取り上げました。	・全ての市町で人権施策が一層推進されるよう、三重県人権・同和行政連絡協議会を活用し、市町との連携を密にすることで差別解消に向けた総合的な行政施策を積極的に推進していきます。	環境生活部	人権課
・県の行政職員においては、「人権問題に関する県職員意識調査」の結果をふまえて策定した職員人権研修体系に基づき、職級等に応じた人権研修を行うとともに、各職場における全職員を対象にした人権研修や、部落差別をテーマにした本庁職員人権研修、地域機関職員人権研修を実施しました。また、地域や職場での人権啓発、人権教育推進のリーダーを養成するため、三重県人権大学講座に職員を 13 名派遣しました。（再掲：301（1）-②）	・県の行政職員においては、職級等に応じた人権研修の充実を図るとともに、各職場における全職員を対象にした人権研修や、部落差別をテーマとして本庁職員人権研修と地域機関職員人権研修を実施します。また、地域や職場での人権啓発、人権教育推進のリーダーを養成するため、三重県人権大学講座に職員を派遣するとともに、講座修了者のさらなる活用を図ります。（再掲：301（1）-②）	総務部	人事課
・だれもがわかりやすい情報の提供を促進するため、ユニバーサルデザインに配慮された文字や色づかい等、情報提供の際のポイントをまとめた、「印刷物等のわかりやすい情報の提供のためのガイドライン」について、新規採用職員や市町職員を対象とした研修等やホームページにおいて周知を行いました。	・引き続き、研修等による「印刷物等のわかりやすい情報の提供のためのガイドライン」の普及啓発を通じて、だれもがわかりやすい情報提供に向けた取組を進めます。	子ども・福祉部	家庭福祉・施設整備課
・福祉事務所の新任生活保護担当職員を対象とした「生活保護担当新任職員研修」において、「子どもの貧困とその影響」について研修を実施するとともに、差別解消条例等を周知しました。	・福祉事務所の新任生活保護担当職員を対象とした「生活保護担当新任職員研修」において、子どもの貧困に関する研修を実施するとともに、差別解消条例等を周知します。	子ども・福祉部	地域福祉課

2025（令和7）年度の取組実績	2026（令和8）年度以降の取組方向	部局名	課名
②教育職員等の人権研修の推進			
・教育委員会事務局および県立学校では、人権意識の向上および人権感覚の醸成を図るため、職員一人ひとりが、主体的に人権教育に関する動画の視聴や人権研修の受講を行いました。	・多様化する人権問題に対する職員一人ひとりの人権意識を高めるために、引き続きさまざまな研修を受講できる機会を提供する必要があります。今後とも、職員一人ひとりが自己啓発に資する人権教育に関する各種研修会等を選択できるよう、三重県人権センターが実施する人権講座などへの参加も積極的に推奨するなど、さまざまなテーマの研修をより多く紹介していきます。	教育委員会事務局	教職員課
・県内全ての公立学校で、人権問題の理解を深め、人権尊重の視点に立った学校づくりを主体的に進めようとする意欲を高めるための校内研修を実施しました。また、「校内研修活性化のための動画等研修資料」を作成し、各校の校内研修が推進されるよう資料提供しました。（再掲：301（1）-②） ・県内全ての公立学校において人権教育が効果的に取り組まれるよう、推進の要となる管理職および人権教育推進委員会等代表者を対象に研修会を実施し、資質や指導力の向上を図りました。また、人権教育推進のリーダー養成のために、三重県人権大学講座に教職員を派遣しました。（再掲：301（1）-②）	・県内全ての公立学校で、人権問題の理解を深め、人権尊重の視点に立った学校づくりを主体的に進めようとする意欲を高めるための校内研修を実施します。また、各校で校内研修が活性化されるよう支援します。（再掲：301（1）-②） ・県内全ての公立学校において人権教育が効果的に取り組まれるよう、推進の要となる管理職および人権教育推進委員会等代表者を対象に研修会を実施し、資質や指導力の向上を図ります。また、人権教育推進のリーダー養成のために、三重県人権大学講座に教職員を派遣します。（再掲：301（1）-②）	教育委員会事務局	人権教育課
・各私立学校の人権教育推進担当者の活動の条件整備や、教職員人権教育研修および人権教育推進協議会等の運営、人権を考える児童・生徒の集い等を推進する14校に対して、人権教育や人権研修にかかる費用の一部を支援しました。	・引き続き、各私立学校の人権教育推進担当者の活動の条件整備や、教職員人権教育研修および人権教育推進協議会等の運営、人権を考える児童・生徒の集いなどを推進する事業に対して助成を行います。	環境生活部	私学課
③消防・警察職員の人権研修の推進			
・消防学校では、新たに消防職員となった初任科生や市町消防本部の幹部職員等に対し、人権問題に関する講義等を実施しています。2025（令和7）年度は、初任科生74名が人権研修で差別解消三法などについて基礎的知識を習得しました。	・消防職員の人権意識の高揚が図られるよう、引き続き、初任科生や消防本部の幹部職員等に対し、人権問題に関する講義等を実施します。	防災対策部	消防・保安課
・人権に関する警察署等への巡回指導（16回）、部内資料の発出（5回）、警察学校での初任科課程や、専門分野の研修課程における教養（18回）等、人権に関する教育を推進しました。また、教養効果を高めるため、ハラスメント防止に関する教養動画を作成して共有掲示板に掲載し、全職員がいつでも教養を受けられるよう工夫するなど、より実効性のある教育を推進しました。警察本部においては、幹部職員等を対象とした部外講師による講演会（映像配信も合わせて実施）を行いました。	・引き続き、人権に関する巡回指導を実施するとともに、部内資料の発出、講演会の開催、警察学校での人権教育などに取り組み、職員の人権意識のさらなる向上を図ります。	警察本部	警務課

2025（令和7）年度の取組実績	2026（令和8）年度以降の取組方向	部局名	課名
④保健・医療、福祉関係者への人権研修の推進			
・社会福祉関係団体職員、社会福祉施設職員等を対象にした人権啓発の研修会開催等、人権意識の向上に取り組みました。	・引き続き、社会福祉施設職員等を対象にした人権啓発の研修会開催等、人権意識の向上に取り組んでいきます。	子ども・福祉部	子ども・福祉総務課
・社会福祉施設職員の質の向上のための研修を行う三重県社会福祉協議会に対して、制度の改正や現場のニーズに合った研修実施のために必要な経費を助成しました。	・社会福祉施設職員の質の向上のための研修を行う三重県社会福祉協議会に対して、制度の改正や現場のニーズに合った研修実施のために必要な経費を助成します。	医療保健部	長寿介護課
・医療機関や高齢者福祉施設の従事者など、保健・医療・高齢者福祉の関係者を対象に研修を実施し、人権問題に対する正しい理解の促進と意識向上に努めました。（再掲：307（1）-③）	・引き続き、医療機関や高齢者福祉施設の従事者など、保健・医療・高齢者福祉の関係者を対象に研修を実施し、人権問題に対する正しい理解の促進と意識向上に継続して取り組みます。（再掲：307（1）-③）	医療保健部	医療保健総務課
⑤報道機関関係者における人権教育の自主的な取組の促進			
・報道機関は、人権問題を社会に認識させ、人々の行動変容を促す重要な役割を担っています。こうした報道機関の影響力に鑑み、三重報道クラブ各社と県の広報および人権施策に携わる関係部局等との人権問題に関する研修会を2月上旬に予定していました。しかしながら、急遽、同時期に衆議院議員総選挙が行われることとなり、報道クラブ各社において選挙報道対応が優先されることとなったため、研修会は中止しました。なお、以降の日程確保も困難な状況であるため、やむを得ず本年度の開催は中止としました。	・社会教育における人権教育推進の観点から、人権に関わりの深い関係者への人権研修をさらに推進していく必要があります。そのため、引き続き、人権教育の自主的な取組として、三重報道クラブ各社と関係部局等との研修会の充実を図っていきます。	総務部	広聴広報課



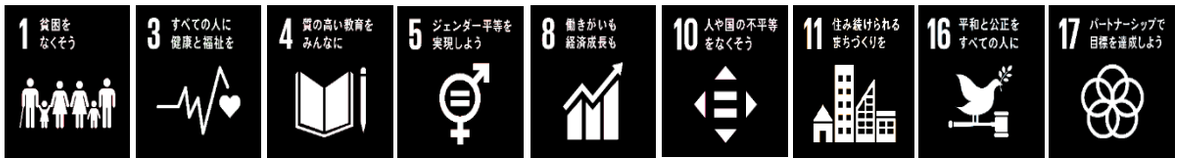
「人権が尊重される三重」をつくる
こどもサミット



人権まなびの発表会

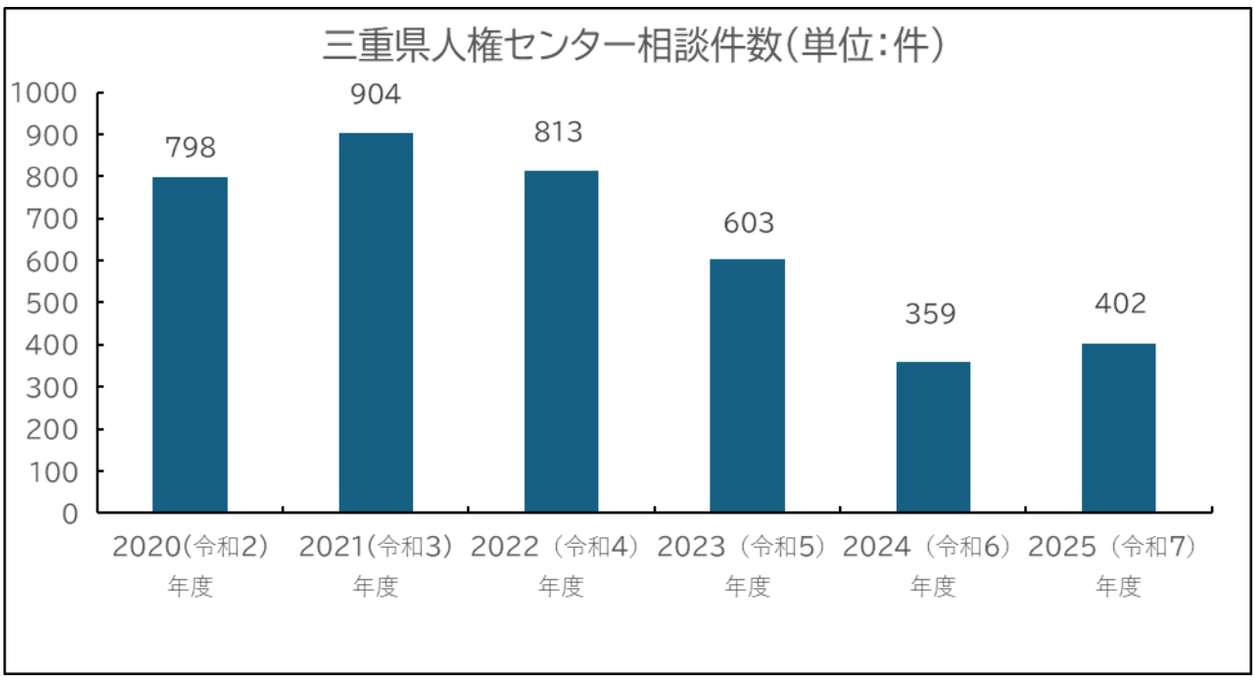
人権施策【201】 相談体制の充実

【この人権施策が寄与すると考えられるSDGsのゴール（目標）】



【人権施策基本方針におけるめざす姿】
相談機関相互の連携が図られており、円滑かつ迅速に対応できる相談体制が整えられています。
県民一人ひとりが抱える問題について、身近な相談窓口で気軽に、対話を重視し、相談者に寄り添った相談が受けられています。

1 県内の状況



● 三重県人権センターをはじめとした県の各相談機関では、さまざまな人権相談に応じています。2025（令和7）年度には、6,706件の相談がありました（児童相談所への相談を除く）。その中のほとんどは、傾聴や助言の対応となっています。

● 2025（令和7）年度における、三重県人権センターの相談件数は402件でした。うち、傾聴を行ったものは251件、助言を行ったものは120件、調査・関係者間の調整を行ったものは21件でした。

● 2025（令和7）年における、津地方法務局および管内の人権擁護委員が取り扱った人権相談の件数は1,795件で、前年より581件減少しました。

2 県の主な取組状況（2025（令和7）年度の取組実績、2026（令和8）年度以降の取組方向）

2025（令和7）年度の取組実績	2026（令和8）年度以降の取組方向	部局名	課名
（1）相談窓口の広報と充実			
①幅広い広報手段を活用した相談窓口の周知			
・「差別をなくす強調月間」にあわせて、県広報紙「県政だより みえ」（11月号）や、朝日・伊勢・産経・中日・毎日・読売の各新聞において、差別解消三法や差別解消条例の趣旨、人権相談窓口の案内等を掲載しました。また、県ウェブサイトトップページに、強調月間を周知するバナーを設置しました。（再掲：101（1）-①、202（3）-①）	・県民一人ひとりが人権問題を自らの問題ととらえ、主体的に取り組んでいけるよう、わかりやすい広報を行っていく必要があります。特に、強調月間においては、差別解消条例や差別解消三法の認知度のさらなる向上を図っていくため、引き続き、各種広報媒体を活用した周知・啓発を行います。（再掲：101（1）-①、202（3）-①）	総務部	広聴広報課
②相談内容に応じた相談窓口の充実			
・三重県人権センターにおいて、相談員による電話・面接相談を行うとともに、弁護士による法律相談を実施しました。また、人権相談へのアクセス方法を増やすため、相談窓口を案内するSNS公式アカウントを運用しました。 ・生活上の相談、人権に関わる相談に応じ、適切な援助を行っている施設である隣保館が、広く福祉と人権のまちづくりの拠点施設として、地域住民が抱える地域生活課題の解決に資するよう、さまざまな活動について支援を行いました。（再掲：301（3）-①）	・引き続き、三重県人権センターにおいて、相談員による電話・面接相談を行うとともに、弁護士による法律相談を実施します。また、人権相談へのアクセス方法を増やすため、相談窓口を案内するSNS公式アカウントを運用します。 ・隣保館は、相談者の身近な地域において気軽に相談できる福祉と人権のまちづくりの拠点施設であることから、隣保館活動が地域住民が抱える地域生活課題の解決に資するよう、さまざまな支援を行います。（再掲：301（3）-①）	環境生活部	人権センター
・交通事故相談窓口において、交通事故被害者や加害者本人およびその家族に対し、損害賠償問題等について、事故状況、その他事実関係の聴取に基づき、指導助言を行いました。また、法的手続きが必要と判断される相談や相談者から希望があった場合は、弁護士会、交通事故紛争処理センター等専門機関を紹介するなど、相談者への支援に努めました。	・引き続き、交通事故被害者や加害者およびその家族等からの損害賠償問題等に関する相談業務を実施します。県全域にわたる相談所として、市町と連携しながら、その機能の周知を図るとともに、相談したい方に確実に対応できるよう相談業務の適切な運営に努めます。また、幅広い相談事例へ対応できるよう相談員の資質向上を図ります。	環境生活部	くらし・交通安全課
・三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、誰もが性別にかかわらず自分らしく生きていく上でのさまざまな悩みについてサポートするため、女性のための総合相談（電話相談 1,907件、面接相談 130件、法律相談 72件、心理相談 40件）や男性のための電話相談（37件）等の相談事業を実施しました。	・三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、誰もが性別にかかわらず自分らしく生きていく上でのさまざまな悩みについてサポートすべく、女性のための総合相談（電話、面接、法律、心理）と、男性のための電話相談等を実施します。	環境生活部	ダイバーシティ社会推進課
・労使双方から寄せられるさまざまな労働相談に対して、専門相談員が電話や面談等による助言や関係機関の紹介を行うほか、法令に関する専門的な相談に対しては、弁護士相談を行いました（相談受付件数993件、弁護士相談件数:7件）。	・引き続き、関係機関と連携しながら、労働者・使用者双方に対して労働に関する相談を行います。	雇用経済部	障がい者雇用・就労促進課

2025（令和7）年度の取組実績	2026（令和8）年度以降の取組方向	部局名	課名
・県政に対するご意見やご要望、ご提案など、県民の皆さんから県民の声相談室にいただいたご意見等に対して迅速かつ的確な対応に取り組みました。令和7年度は、人権に関するご意見等は5件あり、人権所管部署に共有しました。	・県民の皆さんからいただいたご意見等に対して、迅速かつ的確に対応し、職員間での共有を徹底していく必要があります。引き続き、人権に関するご意見等を含め、適切な対応に努めます。	総務部	広聴広報課
③利用しやすい方法、場所で相談に応じられる体制整備			
・妊娠期からの虐待予防に向けて、電話およびLINE 相談「妊娠SOS みえ」（相談件数電話 101件、LINE 566件）を実施しました。	・引き続き、妊娠期からの虐待予防に向けて、電話およびLINE 相談「妊娠SOS みえ」を実施します。	子ども・福祉部	子どもの育ち支援課
・性の多様性に関する相談を受け付けるため、電話および SNS 相談「みえにじいろ相談～性の多様性に関する相談～」（電話 42件、SNS 64 件）を実施しました。チラシを県内学校に配布し、相談窓口を周知しました。（再掲：310（1）） ・LGBTQ(注1）等当事者の方、ご家族や友人、アライ（注2）の方を対象として、気軽に交流でき、LGBTQ等の当事者の方々の医療に関することが相談できるコミュニティスペースを開設しました。（再掲：310（1）） ・外国人住民の生活全般に関わる相談を一元的に受け付ける「みえ外国人相談サポートセンター」（MieCo／みえこ）において、11言語で相談に対応するとともに、必要となる情報を提供しました。加えて、弁護士や臨床心理士等による専門相談を実施するとともに、ケース検討会を実施しました（相談件数：2,288件、うち専門相談：76件）。（再掲：306（2）-②）	・引き続き、性の多様性に関するさまざまな悩みに対応する「みえにじいろ相談～性の多様性に関する相談～」の運用を行います。また、認知度が低い傾向にあるため、性の多様性に関して悩んでいる方に届くよう周知を図ります。（再掲：310（1）） ・LGBTQ等当事者の方、ご家族や友人、アライの方を対象として、気軽に交流できるコミュニティスペースを地域で開設します。（再掲：310（1）） ・「みえ外国人相談サポートセンター」（MieCo／みえこ）において、相談員の資質向上や庁内関係部局等との連携強化など、相談体制のさらなる充実に取り組みます。（再掲：306（2）-②）	環境生活部	ダイバーシティ社会推進課
・「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」において、相談員による電話相談、メール相談、SNS 相談をはじめ、面接相談、相談室を有した車両を用いた出張相談、関係機関・団体等と連携した支援を行うことで被害者の負担軽減に努めました。（再掲：308（1）-②）	・性犯罪・性暴力被害者が安心して相談できる窓口として設置した「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」において、相談員による SNS 相談や電話相談、面接相談を行うほか、初期の医療的処置や心理相談、法律相談等を行い、相談者の心身の早期回復等が図られるよう、関係機関・団体と連携し、切れ目のない支援を行っていきます。	環境生活部	くらし・交通安全課

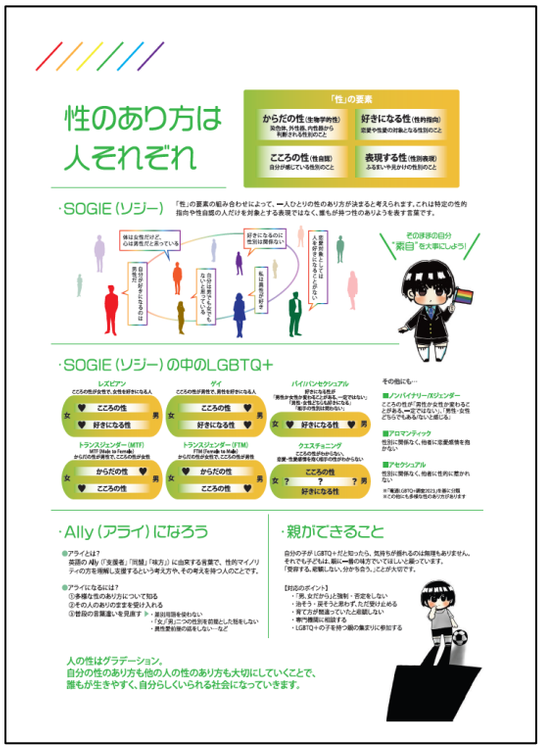
2025（令和7）年度の取組実績	2026（令和8）年度以降の取組方向	部局名	課名
（2）相談体制の強化			
①相談窓口の専門職員の確保・充実			
・県民からの相談に的確に対応できるよう、人権相談員および人権問題相談専門員を配置しています。また、隣保館をはじめとする各種相談機関の相談員を対象とした「人権に係わる相談担当者等スキルアップ講座」（12講座）を開催し、資質向上を図りました（のべ533名参加）。	・県民からの相談に的確に対応できるよう、引き続き人権相談員および人権問題相談専門員を配置します。また、隣保館をはじめとする各種相談機関の相談員を対象とした「人権に係わる相談担当者等スキルアップ講座」を開催し、資質向上を図ります。	環境生活部	人権センター
・三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、専門家による相談員研修（スーパーヴィジョン）を実施し、相談員の資質向上と相談体制の充実を図りました。	・三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、専門家による相談員研修（スーパーヴィジョン）を実施し、相談員の資質向上と相談体制の充実を図ります。	環境生活部	ダイバーシティ社会推進課
・「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の相談員の性犯罪・性暴力被害者からの相談や支援等に係る専門的知識の習得および資質向上のために、専門機関の実施する研修会に参加するとともに、相談員の代理受傷防止のために、スーパーバイザーを招いたケース検討会議等を開催しました。（再掲：308（1）-②）	・「みえ性暴力被害者支援センターよりこ」の相談体制を充実させるとともに、引き続き、性犯罪・性暴力被害者からの相談や支援等に係る専門的知識を、相談員が習得できるよう、専門機関の実施する研修会に参加します。 ・相談員の代理受傷防止のために、スーパーバイザーを招いたケース検討会議等を開催します。	環境生活部	くらし・交通安全課
・市町の児童相談体制の強化支援のため、各市町との定期協議で個々の課題を確認し合うとともに、関係機関の連携を図る場である市町要保護児童対策地域協議会の運営を支援するためのアドバイザーの派遣（6市町 11回）や、児童相談の進行管理等を助言するスーパーバイザーの派遣（4市町 9回）を行いました。(再掲：302（2）-①、302（3）-①) ・児童福祉法改正に伴い、2024（令和6）年4月1日から市町の努力義務となった「こども家庭センター」の設置を促進するため、未設置6市町に市町児童相談アドバイザーとともに助言等を行い、設置に向けて働きかけ、年度途中に1市が開設しました。また、同センターの運営向上のため、業務マネジメントを担う「統括支援員」に対する実務研修を開催するとともに、組織運営力向上につながる研修会を新たに開催しました。（再掲：302（2）-①、302（3）-①）	・市町の実情に応じた的確な支援を継続し、市町と児童相談所間の連携をさらに推進するため、市町の要保護児童対策地域協議会の運営強化につながるアドバイザーおよびスーパーバイザーを派遣するとともに、市町支援コーディネーターを引き続き配置し、市町の児童相談体制に関する支援を行います。また、市町と児童相談所間の情報共有・役割分担を調整し、さらなる連携強化を推進します。(再掲：302（2）-①、302（3）-①) ・ 2022（令和4）年に成立した改正児童福祉法において、市町の努力義務となった「こども家庭センター」の設置を促進するため、個別の相談会の開催等、課題改善につながる伴走型支援を実施します。また、「こども家庭センター」の業務マネジメントを担う統括支援員を対象とした実務研修会等を引き続き開催するとともに、組織運営力の向上につながる研修会も実施し、運営体制の強化を推進します。(再掲：302（2）-①、302（3）-①) ・市町間の情報共有を促進するとともに、関係法令やガイドライン等を閲覧できる「三重県市町児童相談対応情報共有フォーム」を運用開始し、ICTも活用しながら市町の児童相談体制の強化を推進します。	子ども・福祉部	児童相談支援課

2025（令和7）年度の取組実績	2026（令和8）年度以降の取組方向	部局名	課名
・警察安全相談に関して警察署に対する巡回指導等の教養（15回）や、若手警察官、昇任者、宿日直（当番）中の責任者等を対象とした各種研修・教養（5回）を通じ、職員の対応能力および実務能力の向上に努めました。	・引き続き、警察安全相談に関して、警察署に対する巡回指導等の教養や、若手警察官、昇任者、宿日直（当番）中の責任者等を対象とした各種研修・教養を通じた、職員の対応能力および実務能力の向上に努めます。	警察本部	総務課
②相談内容の検討（分析）による適切な対応			
・福祉サービスに関する苦情の適正な解決を図るため、三重県社会福祉協議会に対して、利用者等からのさまざまな苦情、相談に応じ、必要な助言や適切な専門機関の紹介等、相談者の立場に立った苦情解決の支援を行う「苦情解決委員会」の設置・運営に要する経費を補助しました。	・適切な福祉サービスの提供を確保するため、引き続き、「苦情解決委員会」の設置・運営に要する経費の補助を行います。	子ども・福祉部	地域福祉課
・児童虐待相談対応件数は2,000件を超える状況が続いており、また、児童相談所職員は経験年数の浅い職員も多い体制で運営しています。そのため、研修体制の充実とICTを用いて迅速に児童相談所内の職員との連携を図り、全体で判断していく体制を構築しました。	・引き続き、研修体制の充実と児童相談所全体で判断できる体制の構築を行います。	子ども・福祉部	児童相談支援課
③相談者に寄り添った相談体制			
・人権センターに臨床心理士等をアドバイザーとして設置し、相談対応等についてのアドバイスを受けることにより、職員が相談者に丁寧に寄り添った対応を行うための資質向上を図りました。	・人権センターに臨床心理士をアドバイザーとして設置し、相談対応等についてのアドバイスを受けることにより、職員が相談者に丁寧に寄り添った対応を行うための資質向上を図ります。	環境生活部	人権センター
（3）相談機関等相互の協働・連携の強化			
①各種相談機関との連携の充実による実効ある相談・支援体制の構築			
・県と人権擁護委員連合会とが互いの取組について理解を深め、今後の取組や活動に生かせるよう、情報交換を行いました。2025（令和7）年度は、「男女共同参画について」をテーマに取り上げました。	・県内のさまざまな人権問題の解決に向けて、県と人権擁護委員連合会とが連携を図り、取組や活動をともに進めていくことが必要であるため、人権に係る今日的な課題について情報交換を行います。	環境生活部	人権課
・地域の相談機関を交えて人権に係わる相談員交流会を開催し、相談事例を基にしたグループワーク等を行い連携交流を図りました（参加者24名）。	・地域の相談機関を交えて人権に係わる相談員交流会を開催し、相談事例を基にしたグループワーク等を行うなど連携交流を図ります。	環境生活部	人権センター
・民生委員・児童委員の活動を支援するため、各地区民生委員児童委員協議会に対して組織的な活動を強化するための経費を助成しました。	・民生委員・児童委員の活動を支援するため、引き続き、活動費の助成を行います。また、民生委員として活動するうえで必要な知識を習得するため、研修を行います。	子ども・福祉部	地域福祉課

2025（令和7）年度の取組実績	2026（令和8）年度以降の取組方向	部局名	課名
②相談ネットワークの構築と支援体制の構築			
・人権侵害を訴える相談に対し、相談機関が的確かつ迅速に対応することを目的として、人権相談ネットワーク会議（行政・公益法人の 18 相談機関が参加）を開催し、多岐にわたる相談者のニーズに対して適切に対応できるよう、情報交換を実施しました。（再掲：202（1）-⑦、301（4）-①、312（3））	・人権侵害を訴える相談に対し、相談機関が的確かつ迅速に対応することを目的として、人権相談ネットワーク会議（行政・公益法人の 18 相談機関が参加）により、相互に連携しながら人権相談に迅速に対応するとともに、情報交換の会議を開催します。（再掲：202（1）-⑦、301（4）-①、312（3））	環境生活部	人権センター



「みえにじいろ相談」チラシ（表）



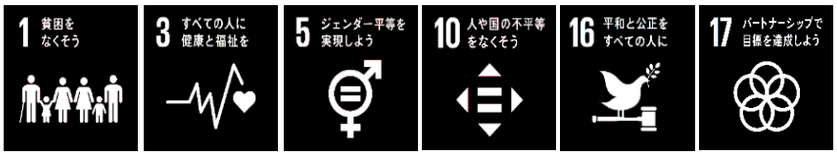
「みえにじいろ相談」チラシ（裏）

注1）**LGBTQ** LGBTとは、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字をとって組み合わせた性的マイノリティを表す総称のこと。LGBは性的指向に基づくもので、Tは性自認に関するもの。性的指向や性自認などさまざまな要素の組み合わせによって、一人ひとりのセクシュアリティが構成される。最近では、LGBTにクエスチョニング・クィアを加えLGBTQと表現されるようになった。

注2）**アライ** 同盟や支援を意味する英語allyが語源で、LGBTQに代表される性的マイノリティを理解し支援するという考えを持つ人のこと。

人権施策【202】 紛争解決に向けた取組の充実

【この人権施策が寄与すると考えられるSDGsのゴール（目標）】

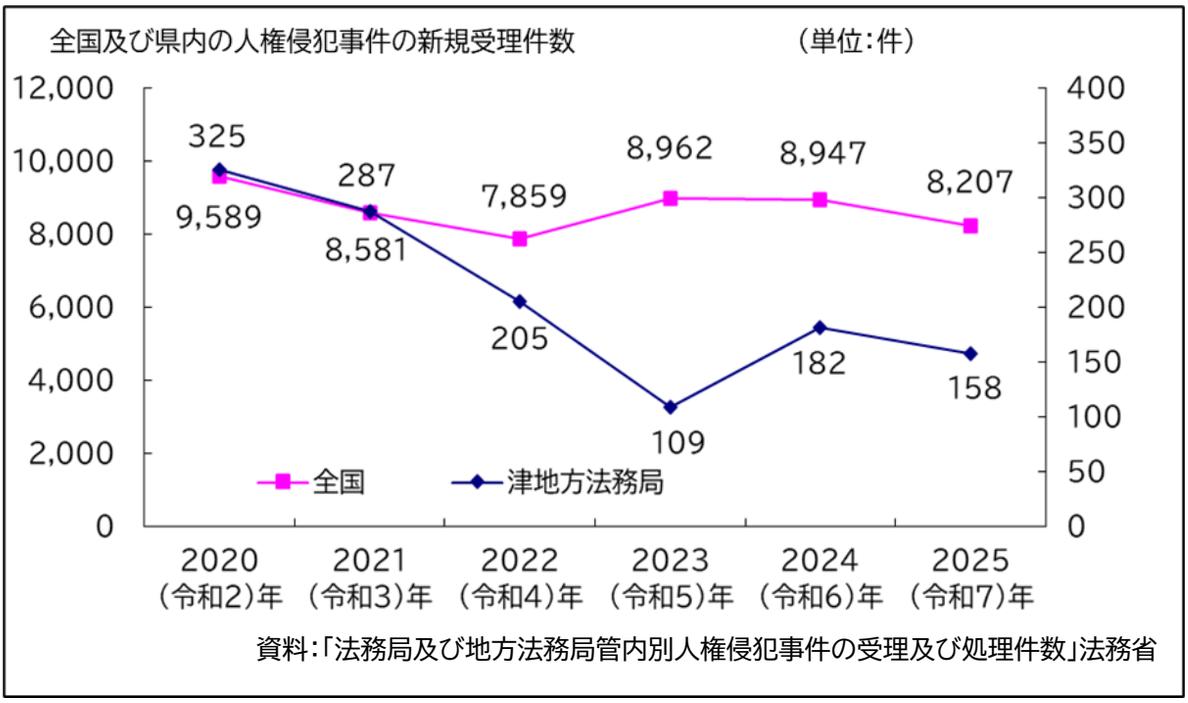


【人権施策基本方針におけるめざす姿】

いじめや虐待を受けている子ども、配偶者等からの暴力を受けている被害者などの深刻な権利侵害に対して福祉、保健、教育、警察などの関係機関が家庭や地域社会と連携して取り組み、被害が救済されています。

差別解消条例に基づく「助言、説示、あっせん」の実施により、当事者間の問題解決が図られるなど、実効性の高い積極的な救済が図られています。

1 県内の状況



資料：「法務局及び地方法務局管内別人権侵犯事件の受理及び処理件数」法務省

● 津地方法務局で2025（令和7）年に取り扱った人権侵犯事件の年間受理件数（新規）は158件で、前年より24件減少しました。

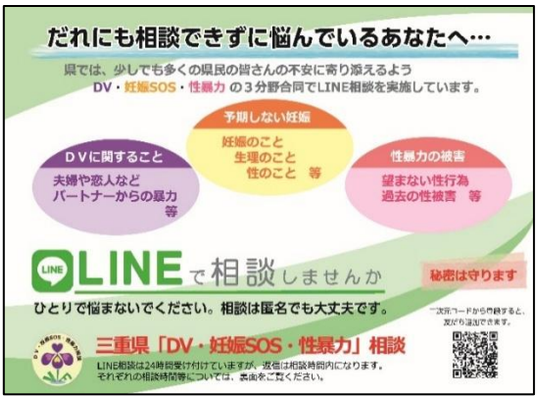
● 不当な差別について、相談によっても解決ができなかった場合は、知事に対し、その差別事案を解決するために必要な助言、説示、あっせんを行うよう申立てをすることができます。

2 県の主な取組状況（2025（令和7）年度の取組実績、2026（令和8）年度以降の取組方向）

2025（令和7）年度の取組実績	2026（令和8）年度以降の取組方向	部局名	課名
（1）人権侵害に対するための取組			
①差別事象・人権侵害に対する関係機関の連携した取組			
・差別事象・人権侵害が発生した場合は、「差別事象対応マニュアル」に基づき、国、市町、関係機関等と連携し、被害者の意向を確認しながら、差別行為や人権侵害に及んでしまった人に聴き取りを行い、当該事象発生の原因、背景等を確認しました。差別行為に及んだ背景として、地域社会にある偏見の影響と考えられることが多かったため、人権課題について理解を深められるよう継続的に働きかけました。また、同様の事案の発生を防止するため、正しい認識を多くの人に持ってもらう啓発についても協議し、地域における取組を促進しました。	・差別事象・人権侵害が発生した場合は、「差別事象対応マニュアル」に基づき、国、市町、関係機関等と連携し、被害者の意向を確認しながら、差別行為や人権侵害に及んでしまった人への啓発や、地域における啓発の推進について協議し、取組を進めていきます。	環境生活部	人権センター
・学校や市町等教育委員会において、学校における人権侵害（差別事象）の発生や対応状況を把握するとともに、課題の解決のための取組が適切に行われるよう、危機管理マニュアルに基づき事後対応の支援や未然防止のための指導・助言を行いました。	・学校や市町等教育委員会において、学校における人権侵害（差別事象）の発生や対応状況を把握するとともに、危機管理マニュアルに基づき必要な取組の指導・助言を行います。	教育委員会事務局	人権教育課
②人権侵害被害者への支援と関係者への啓発			
・複雑化、多様化、深刻化するDV（注）事案や困難な問題を抱える女性の相談に適切に対応できるよう、女性相談支援員等の資質向上に向けた研修の充実に取り組みました。（再掲：303（3）-①） ・DV相談窓口、DV防止や困難な問題を抱える女性に関する支援施策等の周知を徹底することにより、潜在化防止に取り組みました。（再掲：303（3）-①） ・女性相談支援センターの相談機能を強化するために、各種支援団体の支援内容を把握し、必要な支援につなげていくことを目的とした女性支援コーディネーターを配置し、各種支援団体との連携を進めました。（再掲：303（3）-①）	・引き続き、相談に適切に対応できるよう、女性相談支援員等の資質向上に向けた研修の充実に取り組むとともに、DV防止や困難な問題を抱える女性に関する支援施策等の周知を図ります。（再掲：303（3）-①） ・困難な問題を抱える女性に対し、早期に切れ目なく必要な支援をつなげていくために配置した、女性支援コーディネーターの活動を通じて各種支援団体との連携を進めていきます。（再掲：303（3）-①）	子ども・福祉部	家庭福祉・施設整備課

2025（令和7）年度の取組実績	2026（令和8）年度以降の取組方向	部局名	課名
③虐待等の早期発見・早期対応の推進と被害者のケアの充実			
・児童虐待の早期発見・早期対応を推進するため、児童相談所や市町または関係機関が安全確認を行う際には、全ての事案において、児童本人への対面による観察を基本とした安全確認を徹底しました。（再掲：302（3）-①） ・児童虐待の再発防止に向け、児童相談所が関わる児童の見守りについては、事案に応じて、1週間、1か月、3か月に1回以上の頻度で実施しました。そのうち、保育所や学校等に通園・通学していない事案については、見守りの頻度は1か月に1回以上とし、市町および関係機関と連携し、児童本人への対面による観察を基本とした安全確認を行いました。（再掲：302（3）-①）	・児童虐待の早期発見・早期対応を推進するため、児童相談所や市町または関係機関が安全確認を行う際には、全ての事案において、児童本人への対面による観察を基本とした安全確認を徹底します。（再掲：302（3）-①） ・児童虐待の再発防止に向け、児童相談所が関わる児童の見守りについては、事案に応じて、1週間、1か月、3か月に1回以上の頻度で実施します。そのうち、保育所や学校等に通園・通学していない事案については、見守りの頻度は1か月に1回以上とし、市町および関係機関と連携し、児童本人への対面による観察を基本とした安全確認を徹底します。（再掲：302（3）-①）	子ども・福祉部	児童相談支援課
④いじめや暴力行為等への教育相談・支援体制の充実			
・子どもたちの不安や悩みに十分対応できるよう、スクールカウンセラー（以下、SC）の配置時間を拡充し、県内全ての公立小中学校（義務教育学校含む）と県立高等学校、特別支援学校、教育支援センターに配置するとともに、生徒の日常的な相談に対応する教育相談員を、引き続き、一定規模以上の中学校と希望する県立学校に配置しました。スクールソーシャルワーカー（以下、SSW）についても、配置時間を拡充し、全ての市町や教育支援センター、夜間中学に配置するとともに、拠点となる県立学校に配置し、関係機関との連携のもと、問題行動等の背景にある課題の解決に向けた支援を行いました。また、生徒指導特別指導員（6名）を任用し、指導主事やSC・SSW等との連携したチームによる効果的な支援や、学校と警察との連携体制の充実を図りました。	・引き続き、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育相談員の配置を行い、教育相談体制の充実を図ります。また、学校だけで対応することが困難な事案に対して、必要に応じて生徒指導特別指導員等の派遣を行い、学校が専門的な助言を得ながら適切に対応できるよう支援します。	教育委員会事務局	生徒指導課
・いじめを未然に防止するための指導のポイント等を示した指導資料や、いじめの問題を解決するための力を身につける学習展開例を示した人権学習指導資料の活用を促進しました。	・いじめを未然に防止するための指導のポイント等を示した指導資料や、いじめの問題を解決するための力を身につける学習展開例を示した人権学習指導資料の活用を促進します。	教育委員会事務局	人権教育課

2025（令和7）年度の取組実績	2026（令和8）年度以降の取組方向	部局名	課名
⑤犯罪被害者等の精神的・経済的支援			
・犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、「三重県犯罪被害者等見舞金」を活用し、犯罪被害者のご遺族又は犯罪被害により重傷病を負い若しくは精神療養が必要となった犯罪被害者に対し、2025（令和7）年度は、10件の見舞金を給付しました。（再掲：308（3）-②） ・犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、加害者に対する損害賠償請求に関する支援として、新たに「三重県犯罪被害者等財産開示手続費用助成金」等の創設に向けて取り組みました。（再掲：308（3）-②）	・「三重県犯罪被害者等見舞金」や「三重県犯罪被害者等再提訴費用助成金」、「三重県犯罪被害者等財産開示手続費用等助成金」を速やかに給付し、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図ります。（再掲：308（3）-②）	環境生活部	くらし・交通安全課
⑥インターネットによる差別的な書き込みの早期発見・削除と防止に向けた取組			
・モニタリングを行うことにより、インターネット上にある差別的な書き込みを早期に発見し、削除要請を行い、拡散防止に努めるとともに、これらの差別事象の調査・分析を行いました。また、市町職員を対象としたモニタリングに関する説明会を実施し、取組の拡がりを図りました（モニタリング説明会37名参加）。	・インターネット上の差別的な書き込みについて、モニタリングを実施し、早期の発見および削除要請を行うことで、拡散の防止に努めます。あわせて、当該差別事象の調査・分析を行います。また、モニタリングに関する説明会を実施し、取組の周知と普及を図ります。	環境生活部	人権センター
⑦人権問題に関する相談機関の充実とネットワークづくり			
・人権侵害を訴える相談に対し、相談機関が的確かつ迅速に対応することを目的として、人権相談ネットワーク会議（行政・公益法人の 18 相談機関が参加）を開催し、多岐にわたる相談者のニーズに対して適切に対応できるよう、情報交換を実施しました。（再掲：201（3）-②、301（4）-①、312（3））	・人権侵害を訴える相談に対し、相談機関が的確かつ迅速に対応することを目的として、人権相談ネットワーク会議（行政・公益法人の 18 相談機関が参加）により、相互に連携しながら人権相談に迅速に対応するとともに、情報交換の会議を開催します。（再掲：201（3）-②、301（4）-①、312（3））	環境生活部	人権センター
⑧人権救済制度の確立に向けた取組			
・不当な差別をはじめ、さまざまな人権侵害行為を防止するとともに、人権侵害による被害者を救済するために、法的措置等を含めた実効性のある人権救済制度を早期に確立し、実施の際には地方公共団体等との連携・協力体制を構築するよう、国に対して要望を行いました。	・法的措置等を含めた実効性のある人権救済制度が早期に確立されるよう、県から国に対し要望を行っていくほか、関係都府県・政令指定都市で構成する全国人権同和行政促進協議会を通じても、国に制度の確立を求めていきます。	環境生活部	人権課





３分野（ＤＶ・妊娠ＳＯＳ・性暴力）合同ＳＮＳ相談　広報チラシ

2025（令和7）年度の取組実績	2026（令和8）年度以降の取組方向	部局名	課名
⑨相談体制の充実			
・差別解消条例に基づき、三重県人権センターをはじめとした各相談機関が連携して人権問題に係る相談に適切に対応しました。2025（令和7）年度には、6,706件の相談がありました（児童相談所への相談を除く）。その中のほとんどは傾聴ですが、必要に応じて助言対応を実施しました。	・差別解消条例に則り、的確に人権相談対応ができるよう相談員の資質向上を図るとともに、必要に応じて適切な相談機関につなげるほか、関係者間の調整を実施するなど丁寧に対応します。	環境生活部	人権課
・人権相談に対応する相談員等の職員が差別解消条例に規定する相談対応を適切に実施できるよう、定期的に事例検討会を開催して実際の対応の振り返り等を行うとともに、相談対応力のブラッシュアップを図る研修を行いました。	・人権相談に対応する相談員等の職員が差別解消条例に規定する相談対応を適切に実施できるよう、定期的に事例検討会を開催して実際の対応の振り返り等を行うとともに、相談対応力のブラッシュアップを図る研修を引き続き行います。	環境生活部	人権センター
（2）紛争解決体制の適切な運営			
①助言、説示およびあっせんの申立てへの適切な対応			
・差別解消条例に基づき、不当な差別に係る紛争の解決を図る体制を整備しています。2025（令和7）年度は、助言、説示およびあっせんの申立ては0件でした。	・差別に係る申立てがなされた際には、相談機関と連携を図り、内容や事実関係を十分確認のうえ、三重県差別解消調整委員会における調査審議を経て、問題の解決に向けて取り組んでいきます。（再掲：202（2）-②）	環境生活部	人権課
②「三重県差別解消調整委員会」の適切な運営			
・2025（令和7）年度は申立てがなかったため、三重県差別解消調整委員会は開催しませんでした。	・差別に係る申立てがなされた際には、相談機関と連携を図り、内容や事実関係を十分確認のうえ、三重県差別解消調整委員会における調査審議を経て、問題の解決に向けて取り組んでいきます。（再掲：202（2）-①）	環境生活部	人権課
③勧告の適切な実施			
・2025（令和7）年度は、勧告を実施すべき案件はありませんでした。	・助言、説示およびあっせんに正当な理由なく相手方が従わない場合は、助言、説示およびあっせんに従うよう勧告を行うことで、問題解決のための行動を促します。	環境生活部	人権課
（3）人権侵害への対応に関する啓発と広報			
①救済につながる相談窓口、制度の広報			
・「差別をなくす強調月間」にあわせて、県広報紙「県政だより みえ」11月号や、朝日・伊勢・産経・中日・毎日・読売の各新聞において、差別解消三法や差別解消条例の趣旨、人権相談窓口の案内等を掲載しました。また、県ウェブサイトトップページに、強調月間を周知するバナーを設置しました。（再掲：101（1）-①、201（1）-①）	・県民一人ひとりが人権問題を自らの問題ととらえ、主体的に取り組んでいけるよう、わかりやすい広報を行っていく必要があります。特に、強調月間においては、差別解消条例や差別解消三法の認知度のさらなる向上を図っていくため、引き続き、各種広報媒体を活用した周知・啓発を行います。（再掲：101（1）-①、201（1）-①）	総務部	広聴広報課
・妊娠期からの虐待予防に向けて、高等学校、産婦人科医療機関等にカードを配布（379か所、カード配布数: 53,512 枚）し、相談窓口（「妊娠SOS みえ」）を周知しました。また、Web 上のバナー広告等および電車内のステッカー貼布（近鉄600枚）による広告を実施し、周知の強化を図りました。	・引き続き、妊娠期からの虐待予防に向けて、高等学校、産婦人科医療機関等にカードを配布し、相談窓口（「妊娠SOS みえ」）を周知します。また、Web 上のバナー広告を実施し、周知の強化を図ります。	子ども・福祉部	子どもの育ち支援課

2025（令和7）年度の取組実績	2026（令和8）年度以降の取組方向	部局名	課名
②差別事象等の再発防止に向けた啓発の推進			
・社会現場で発生した差別事象について、市町・関係機関とその発生原因の分析を行うとともに、再発防止に向け、情報交換会や学習会、研修会を実施し、事後の取組についても協議し、再発防止に努めました。（再掲：301（1）-③）	・差別事象が発生した場合は、市町・関係機関とその発生原因の分析を行った上で、再発防止に向け、情報交換会や学習会、研修会を実施し、事後の取組についても協議し、再発防止に努めます。（再掲：301（1）-③）	環境生活部	人権センター
③虐待等に係る啓発と早期発見・通報のしくみづくり			
・市町および関係機関と連携して、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の啓発活動の一環として、DV相談啓発ポケットティッシュカードや相談窓口案内ミニカードを市町、県窓口、ハローワーク、フレンテみえなど、49か所にて配布しました。電話相談・対面相談に加えて、DV・妊娠SOS・性暴力の被害の3分野合同で行っているLINE相談を継続して実施しました。（再掲：303（3）-②）	・引き続き、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の啓発活動の一環として、物品配布や街頭啓発等を実施することにより、啓発に努めるとともに、3分野合同のLINE相談についても継続実施します。（再掲：303（3）-②） ・「困難な問題を抱える女性」を対象としたLINE相談窓口を開設し、潜在化しやすい困難な問題を抱える女性への支援の入口として機能させます。また、困難を抱えたことで行き場を失った女性に、必要に応じて、一時的な居場所を提供するなど支援の充実を図ります。（再掲：303（3）-②）	子ども・福祉部	家庭福祉・施設整備課
・精神科病院での虐待に係る通報や相談に応じるとともに、精神科病院における虐待防止対策の促進に向け、啓発の推進、病院内での職員教育の推進等について実地指導を行いました。	・引き続き、精神科病院での虐待に係る通報や相談に応じます。また、精神科病院における虐待防止対策の促進に向け、精神科病院職員に対する研修を実施するとともに、啓発の推進、病院内での職員教育の推進等について実地指導を行います。	医療保健部	健康推進課



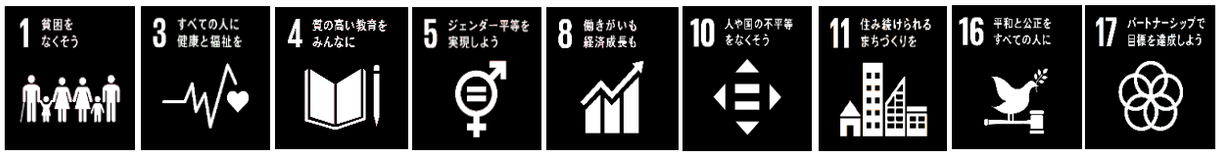


妊娠ＳＯＳみえ　カード

注）**DV** ドメスティック・バイオレンス（domestic violence）の略。夫婦や恋人等親密な関係にある、または、あった者からの身体的・心理的暴力等のこと。

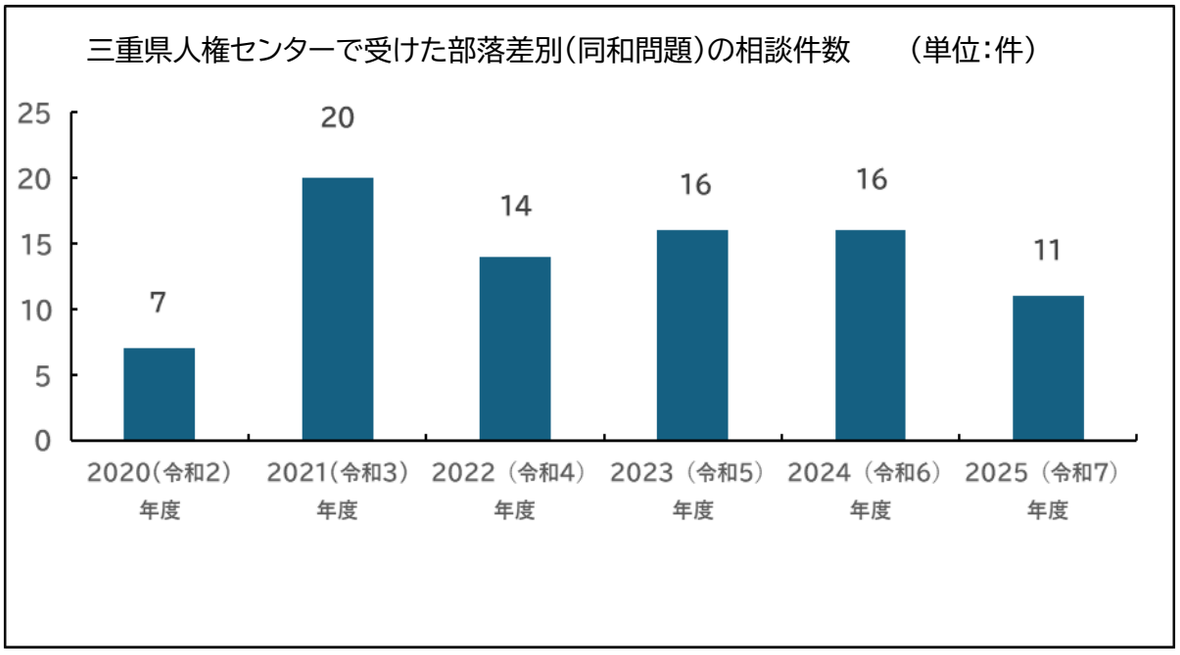
人権施策【301】　部落差別（同和問題）

【この人権施策が寄与すると考えられるSDGsのゴール（目標）】



【人権施策基本方針におけるめざす姿】
　これまでの取組の成果と課題を継承し、教育・行政機関をはじめ、さまざまな主体が連携しながら、部落差別解消に向けた取組が積極的に行われています。
　部落差別は許されないものであるとの認識のもと、県民一人ひとりが、自らの課題としてとらえ、主体的に差別解消に取り組んでいます。

1　県内の状況



● 津地方法務局が2025（令和7）年に新たに調査救済手続を開始した部落差別（同和問題）に係る人権侵犯事件は45件でした。このうち、インターネット上での識別情報の摘示が43件、名誉・プライバシー関係によるものが2件でした。

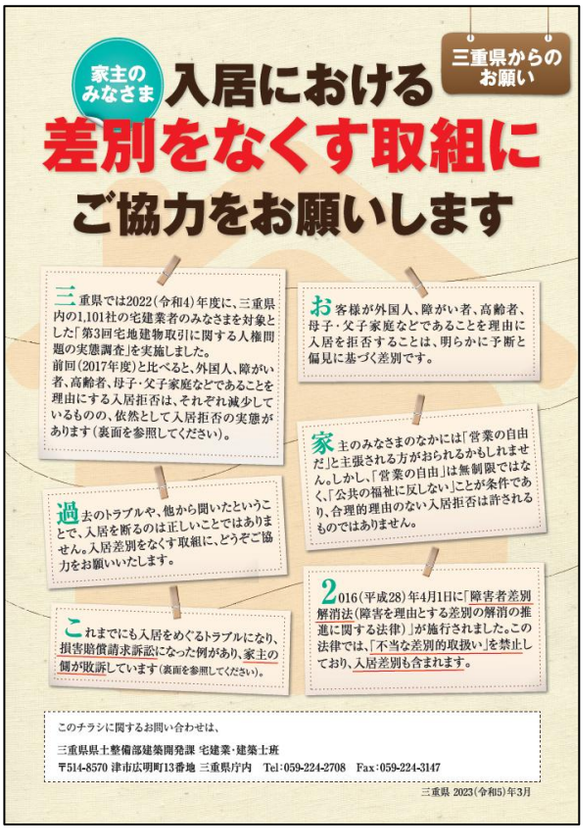
● 2025（令和7）年度に三重県人権センターが受けた部落差別（同和問題）の相談件数は11件でした。

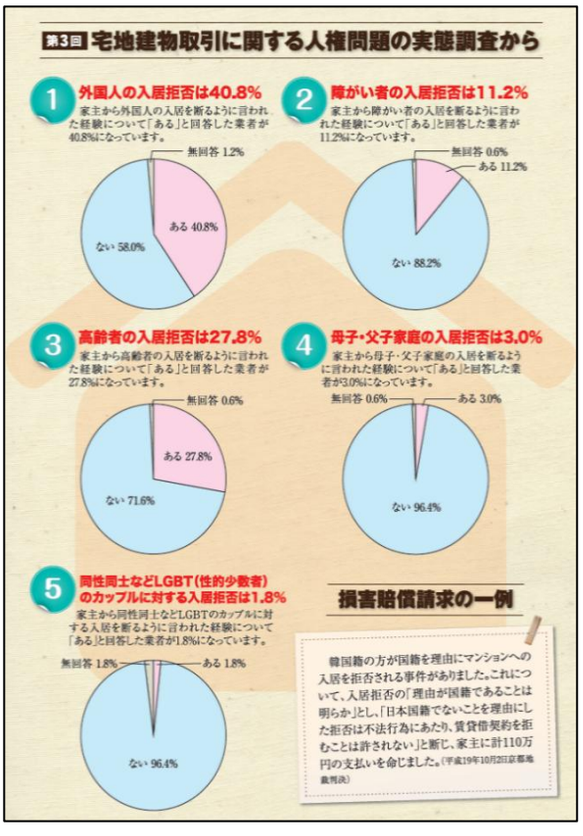
● 情報化の進展に伴う部落差別（同和問題）に関する状況の変化については、県内でも匿名性の高いインターネットを悪用した差別的な書き込みや誹謗中傷が跡を絶たない状況があることに加え、特定の地域を取材し、同和地区として写真入りで紹介するといった、不当な差別を助長・誘発する行為も発生しています。

2 県の主な取組状況（2025（令和7）年度の取組実績、2026（令和8）年度以降の取組方向）

2025（令和7）年度の取組実績	2026（令和8）年度以降の取組方向	部局名	課名
（1）部落差別の解消に向けた教育・啓発活動の推進			
①部落差別を許さないという気運を醸成するような啓発活動等の推進			
・公立学校教員による重大な土地差別事案の発生や、2022（令和4）年度に実施した「人権問題に関する三重県民意識調査」の結果において、同和地区への居住や同和地区出身者との結婚に対する忌避意識が依然としてあること、さらに、三重県内の被差別部落の所在地を暴露するような摘示行為が多発している状況等をふまえ、部落差別の解消に向けた個別条例の制定について検討を行いました。 ・部落差別（同和問題）をはじめとするさまざまな人権問題の早期解決をめざしている団体が実施する啓発・研修、交流事業、調査研究等の自主的な活動に対して支援を行いました。	・引き続き、部落差別の解消に向けた個別条例の制定に向けて検討を進めていきます。なお、前回調査以降の意識の変化と新たな人権課題に対する意識を把握するため、2026（令和8）年度に「人権問題に関する三重県民意識調査」を実施します。 ・さまざまな主体が啓発に取り組むことが部落差別を許さない機運の醸成につながることから、団体が取り組む人権啓発活動等に対して支援を行います。	環境生活部	人権課
・さまざまな人権課題が身近な問題であると気付くことが重要であることから、部落差別（同和問題）をはじめとした人権啓発には、県民に親しまれているメディアを活用し、テレビスポットの放映や、人権メッセージを募集（取組数3,329点）して、その優秀作品をラジオスポットにおいて放送しました。また、部落差別（同和問題）等人権啓発ポスターを作成し、商業施設等に掲示しました。 ・部落差別（同和問題)等の人権課題について、正しい理解と認識を広めるため、県民人権講座において、「子どもたちの明日を描く子どもたちと明日を描く」と題した講演を行いました。また、講演会や移動人権啓発活動において、部落差別（同和問題)についてのリーフレットを継続して配布しました。 ・「差別を許さない三重をつくるために～三重県民意識調査から見えてくること～」をテーマにパネル展を開催するとともに、新たに作成したパネル「部落差別のない社会へ」によるパネル展を開催しました。	・さまざまな人権課題が身近な問題であると気付くことが重要であることから、部落差別（同和問題）をはじめとした人権啓発には、県民に親しまれているメディアを活用し、テレビスポットの放映や、人権メッセージを募集して、その優秀作品をラジオスポットにおいて放送します。また、部落差別（同和問題）等人権啓発ポスターを作成し、商業施設等に掲示します。 ・部落差別（同和問題）をテーマとした県民人権講座を開催し、部落差別（同和問題）等の人権課題について、正しい理解と認識を広めていきます。また、講演会や移動人権啓発活動において、部落差別（同和問題)についてのリーフレットを継続して配布するとともに、部落差別（同和問題）に関して正しい理解と認識を広めるためのパネル展を開催していきます。 ・人権センターアトリウムにおいて、部落差別(同和問題)をテーマとしたパネル展を開催します。	環境生活部	人権センター

2025（令和7）年度の取組実績	2026（令和8）年度以降の取組方向	部局名	課名
・「人権問題に関する三重県民意識調査」の結果では、同和地区に対する忌避意識が根強くあることが明らかになったことから、人権啓発・人権教育をより一層推進するため、市町や教職員に対し参加型の学習会（11回）を開催しました。（再掲：301（1）-②）	・人権啓発・人権教育をより一層推進するため、引き続き、三重県民意識調査に基づき市町職員や教職員に対し、参加型の学習会を開催していきます。（再掲：301（1）-②）	環境生活部	人権センター
・宅地建物取引士を対象とした法定講習や宅地建物取引業者を対象とした研修会等において、人権研修を行いました（法定講習11回、関係団体の研修会2回）。 ・賃貸住宅の経営者（家主）で構成する団体を通じ、家主に対して入居差別解消についての啓発チラシを配布しました（2,400部）。	・これまでの人権研修等の取組もあり、宅地建物取引業者の人権意識は向上しているものの、不動産売買における部落差別（同和問題）はなお存在しており、引き続き宅地建物取引士を対象とした法定講習や宅地建物取引業者を対象とした研修会等において人権研修を行い、さらなる人権意識の向上を図ります。 ・入居差別の解消に向けて、賃貸住宅の経営者（家主）で構成する団体を通じて家主向け啓発チラシを配布し、周知・啓発を行います。	県土整備部	建築開発課





家主向け啓発チラシ

2025（令和7）年度の取組実績	2026（令和8）年度以降の取組方向	部局名	課名
②教育・啓発を推進する人材への支援、人材の養成			
・「人権問題に関する三重県民意識調査」の結果では、同和地区に対する忌避意識が根強くあることが明らかになったことから、人権啓発・人権教育をより一層推進するため、市町職員や教職員に対し参加型の学習会（11回）を開催しました。（再掲：301（1）-①） ・地域防災総合事務所および地域活性化局において、ミニ人権大学講座やトップセミナー、講演会等で部落差別（同和問題）をテーマとした講演を3回開催しました。 ・地域で各種相談業務に従事する相談員等を対象として、さまざまな人権課題についての知識を拡充し、各種相談に対して人権に配慮した相談対応ができるよう、資質や能力を高める講座「人権に係わる相談担当者等スキルアップ講座」（全12講座）において、部落差別（同和問題）に関する講座を2講座実施しました。	・人権啓発・人権教育をより一層推進するため、引き続き、三重県民意識調査に基づき市町職員や教職員に対し、参加型の学習会を開催していきます。（再掲：301（1）-①） ・地域の特性を生かしたミニ人権大学講座やトップセミナー、講演会等を引き続き開催していきます。 ・地域で各種相談業務に従事する相談員等を対象として、さまざまな人権課題についての知識を拡充し、各種相談に対して人権に配慮した相談対応ができるよう、資質や能力を高める講座「人権に係わる相談担当者等スキルアップ講座」（全12講座）において、部落差別（同和問題）に関する講座を複数回実施します。	環境生活部	人権センター
・県の行政職員においては、「人権問題に関する県職員意識調査」の結果をふまえて策定した職員人権研修体系に基づき、職級等に応じた人権研修を行うとともに、各職場における全職員を対象にした人権研修や、部落差別をテーマにした本庁職員人権研修、地域機関職員人権研修を実施しました。また、地域や職場での人権啓発、人権教育推進のリーダーを養成するため、三重県人権大学講座に職員を 13 名派遣しました。（再掲：102（5）-①）	・県の行政職員においては、職級等に応じた人権研修の充実を図るとともに、各職場における全職員を対象にした人権研修や、部落差別をテーマとして本庁職員人権研修と地域機関職員人権研修を実施します。また、地域や職場での人権啓発、人権教育推進のリーダーを養成するため、三重県人権大学講座に職員を派遣するとともに、講座修了者のさらなる活用を図ります。（再掲：102（5）-①）	総務部	人事課
・県内事業者等を対象とした「人権啓発懇話会（加盟：106団体）」の運営および講演会を開催するとともに、「企業と人権を考える集い講演会」（67名参加）を開催し、事業者等の人権意識の高揚を図りました。（再掲：101（3）-①、102（4）-②）	・引き続き、「人権啓発懇話会」や「企業と人権を考える集い講演会」などの機会を通じ、事業者等の人権意識の高揚を図り、部落差別をはじめとする差別の解消に取り組んでいきます。（再掲：101（3）-①、102（4）-②）	雇用経済部	雇用経済総務課
・三重労働局と連携しながら、企業人事担当者等を対象とした公正採用選考研修会を県内8か所（8月～9月）において開催し、合計345人が受講しました。（再掲：101（3）-②、102（4）-②、301（2）-①）	・公正な採用選考が行われるよう、さらに多くの企業等の意識の向上を図っていく必要があることから、より効果的な開催方法等について三重労働局、ハローワークと連携し、公正採用選考啓発推進員等を対象とした研修会を実施します。（再掲：101（3）-②、102（4）-②、301（2）-①）	雇用経済部	雇用対策課

2025（令和7）年度の取組実績	2026（令和8）年度以降の取組方向	部局名	課名
・県内全ての公立学校で、人権問題の理解を深め、人権尊重の視点に立った学校づくりを主体的に進めようとする意欲を高めるための校内研修を実施しました。また、「校内研修活性化のための動画等研修資料」を作成し、各校の校内研修が推進されるよう資料提供しました。（再掲：102（5）-②） ・県内全ての公立学校において人権教育が効果的に取り組まれるよう、推進の要となる管理職および人権教育推進委員会等代表者を対象に研修会を実施し、資質や指導力の向上を図りました。また、人権教育推進のリーダー養成のために、三重県人権大学講座に教職員を派遣しました。（再掲：102（5）-②）	・県内全ての公立学校で、人権問題の理解を深め、人権尊重の視点に立った学校づくりを主体的に進めようとする意欲を高めるための校内研修を実施します。また、各校で校内研修が活性化されるよう支援します。（再掲：102（5）－②） ・県内全ての公立学校において人権教育が効果的に取り組まれるよう、推進の要となる管理職および人権教育推進委員会等代表者を対象に研修会を実施し、資質や指導力の向上を図ります。また、人権教育推進のリーダー養成のために、三重県人権大学講座に教職員を派遣します。（再掲：102（5）-②）	教育委員会事務局	人権教育課
・県、宅地建物取引業者および業界団体の責務を明記した「三重県宅地建物取引業における人権問題に関する指針」（2024（令和6）年4月改正）を業界団体を通じて県内の宅地建物取引業者に周知するとともに、業界団体が実施する研修会等でも周知を図りました。	・県、宅地建物取引業者および業界団体の責務を明記した「三重県宅地建物取引業における人権問題に関する指針」（2024（令和6）年4月改正）に基づき、宅建業団体と連携・協力しながら、研修会等において、人権意識の高揚と啓発に努めるとともに、差別事象が発生した場合の報告を宅地建物取引業者の責務とした同指針の周知を図ります。	県土整備部	建築開発課
③差別事象への対応と啓発への活用			
・社会現場で発生した差別事象について、市町・関係機関とその発生原因の分析を行うとともに、再発防止に向け、情報交換会や学習会、研修会を実施し、事後の取組についても協議し、再発防止に努めました。（再掲：202（3）-②）	・社会現場で発生した差別事象について、市町・関係機関とその発生原因の分析を行うとともに、再発防止に向け、情報交換会や学習会、研修会を実施し、事後の取組についても協議し、再発防止に努めます。（再掲：202（3）-②）	環境生活部	人権センター
④「えせ同和行為」排除に向けた取組			
・国の機関や関係団体で構成される「えせ同和行為対策関係機関連絡会」を通じて、県内で発生したえせ同和行為に関する事案や情報を共有できる体制を整備しています。連絡会は、事案等が発生した際に必要に応じて法務局主催のもと開催されるものであり、2025（令和7）年度は開催されませんでした。	・えせ同和行為の排除のためには行政機関等が一体となって取り組むことが必要であるため、引き続き、「えせ同和行為対策関係機関連絡会」を通じて関係機関との連携を図り、えせ同和行為の排除を推進していきます。	環境生活部	人権課
・えせ同和行為は、部落差別（同和問題）に対する誤った意識を植え付ける大きな要因になっていることから、国、県、市町、関係機関等が情報を共有するとともに、啓発冊子を県関係機関、市町等に配布し、周知、注意喚起や啓発に努めました。	・えせ同和行為は、部落差別（同和問題）に対する誤った意識を植え付ける大きな要因になっていることから、国、県、市町、関係機関等が情報を共有するとともに、啓発冊子を県関係機関、市町等に配布し、周知、注意喚起や啓発に努めます。	環境生活部	人権センター

2025（令和7）年度の取組実績	2026（令和8）年度以降の取組方向	部局名	課名
⑤同和教育の理念や成果を重要な柱とする人権教育の充実・発展			
・部落差別解消推進法や差別解消条例等、差別を解消するための法律や条例の趣旨や内容をふまえ、人権問題に関する理解を深め、人権感覚を磨き、差別解消に向けた取組を積極的に行えるよう、教職員が自らの人権意識を振り返る校内研修を全ての公立学校で実施しました。 ・市町等教育委員会および学校に対する訪問や調査等により、人権侵害の発生状況や学校の人権教育推進に係る課題等、人権教育推進に係る取組の状況等を把握し、取組の推進につながるよう指導、助言しました。（再掲：102（3）-①）	・部落差別解消推進法や差別解消条例等、差別を解消するための法律や条例の趣旨や内容を理解し、差別解消に向けた取組を推進するため、教職員が自らの人権意識を振り返る校内研修を県内全ての公立学校で実施します。 ・市町等教育委員会および学校に対する訪問や調査等により、人権侵害の発生状況や学校の人権教育推進に係る課題等、人権教育推進に係る取組の状況等を把握します。（再掲：102（3）-①）	教育委員会事務局	人権教育課
・部落差別（同和問題）を解決するための学習が学校で積極的に行われるよう、さまざまな機会を通じて、子どもの発達段階に応じて作成している人権学習指導資料等の活用促進および人権教育ガイドラインの周知を行いました。	・部落差別（同和問題）を解決するための学習が学校で積極的に行われるよう、子どもの発達段階に応じて作成している人権学習指導資料の活用を促進するための講座を実施します。 ・部落差別（同和問題）を解決するための学習を支援する学習展開例や指導資料を掲載した「人権学習支援ガイド」を作成します。	教育委員会事務局	人権教育課
⑥学校、家庭、地域等が連携した推進体制の充実			
・子どもたちの「意見を表明する権利」や「参加する権利」を保障し、一人ひとりが権利の主体者であることへの自覚を高め、自他の人権を守るための実践行動ができる力を身につけるため、「『人権が尊重される三重』をつくるこどもサミット」を開催しました。県内10の研究校（小学校、中学校、県立学校）から代表の子どもたちが参加して、各学校・地域で取り組んだ活動や人権が尊重される地域社会をつくるために考えたことなどについて意見交換し、人権尊重の主体者としての意欲や実践行動ができる力を高めました。（再掲：102（2）-①、102（3）-③、302（2）-④） ・人権教育の推進には、学校・家庭・地域の連携が重要であることから、各県立学校の取組に保護者や地域住民の意見を反映する体制を整えるよう、各学校に働きかけました。（再掲：102（3）-③）	・子どもたちの「意見を表明する権利」や「参加する権利」を保障し、一人ひとりが権利の主体者であることへの自覚を高め、自他の人権を守るための実践行動ができる力を身につけるため、「『人権が尊重される三重』をつくるこどもサミット」を開催します。研究校等の代表の子どもたちが各学校・地域で取り組んだ活動や人権が尊重される地域社会をつくるために考えたことなどについて意見交換します。（再掲：102（2）-①、102（3）-③、302（2）-④） ・人権教育の推進には、学校・家庭・地域の連携が重要であることから、各県立学校の取組に保護者や地域住民の意見を反映する体制の充実に取り組みます。（再掲：102（3）-③）	教育委員会事務局	人権教育課
⑦社会教育における住民による主体的な学習支援			
・人権が尊重されるまちづくりに取り組もうとする地域の団体等を支援するため、講師を派遣し、研修会の開催を支援しました。（25団体）（再掲：101（3）-①、102（3）-②、102（4）-②、301（3）-②）	・人権が尊重されるまちづくりのための活動を積極的に進めている地域には偏りがあるため、活動が県内全域に広がるよう、住民、事業者、NPO 等の団体が開催する研修会等に講師派遣等の支援を行います。（再掲：101（3）-①、102（3）-②、102（4）-②、301（3）-②）	環境生活部	人権課

2025（令和7）年度の取組実績	2026（令和8）年度以降の取組方向	部局名	課名
（2）公正な採用選考の確立や就労促進のための取組			
①公正な採用選考の確立に向けた取組			
・三重労働局と連携しながら、企業人事担当者等を対象とした公正採用選考研修会を県内8か所（8月～9月）において開催し、合計345人が受講しました。（再掲：101（3）-②、102（4）-②、301（1）-②）	・公正な採用選考が行われるよう、さらに多くの企業等の意識の向上を図っていく必要があることから、より効果的な開催方法等について三重労働局、ハローワークと連携し、公正採用選考啓発推進員等を対象とした研修会を実施します。（再掲：101（3）-②、102（4）-②、301（1）-②）	雇用経済部	雇用対策課
②就労促進に向けた取組			
・三重県立津高等技術学校等において、離職者、求職者、学卒者、在職者を対象に職業訓練を実施し、あわせて958名が受講しました。	・引き続き、離職者、求職者、学卒者、在職者のニーズおよび県内企業のニーズに対応した多様な職業訓練に努めるとともに、誰もが働きやすい職場環境づくりの促進に取り組んでいきます。	雇用経済部	雇用対策課
（3）部落差別の解消に向けた人権尊重のまちづくりの推進			
①住民交流の拠点となる隣保館の機能を発揮するための取組の促進			
・隣保館機能の維持や強化に必要な修繕等に対して支援しました。2025（令和7）年度は、3市3館で修繕等が実施されました。	・引き続き、市町の実施する隣保館の修繕等に対し支援するとともに、建設から40年以上経過している隣保館も多く、経年劣化による老朽箇所に対する修繕が必要であることから、地方改善施設整備事業が計画的に進むよう、確実な財源措置を講じることを国へ要望していきます。	環境生活部	人権課
・部落差別（同和問題）をはじめとする人権課題の解決に向けて啓発を推進するため、隣保館が地域社会全体の中で住民交流の拠点となる、開かれたコミュニティセンターとして十分機能を果たせるよう、隣保館が行う相談、広報・啓発、地域交流等の各種事業に対して支援を行いました。 ・ 生活上の相談、人権に関わる相談に応じ、適切な援助を行っている施設である隣保館が、広く福祉と人権のまちづくりの拠点施設として、地域住民が抱える地域生活課題の解決に資するよう、さまざまな活動について支援を行いました。（再掲：201（1）-②）	・部落差別（同和問題）をはじめとする人権課題の解決に向けて啓発を推進するため、隣保館が地域社会全体の中で住民交流の拠点となる、開かれたコミュニティセンターとして十分機能を果たせるよう、隣保館が行う相談、広報・啓発、地域交流等の各種事業に対して支援を行います。 ・隣保館は、相談者の身近な地域において気軽に相談できる福祉と人権のまちづくりの拠点施設であることから、隣保館活動が地域住民が抱える地域生活課題の解決に資するよう、さまざまな支援を行います。（再掲：201（1）-②）	環境生活部	人権センター
②人権が尊重されるまちづくりへの取組の学習支援			
・人権が尊重されるまちづくりに取り組もうとする地域の団体等を支援するため、講師を派遣し、研修会の開催を支援しました。（25団体）（再掲：101（3）-①、102（3）-②、102（4）-②、301（1）-⑦）	・人権が尊重されるまちづくりのための活動を積極的に進めている地域には偏りがあるため、活動が県内全域に広がるよう、住民、事業者、NPO 等の団体が開催する研修会等に講師派遣等の支援を行います。（再掲：101（3）-①、102（3）-②、102（4）-②、301（1）-⑦）	環境生活部	人権課

2025（令和7）年度の取組実績	2026（令和8）年度以降の取組方向	部局名	課名
（4）部落差別の解消に向けた人権擁護の推進			
①三重県人権センターにおける人権相談ネットワークの推進			
・人権侵害を訴える相談に対し、相談機関が的確かつ迅速に対応することを目的として、人権相談ネットワーク会議（行政・公益法人の 18 相談機関が参加）を開催し、多岐にわたる相談者のニーズに対して適切に対応できるよう、情報交換を実施しました。（再掲：201（3）-②、202（1）-⑦、312（3）） ・多様化・専門化する人権問題に関する相談に迅速かつ的確に対応するため、相談員の資質向上や相談スキルの習得に努めました。 ・相談員による電話相談、面接相談、弁護士による法律相談を実施しました。相談者の悩み等に対して、適切な助言を行い、必要に応じて、他の相談機関と連携して対応を行いました。	・人権侵害を訴える相談に対し、相談機関が的確かつ迅速に対応することを目的として、人権相談ネットワーク会議（行政・公益法人の 18 相談機関が参加）により、相互に連携しながら人権相談に迅速に対応するとともに、情報交換の会議を開催します。（再掲：201（3）-②、202（1）-⑦、312（3）） ・多様化・専門化する人権問題に関する相談に迅速かつ的確に対応するため、相談員の資質向上や相談スキルの習得に努めます。 ・相談員による電話相談、面接相談、弁護士による法律相談を実施します。相談者の悩み等に対して、適切な助言を行い、必要に応じて、他の相談機関と連携して対応を行います。	環境生活部	人権センター
②隣保館における相談活動等の支援			
・地域における相談体制等の強化を図るため、隣保館が行う生活相談、社会福祉等に関する総合的な活動の支援を行うとともに、隣保館を計画的に訪問し、相談状況の把握や助言を行いました。	・引き続き、地域における相談体制等の強化を図るため、隣保館が行う生活相談、社会福祉等に関する総合的な活動の支援を行うとともに、隣保館を計画的に訪問し、相談状況の把握や助言を行います。	環境生活部	人権センター
（5）インターネットによる差別的な書き込みの早期発見・削除と防止に向けた対応			
・インターネット上にある差別的な書き込みについて、モニタリングを行うことにより、早期発見・削除要請を行い、拡散防止に努めるとともに、これら差別事象の調査・分析を行い、啓発につなげました。また、インターネット上で同和地区の摘示等を行っている動画コンテンツ等について、法務局に削除依頼を行いました（2025（令和7）年度3月末時点34件）。 ・情報流通プラットフォーム対処法が施行されたことをふまえ、差別的な書き込み等へのプラットフォーム事業者の対応を注視しながらモニタリングを実施しました。（再掲：309（3）-②）	・インターネット上にある差別的な書き込みについて、モニタリングを行うことにより、早期発見・削除要請を行い、拡散防止に努めるとともに、これら差別事象の調査・分析を行い、啓発につなげます。また、インターネット上で同和地区の摘示等を行っている動画コンテンツ等について、法務局に削除依頼を行います。 ・情報流通プラットフォーム対処法が施行されたことをふまえ、差別的な書き込み等へのプラットフォーム事業者の対応を注視しながら、適切な対応に努めます。また、インターネット上で部落差別を助長する行為等への対応について、部落差別の解消に向けた個別条例へ明記するため、条例の制定に向けて検討を進めていきます。（再掲：309（3）-②）	環境生活部	人権センター

人権施策【302】　子ども

【この人権施策が寄与すると考えられるSDGsのゴール（目標）】

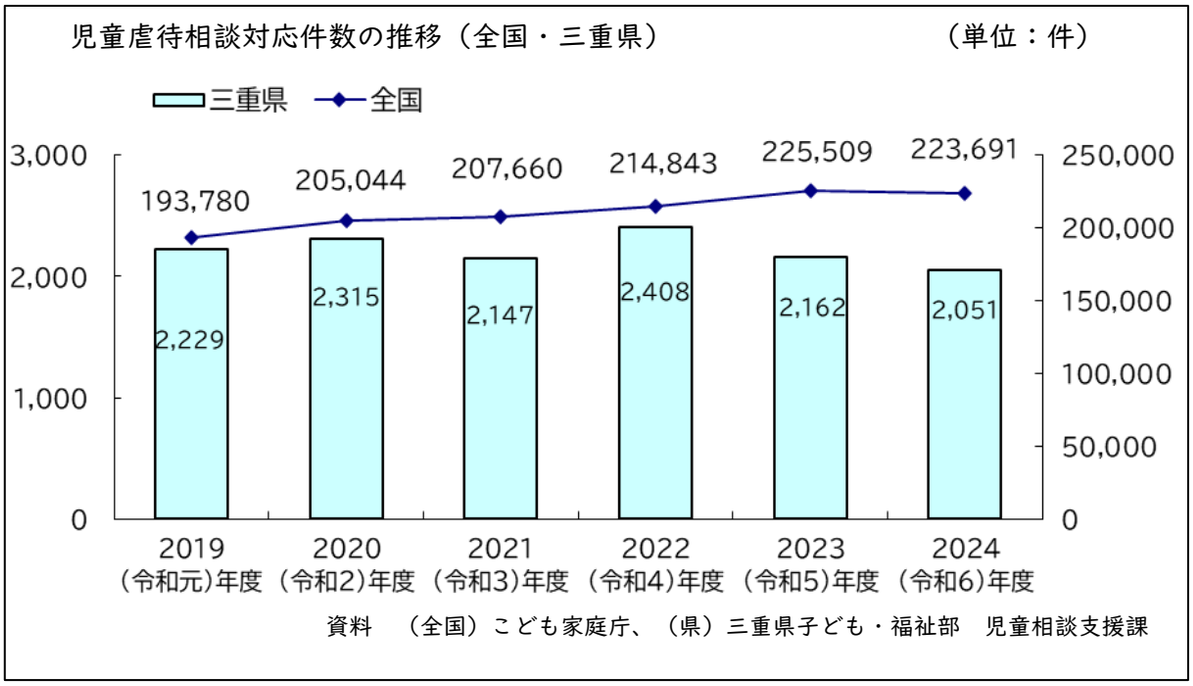


【人権施策基本方針におけるめざす姿】

子どもが権利の主体として尊重されるとともに、地域社会全体で子どもの豊かな育ちを支えています。

子どもが自らの意思を尊重され、権利が保障された環境のもとで豊かな人権感覚を備えた人間として主体的に行動し、安全で健やかな生活を送っています。

1 県内の状況



● 津地方法務局が2025（令和7）年に新たに調査救済手続を開始した子どもに係る人権侵犯事件（体罰、不適切指導、いじめ等）は148件でした。

● 児童相談所では子どもの養育や障がい等に関するさまざまな相談を受けていますが、子どもを取り巻く社会環境の変化により、児童虐待に係る相談件数は、全国集計では200,000件を超えています。三重県における2024（令和6）年度の相談対応件数は2,051件と依然として2,000件を超えて推移しており、相談内容も複雑かつ深刻なものが多くなっています。

2 県の主な取組状況（2025（令和7）年度の取組実績、2026（令和8）年度以降の取組方向）

2025（令和7）年度の取組実績	2026（令和8）年度以降の取組方向	部局名	課名
（1）子どもの権利に関する理解を深める取組や啓発活動の推進			
①子どもの権利について子ども、保護者等が学習する機会の充実			
・「三重県子ども条例」(2025（令和7）年3月改正)の内容や子どもの権利について、大人も子どももわかりやすく学べるパンフレットを多言語で作成し、県内の小学校・中学校・高等学校や子ども食堂等に配布して、啓発に取り組みました。 ・「三重県子ども条例」の内容や子どもの権利について理解を深めてもらうための大人向けの学習会を26回開催するとともに、大人も子どもも楽しみながら「三重県子ども条例」や子どもの権利を学べる啓発イベントを5回開催し、啓発に取り組みました。	・「三重県子ども条例」の内容や子どもの権利について学べるパンフレット等を活用し、イベント出展や出前講座を実施する等、啓発に取り組みます。	子ども・福祉部	少子化対策課
②事業者や地域等と共に取り組む子どもの育ちの見守りや子育て支援の充実			
・「みえ次世代育成応援ネットワーク」参加企業・団体をはじめとした地域のさまざまな主体と連携し、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに向け、子どもの学びや体験機会の提供等に取り組みました。また、これらの取組の成果を報告し、より発展的な取組となるよう「みえ次世代育成応援ネットワーク成果報告会、子どもの居場所事例報告会」を2026（令和8）年1月に開催しました。	・引き続き、「みえ次世代育成応援ネットワーク」参加企業・団体をはじめとした地域のさまざまな主体と連携し、子どもが豊かで健やかに育つことができる地域社会づくりに向け、子どもの学びや体験機会の提供等に取り組みます。	子ども・福祉部	少子化対策課
（2）子どもの健やかな成長のための環境づくり			
①相談窓口の整備充実等の子どもの育ちを支えるための施策の推進			
・子どもからの相談に対応する窓口として、子ども専用電話相談「こどもほっとダイヤル」を運営し、電話・SNS相談を実施しました。悩みや不安を抱えた子どもの声を受け止め、子どもとともに状況や気持ちを整理しながら継続して相談を受け、子どもが自らの力を回復して解決していくことができるよう支援しました。虐待やいじめ等、子ども自身の力だけでは解決できないような場合には、児童相談所や教育委員会等関係機関と連携して対応しました。	・関係機関と円滑に連携できるよう、相談業務委託先や関係機関との情報交換を行っていきます。 ・2025（令和7）年8月から開始したこどもほっとダイヤル（LINE相談）の周知を行っていきます。	子ども・福祉部	少子化対策課

2025（令和7）年度の取組実績	2026（令和8）年度以降の取組方向	部局名	課名
・市町の児童相談体制の強化支援のため、各市町との定期協議で個々の課題を確認し合うとともに、関係機関の連携を図る場である市町要保護児童対策地域協議会の運営を支援するためのアドバイザーの派遣（6市町 11回）や、児童相談の進行管理等を助言するスーパーバイザーの派遣（4市町 9回）を行いました。（再掲：201（2）-①、302（3）-①） ・児童福祉法改正に伴い、2024（令和6）年4月1日から市町の努力義務となった「こども家庭センター」の設置を促進するため、未設置6市町に市町児童相談アドバイザーとともに助言等を行い、設置に向けて働きかけ、年度途中に1市が開設しました。また、同センターの運営向上のため、業務マネジメントを担う「統括支援員」に対する実務研修を開催するとともに、組織運営力向上につながる研修会を新たに開催しました。（再掲：201（2）-①、302（3）-①）	・市町の実情に応じた的確な支援を継続し、市町と児童相談所間の連携をさらに推進するため、市町の要保護児童対策地域協議会の運営強化につながるアドバイザーおよびスーパーバイザーを派遣するとともに、市町支援コーディネーターを引き続き配置し、市町の児童相談体制に関する支援を行います。また、市町と児童相談所間の情報共有・役割分担を調整し、さらなる連携強化を推進します。（再掲：201（2）-①、302（3）-①） ・ 2022（令和4）年に成立した改正児童福祉法において、市町の努力義務となった「こども家庭センター」の設置を促進するため、個別の相談会の開催等、課題改善につながる伴走型支援を実施します。また、「こども家庭センター」の業務マネジメントを担う統括支援員を対象とした実務研修会等を引き続き開催するとともに、組織運営力の向上につながる研修会も実施し、運営体制の強化を推進します。（再掲：201（2）-①、302（3）-①） ・市町間の情報共有を促進するとともに、関係法令やガイドライン等を閲覧できる「三重県市町児童相談対応情報共有フォーム」を運用開始し、ICTも活用しながら市町の児童相談体制の強化を推進します。	子ども・福祉部	児童相談支援課
・2025（令和7）年度は、学校における体罰の問題について子どもや保護者から14件の相談が寄せられました。相談者の気持ちに寄り添って話を聴くとともに、相談者の了解を得たうえで関係部署と連携し対応を依頼し、問題の解決に努めました。 ・2025（令和7）年度もいじめ電話相談を24時間実施し、いじめに悩む子どもや保護者から寄せられたいじめに関する相談は226件でした。相談者の気持ちを傾聴するとともに、対応が必要な場合には相談者の了解を得たうえで、関係部署と連携し対応を行いました。	・学校における体罰の問題について、子どもや保護者からの訴えを受け止め、速やかで適切な対応により問題の早期解決を図るため、引き続き「体罰に関する電話相談窓口」において、本人および保護者からの相談に応じていきます。 ・いじめ問題は多様化・複雑化し、誰にも相談できずに悩みを抱えこんでいる子どもがいます。子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、引き続き「いじめ電話相談」を毎日24時間実施し、子どもたちが安心して相談できる体制を整えます。	教育委員会事務局	研修企画・支援課
②子どもの健やかな成長を支援するための環境づくりの推進			
・青少年やその保護者に対し、インターネット・SNS被害防止の重要性、フィルタリングやアプリの設定、家庭におけるルール作りなどの必要性についての講座（講座数（小学校、中学校、高等学校）は32回、受講者数（小学校・保護者、中学校、高等学校）は2,979人）を実施しました。	・引き続き、青少年やその保護者に対し、インターネット・SNS被害防止の重要性、フィルタリングやアプリの設定、家庭における自律を促すルール作りの工夫等についての講座を実施します。	子ども・福祉部	少子化対策課

2025（令和7）年度の取組実績	2026（令和8）年度以降の取組方向	部局名	課名
③家庭や地域住民と学校、児童相談所等の関係機関による連携の強化および相談体制のネットワーク化に向けた取組			
・子どもたちの不安や悩みに十分対応できるよう、スクールカウンセラー（以下、SC）の配置時間を拡充し、県内全ての公立小中学校（義務教育学校含む）と県立高等学校、特別支援学校、教育支援センターに配置するとともに、生徒の日常的な相談に対応する教育相談員を、引き続き、一定規模以上の中学校と希望する県立学校に配置しました。スクールソーシャルワーカー（以下、SSW）についても、配置時間を拡充し、全ての市町や教育支援センター、夜間中学に配置するとともに、拠点となる県立学校に配置し、関係機関との連携のもと、問題行動等の背景にある課題の解決に向けた支援を行いました。 ・県内の2中学校、1小学校、1県立学校において、スクリーニングを行い、潜在的に支援が必要な児童生徒や家庭を早期に把握し、スクールソーシャルワーカーが福祉や医療などの機関につないだり、児童生徒への適切な支援方策を実践するなどしました。また、スクリーニングを実践した学校の事例を参考にまとめたスクリーニング活用サポートブックを作成し、県内公立学校へ配付しました。 ・不登校児童生徒への支援を行っているフリースクールが行う子どもたちの体験活動にかかる取組を支援しました。	・引き続き、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育相談員の配置を行い、相談体制の充実を図るとともに、学校、児童相談所、児童養護施設、医療機関、警察等による相談体制のネットワーク化を図り、児童虐待や貧困、いじめなどのさまざまな生活背景を持つ子ども一人ひとりの課題に対応します。 ・スクリーニング活用サポートブックをもとに、全ての学校で、子どもの困り感を早期に把握し、適切な支援が行われるよう取り組みます。	教育委員会事務局	生徒指導課
・児童相談所や警察職員等との連携強化を推進するため、県内7地区に分けて地域固有の課題などについて意見交換を行う「児童相談所・警察・市町児童相談体制ブロック別連絡会議」を開催しました。また、県内4地域に分けて、新たに児童家庭支援センター職員も参加し、『ケース会議を通して機関の有機的な働きを構築する』をテーマとした「児童虐待にかかる関係行政機関職員等研修会」を開催しました。	・2023（令和5）年5月に発生した児童虐待死亡事例検証委員会報告書においても関係機関の連携が課題の一つとして提言されていることから、児童相談所や警察職員等との連携強化を推進するため、児童相談所と市町や警察との人事交流の拡充等を行います。また、警察と法的対応である立入調査等の合同研修や複数の関係機関を対象とした「児童虐待にかかる関係行政機関職員等研修会」を引き続き開催します。	子ども・福祉部	児童相談支援課

2025（令和7）年度の取組実績	2026（令和8）年度以降の取組方向	部局名	課名
④子どもが幅広い人間性を身につける機会の充実			
・子どもたちの「意見を表明する権利」や「参加する権利」を保障し、一人ひとりが権利の主体者であることへの自覚を高め、自他の人権を守るための実践行動ができる力を身につけるため、「『人権が尊重される三重』をつくるこどもサミット」を開催しました。県内10の研究校（小学校、中学校、県立学校）から代表の子どもたちが参加して、各学校・地域で取り組んだ活動や人権が尊重される地域社会をつくるために考えたことなどについて意見交換し、人権尊重の主体者としての意欲や実践行動ができる力を高めました。（再掲：102（2）-①、102（3）-③、301（1）-⑥）	・子どもたちの「意見を表明する権利」や「参加する権利」を保障し、一人ひとりが権利の主体者であることへの自覚を高め、自他の人権を守るための実践行動ができる力を身につけるため、「『人権が尊重される三重』をつくるこどもサミット」を開催します。研究校等の代表の子どもたちが各学校・地域で取り組んだ活動や人権が尊重される地域社会をつくるために考えたことなどについて意見交換します。（再掲：102（2）-①、102（3）-③、301（1）-⑥）	教育委員会事務局	人権教育課
・子どもや子育て家庭を地域全体で支えるという趣旨に賛同する企業・団体で構成する「みえ次世代育成応援ネットワーク」（2026（令和8）年3月末現在1,651会員）等と連携し、地域の子どもたちの貴重な学び、体験の機会を提供する「オシゴトチャレンジ ミエキッズ（子どもの会社見学）」を行い、38件のマッチングが成立しました。 ・「みえ次世代育成応援ネットワーク」等と連携し、地域の子どもたちの学びや体験機会を創出するため、地域の民間団体や企業等が、子どもや子育て家庭を対象とした各種のイベント等を開催し、地域の特性を活かした取組を継続できるよう支援する「三重県子どもの学び・体験イベント等開催支援事業」を行い、県内5か所でイベントを開催しました。 ・子どもから家庭や友だちへ、大人から子どもへ、思ってはいるけれどなかなかお互いに伝えられない大切な人への「ありがとう」の気持ちをテーマにした「第17回ありがとうの一行詩コンクール」を開催し、6,815作品の応募をいただきました。	・子どもや子育て家庭を地域全体で支えるという趣旨に賛同する企業・団体で構成する「みえ次世代育成応援ネットワーク」の会員に対して、ネットワークの取組への積極的な参画を促し、ネットワークのさらなる活性化につなげることができるよう取り組みます。	子ども・福祉部	少子化対策課
⑤インターネット上の人権侵害への取組の充実			
・インターネット上の不適切な書き込みを検索するネットパトロールを年3回（8月下旬～9月、11 月、1月）実施しました。2025（令和7）年度は、1,014件の不適切な書き込みを検知し、これらの書き込みに、学校や市町等教育委員会と連携して対応しました。（再掲：309（3）-①） ・学校から相談および報告があった不適切な投稿については、年間を通して随時、ネットパトロールを実施しました。（再掲：309（3）-①）	・ インターネット上のトラブルが年々増加傾向にあることから、2026（令和8）年度も引き続きネットパトロールを年3回（8月下旬～9月、11 月、1月）実施します。（再掲：309（3）-①） ・学校からの相談および報告による個別案件については、年間を通して随時、ネットパトロールを実施します。（再掲：309（3）-①）	教育委員会事務局	生徒指導課

2025（令和7）年度の取組実績	2026（令和8）年度以降の取組方向	部局名	課名
⑥子どもの貧困対策			
・子どもの居場所が抱える課題や個々のニーズと、企業や民間団体が持つシーズを結びつけるマッチング・コーディネートを進め、地域との連携を促しました。あわせて、子どもの居場所が直面する人材に関する課題を解決するため、応援アドバイザーの派遣やインターンシップ、勉強会などを継続し、担い手の育成とネットワークの強化を図りました。さらに、子ども食堂や学習支援、体験活動の実施に必要な経費については、地域の多様なニーズに応じた財政的支援を行い、現場の取組を後押ししました。これらの事業を中心に、子どもの居場所づくりを推進し、「持続可能な取組」となるよう支援しました。	・子どもの居場所が抱える課題やニーズに対応するため、企業・民間団体とのマッチングによる地域連携を進めるとともに、応援アドバイザーの派遣や研修等を通じた人材育成およびネットワーク強化を図ります。 ・物価高騰や居場所の多様化をふまえ、補助制度の見直し、拡充を行います。 ・アウトリーチ型居場所モデル事業を実施し、既存の子どもの居場所に繋がりづらかった中高生世代の声を今後の支援施策に活かしていきます。	子ども・福祉部	少子化対策課
⑦ヤングケアラー（注）支援の取組			
・高校生世代から30歳未満の実態を把握するためアンケート調査を実施しました。 ・ヤングケアラーに対する県民の理解を深めるため出前講座等を12回開催しました。また、子どもたちがヤングケアラーについて理解し、自分の状況について周囲の大人に相談してよいことなどを知ってもらうことを目的に県で作成したリーフレットを小学校5年生に、国のリーフレットを高校生に配布しました。 ・ヤングケアラーについて学び、ヤングケアラーの早期発見や支援につなげるため、福祉等関係機関の職員を対象とした研修会を5回開催しました。	・対象者を適切に把握し連携して支援を行うため、関係機関職員向けの研修会や啓発を目的とした県民向けの講演会を実施するとともに、コーディネーターによる情報提供や助言などを行います。 ・ヤングケアラーについては当事者や支援者の理解が必要であることから、引き続き子ども向けリーフレットや支援ハンドブックを活用して周知啓発を図ります。 ・相談しやすい体制整備のため、LINE 相談窓口を設置するほか、当事者や支援者のための交流会を開催することで、支援の拡充を図ります。	子ども・福祉部	家庭福祉・施設整備課
（3）児童虐待防止と啓発活動の充実			
①児童虐待防止と社会的養育の推進			
・児童虐待の早期発見・早期対応を推進するため、児童相談所や市町または関係機関が安全確認を行う際には、全ての事案において、児童本人への対面による観察を基本とした安全確認を徹底しました。（再掲：202（1）-③） ・児童虐待の再発防止に向け、児童相談所が関わる児童の見守りについては、事案に応じて、1週間、1か月、3か月に1回以上の頻度で実施しました。そのうち、保育所や学校等に通園・通学していない事案については、見守りの頻度は1か月に1回以上とし、市町および関係機関と連携し、児童本人への対面による観察を基本とした安全確認を行いました。（再掲：202（1）-③）	・児童虐待の早期発見・早期対応を推進するため、児童相談所や市町または関係機関が安全確認を行う際には、全ての事案において、児童本人への対面による観察を基本とした安全確認を徹底します。（再掲：202（1）-③） ・児童虐待の再発防止に向け、児童相談所が関わる児童の見守りについては、事案に応じて、1週間、1か月、3か月に1回以上の頻度で実施します。そのうち、保育所や学校等に通園・通学していない事案については、見守りの頻度は1か月に1回以上とし、市町および関係機関と連携し、児童本人への対面による観察を基本とした安全確認を徹底します。（再掲：202（1）-③）	子ども・福祉部	児童相談支援課

2025（令和7）年度の取組実績	2026（令和8）年度以降の取組方向	部局名	課名
・市町の児童相談体制の強化支援のため、各市町との定期協議で個々の課題を確認し合うとともに、関係機関の連携を図る場である市町要保護児童対策地域協議会の運営を支援するためのアドバイザーの派遣（6市町 11回）や、児童相談の進行管理等を助言するスーパーバイザーの派遣（4市町 9回）を行いました。（再掲：201（2）-①、302（2）-①） ・児童福祉法改正に伴い、2024（令和6）年4月1日から市町の努力義務となった「こども家庭センター」の設置を促進するため、未設置14市町に市町児童相談アドバイザーとともに助言等を行い、設置に向けて働きかけました。また、同センターの運営向上のため、業務マネジメントを担う「統括支援員」に対する実務研修を開催するとともに、組織運営力向上につながる研修会を新たに開催しました。（再掲：201（2）-①、302（2）-①） ・要保護児童に係る課題を共有するため、県要保護児童対策協議会を開催しました。また、医療機関と児童虐待防止に対する認識や情報共有を図るため、県児童虐待対応協力基幹病院連絡会議を開催するなど、関係機関との連携の強化を図りました。	・市町の実情に応じた的確な支援を継続し、市町と児童相談所間の連携をさらに推進するため、市町の要保護児童対策地域協議会の運営強化につながるアドバイザーおよびスーパーバイザーを派遣するとともに、市町支援コーディネーターを引き続き配置し、市町の児童相談体制に関する支援を行います。また、市町と児童相談所間の情報共有・役割分担を調整し、さらなる連携強化を推進します。（再掲：201（2）-①、302（2）-①） ・2022（令和4）年に成立した改正児童福祉法において、市町の努力義務となった「こども家庭センター」の設置を促進するため、個別の相談会の開催等、課題改善につながる伴走型支援を実施します。また、「こども家庭センター」の業務マネジメントを担う統括支援員を対象とした実務研修会等を引き続き開催するとともに、組織運営力の向上につながる研修会も実施し、運営体制の強化を推進します。（再掲：201（2）-①、302（2）-①） ・県の児童相談体制の強化を図るにあたり、重要な関係機関との連携をさらに促進するため、県要保護児童対策協議会や県児童虐待対応協力基幹病院連絡会議を開催するなど、関係機関との連携の強化を図ります。	子ども・福祉部	児童相談支援課
・子どもの権利擁護の観点から、アドボカシーの取組が重要であるため、児童養護施設等の入所児童に対し「子どもの権利ノート」や「子どもの権利擁護手紙」を配付するとともに、児童相談所職員や児童養護施設等職員を対象にアドボカシーに関する研修を進めました。また、意見表明等支援員（アドボケイト）が県内全ての児童養護施設、一時保護所、ファミリーホーム、一時保護専用施設等を訪問し、子どもの声の聴き取りを行いました。 ・外国人家庭からの児童相談については、鈴鹿児童相談所および北勢児童相談所に外国人支援員を派遣し、通訳等の支援を行いました。また、外国人支援員の資質向上のため、子どもの発達支援に関する研修も実施し、さらに的確な通訳等につながる取組も推進しました。	・処遇が安定していない一時保護所入所児童に対しては、現在の意見表明等支援員（アドボケイト）の訪問に加え、新たに弁護士が意見表明支援員（アドボケイト）として訪問します。 ・意見表明等支援員（アドボケイト）が新たに乳児院を訪問し、子どもの声の聴き取りを行います。 ・通訳者の派遣や電話通訳について、鈴鹿児童相談所、北勢児童相談所に加えて、中央児童相談所に外国人支援員を派遣します。	子ども・福祉部	児童相談支援課

2025（令和7）年度の取組実績	2026（令和8）年度以降の取組方向	部局名	課名
・三重県社会的養育推進計画に基づき、フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）を県内に2か所設置し、また昨年度フォスタリング機関であった2か所が里親支援センター化し、里親制度を普及・啓発するとともに、新たな里親登録者の拡大、里親の養育技術の向上等の取組を進めました。 ・児童養護施設等において、子どもに家庭的な環境を提供できるよう、施設の小規模グループケア化を支援しました。 ・社会的養護経験者の円滑な自立に向けて、施設退所前から退所後まで切れ目のない支援体制の整備に取り組みました。 ・親子関係の再構築に係る体制の強化のため、保護者支援プログラムの周知やプログラムを提供できる児童福祉関係職員の育成を行うとともに、保護者へプログラムの提供を行いました。	・社会的養育を必要とする子どもが自立に向け健やかに育つことができるよう、里親委託の推進や施設の多機能化等に引き続き取り組む必要があるため、2024（令和6）年度に新たに策定した三重県社会的養育推進計画（Ⅰ期）に基づき、施設職員の人材育成や施設の多機能化に向けた取組を支援します。また、フォスタリング機関の里親支援センターへのスムーズな移行と設置後の里親支援センターの取組を支援します。フォスタリング機関や里親支援センターと連携し、里親の養育力向上に向けた取組を行います。 ・社会的養護経験者等が施設退所後に孤立することがないよう、新たにに自立支援拠点を整備し、相互交流の場の提供や相談支援を実施します。 ・児童虐待の防止に向け、保護者支援プログラムの周知やプログラムを提供できる児童福祉関係職員の育成を行うなど、親子関係の再構築に係る体制の強化に取り組みます。	子ども・福祉部	児童相談支援課
・児童虐待相談対応件数の増加に対応するとともに、国が策定した「新たな児童虐待防止対策体制総合プラン」に対応するため、引き続き必要な職員体制を確保しました。また、経験年数の浅い職員の現場対応力を育成するため、北勢児童相談所に1名の児童相談人材育成専門員を新たに配置しました。 ・高度な専門性と広い視野を持つ人材を体系的に育成し、三重県の児童相談体制のさらなる強化を推進するため、2025（令和7）年度に策定した「三重県児童相談所職員人材育成計画」に基づき、児相職員および関係機関等職員に対する研修を拡充したことで、のべ1,064名の職員が受講しました。また、「こども家庭ソーシャルワーカー」の資格取得支援（支援者2名）や職務のさらなる質の向上につながる自己研鑽に対する有識者招へい支援等の取組を行い、児童相談所職員の意欲向上につながる取組も実施しました。	・児童虐待相談対応件数は2,000件を超える状況であり、児童相談所は経験年数の浅い職員が高い割合を占める人員体制であるため、引き続き、「新たな児童虐待防止対策体制総合プラン」に基づき児童福祉司や児童心理司等の専門職を確保するとともに、2024（令和6）年度に策定した「三重県児童相談所職員人材育成計画」に基づき、職員のキャリアビジョンに沿った人材育成を体系的に推進することで、専門性と組織対応力を高める研修の充実等を引き続き図ります。	子ども・福祉部	児童相談支援課

2025（令和7）年度の取組実績	2026（令和8）年度以降の取組方向	部局名	課名
・子どもに対する性犯罪・性暴力被害の潜在化を防ぐため、子どもの発達段階に応じた「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の周知および被害防止のための啓発を実施するとともに、特に低年齢児童に対する性犯罪・性暴力被害の潜在化を防ぐため、未就学児の保護者に対する「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の周知および被害防止のための啓発を実施しました。（再掲：308（1）-②）	・子どもの性犯罪・性暴力被害の潜在化を防ぐため、子どもの発達段階に応じた「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の周知および被害防止のための啓発を実施します。（再掲：308（1）-②） ・教職員が性暴力被害に対応する際の一助になるよう、「学校における児童生徒間の性暴力にかかる対応支援ハンドブック」を改訂します。（再掲：308（1）-②）	環境生活部	くらし・交通安全課
②児童虐待に対する啓発活動の充実			
・「子どもを虐待から守る条例」に基づき、11月の「子ども虐待防止啓発月間」において、イベントの開催等による啓発活動を行いました。	・児童相談所による児童虐待相談対応件数が2,000件を超える状況が引き続き続いていることから、2025（令和7）年改正「子どもを虐待から守る条例」に基づき、5月・11月の「子ども虐待防止啓発月間」において、児童虐待の早期発見および未然防止につながる啓発活動を推進します。	子ども・福祉部	児童相談支援課
（4）いじめ防止対策の推進			
・「三重県いじめ防止条例」の基本理念をふまえ、三重県いじめ防止応援サポーターの取組やいじめ防止強化月間におけるピンクシャツ運動の推進、いじめの防止に向けた児童生徒の主体的な取組等を進めました。また、「STOP!いじめ」ポータルサイトで、学校およびいじめ防止応援サポーターの主体的ないじめ防止の取組やいじめ防止のリレー動画を掲載し、社会全体にいじめ防止の啓発を行いました。	・いじめ防止に関する県民の理解を深め、社会総がかりでいじめの問題を克服するための取組を行います。また、子どもたちがいじめ防止等に向けて主体的に考え行動する力を育む取組を推進します。	教育委員会事務局	生徒指導課

注）**ヤングケアラー**　家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のこと。

県以外のさまざまな主体による取組

鈴鹿市：鈴鹿市こども条例について

①目的

鈴鹿市こども条例は、児童の権利に関する条約やこども基本法の趣旨をふまえ、こどもの権利を守り、社会全体でこどもの健やかな成長を支え合うことにより、全てのこどもが健やかに成長できる社会の実現を目的とし、2025（令和7）年4月1日に施行しました。

【鈴鹿市こども条例　ポスター】



②ポイント

条例では、こどもの健やかな育ちを支援するに当たっての基本理念のほか、こどもの大切な権利や大人の責務と役割、基本的施策などについて定めています。

③成果と今後の課題

鈴鹿市こども条例の施行により、こどもの権利や条例の理念について、根拠に基づいた普及啓発を進めることができました。一方で、理念条例であることから、その実効性を担保していくことが課題となっています。このため、こども計画を策定し取り組んでいく中で、より具体性を持った施策の遂行により理念を実現していきます。「鈴鹿市こども条例」の詳細はホームページをご覧ください。

https://www.city.suzuka.lg.jp/kosodate/kosodateshien/1010571.html

県以外のさまざまな主体による取組

【桑名市こどもの権利条例　ポスター】



桑名市：桑名市こどもの権利条例について

①目的

桑名市民全体で、権利の主体であるこどもの最善の利益を第一に考え、こどもの声に耳を傾け、大人とこどもが対等な立場で協力し、こどもの権利が保障されるまちを目指すことを目的に、2025（令和7）年4月1日に施行しました。

②ポイント

本条例は、桑名市議会教育福祉委員会において、市内小中学生との意見交換会や関係者へのヒアリング等を実施しながら、委員会での議論を重ね、議員提案により市議会に提出され、2024（令和６）年12月５日に可決したものです。

特に大切なものとして保障されなければならないこどもの権利として、「差別されない権利」「こどもにもっともよいことが考慮される権利」「幸せに育ち・生きる権利」「意見を表明し、尊重される権利」「プライバシーが守られる権利」「あらゆる暴力から守られる権利」「医療を受ける権利」「衣食住が確保される権利」「教育を受ける権利」「休み、遊ぶ権利」の10項目を規定しています。

また、第23条には、こどもの権利侵害に対する救済および回復等を目的とし、こどもの権利を擁護する機関として、「こどもの権利擁護委員会」の設置を規定しています。なお、こちらは、条例公布の日から2年を目途に設置予定です。

③成果と今後の課題

まだ施行されたばかりということから、効果は測りかねますが、初年度にあたる2025（令和７）年度は主にこどもや関係者への周知啓発、市職員に向けた研修等に力を入れてきました。

課題は、こども自身が権利侵害を受けていて周りの大人も気づいていない場合、当事者であるこども自身が声を上げないと問題解消に向けた取り組みが進まないことです。そのため、こどもがより身近に相談できる仕組みづくりを充実させる必要があります。

「桑名市こどもの権利条例」の詳細はホームページをご覧ください。
https://www.city.kuwana.lg.jp/kodomo/kodomonokenrijourei3.html

人権施策【303】　女性

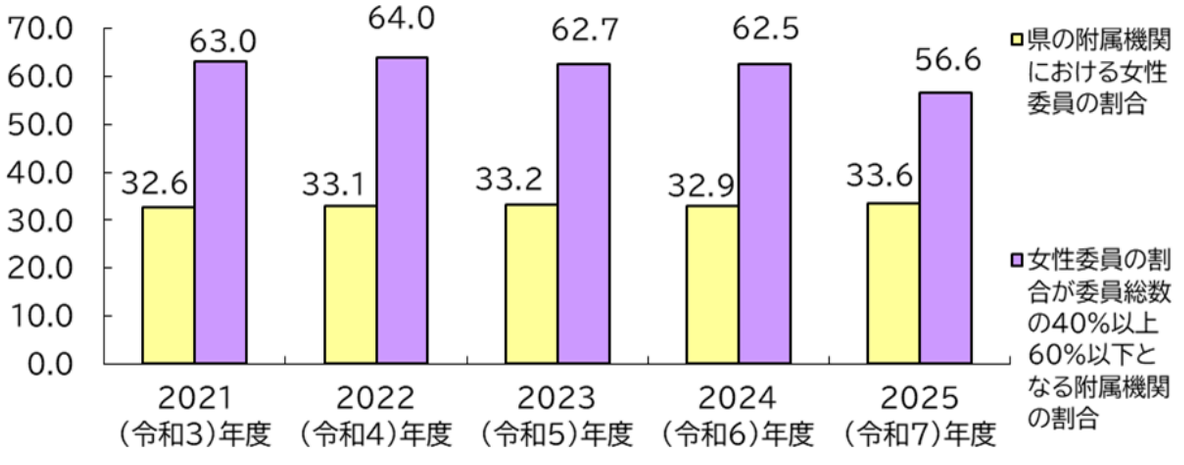
【この人権施策が寄与すると考えられるSDGsのゴール（目標）】



【人権施策基本方針におけるめざす姿】
　職場、家庭、地域社会において、性別に関わりなく、個性や能力を十分に発揮し、それぞれの多様な生き方が認められる男女共同参画が進むとともに、あらゆる分野における男女格差の是正や女性の参画・活躍の拡大に向けて、さまざまな主体による取組が進んでいます。
　また、DVや性暴力の根絶に向けた取組や困難な問題を抱える女性に対する支援等が進んでいます。

1　県内の状況

県の附属機関（審議会等）における女性の参画状況の推移　（単位：件）



資料：三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課

● 津地方法務局が2025（令和7）年に新たに救済手続を開始した女性に係る人権侵犯事件は0件でした。

●「男女共同参画の視点で進める三重県附属機関等への委員選任基本要綱」に基づき、県の附属機関への委員の選任にあたり、女性の参画を促進しています。2025（令和7）年の女性委員の割合は33.6%、委員総数の40%以上60%以下となる附属機関の割合は56.6%でした。

2 県の主な取組状況（2025（令和7）年度の取組実績、2026（令和8）年度以降の取組方向）

2025（令和7）年度の取組実績	2026（令和8）年度以降の取組方向	部局名	課名
（1）男女共同参画を推進するための基盤の整備			
①女性の政策・方針決定過程への参画			
・一人ひとりが性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮でき、それぞれに多様な生き方が認められ、対等な立場で社会のあらゆる分野に共に参画し、責任を分かち合う男女共同参画社会の実現をめざし、2021（令和3）年3月に策定した「第3次三重県男女共同参画基本計画」および第一期実施計画に基づき、政策・方針決定過程への女性の参画拡大、あらゆる分野における女性活躍の推進等にむけて取組を進めるよう、三重県男女共同参画審議会による評価を通じて、関係部局へ働きかけました。	・三重県男女共同参画審議会による県の施策等に対する評価の内容をふまえ、男女共同参画の普及・啓発や政策方針決定過程への女性の参画拡大、あらゆる分野における女性活躍の推進等に向けて、庁内各部局と連携しながら男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進に取り組むことで、男女共同参画社会が実現するよう一層取組を進めます。	環境生活部	ダイバーシティ社会推進課
・「男女共同参画の視点で進める三重県附属機関等への委員選任基本要綱」に基づき、各部局へ女性委員の登用を働きかけたものの、女性委員の割合が委員総数の40%以上、60%以下となる附属機関の割合は、2024（令和6）年度の62.5%から2025（令和7）年度は56.6%となりました。 ・市町担当課長会議や担当者研修において、県が定める「男女共同参画の視点で進める三重県附属機関等への委員選任基本要綱」を示しながら、女性委員の割合を高めるよう働きかけを行ったものの、市町の審議会等における女性委員の割合は、2024（令和6）年度の28.4%に引き続き、2025（令和7）年度も28.4%となりました。	・政策・方針決定過程における男女共同参画を推進するため、引き続き各部局に対して女性委員の登用への働きかけを行っていきます。特に女性委員の減少した附属機関等を所管する部局等を中心として、働きかけを強化していきます。また、県内市町に対しても、研修等を通じて、より一層の働きかけを行っていく必要があります。	環境生活部	ダイバーシティ社会推進課
・地域社会における方針決定の場への農村女性の参画を促進するため、農業や地域活動に意欲的に取り組む女性を農村女性アドバイザーとして新たに6名を認定するとともに、市町に対し農業委員会への女性登用の推進を働きかけました。また、経営における役割分担や収益配分などを定める家族経営協定等について研修会等の機会を通じて説明を行いました。	・農村女性アドバイザーの活動を支援するとともに、研修会の実施や新規認定への啓発を行います。 ・農業委員会への女性登用啓発推進に向けた市町への働きかけ等を実施していきます。 ・研修会や説明会等の機会を通じて家族経営協定を推進し、農村女性が経営の意思決定等へ参画できるよう啓発していきます。	農林水産部	担い手支援課

2025（令和7）年度の取組実績	2026（令和8）年度以降の取組方向	部局名	課名
②男女共同参画を阻害する制度や慣行の見直し促進のための啓発・広報活動の推進			
・一人ひとりが性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮でき、それぞれに多様な生き方が認められ、対等な立場で社会のあらゆる分野に共に参画し、責任を分かち合う男女共同参画社会の実現をめざし、県民の男女共同参画意識の向上を図るため、三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、男女共同参画フォーラムをはじめ各種講演会や講座を開催しました（主な講演会2025（令和7）年10月：553名参加、11月：227名参加）。	・依然として男女共同参画を阻害する固定的な性別役割分担は根強く残っています。このため、引き続き、男女共同参画社会の実現に向けて、固定的な性別役割分担意識にとらわれない多様な生き方や、政策・方針決定過程への女性の参画を促進するよう、講演会やセミナーなどを行い、より一層の普及啓発に取り組みます。	環境生活部	ダイバーシティ社会推進課
③男女共同参画を推進する教育・学習の充実			
・三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、「男性講座」（1回）、「困難を抱える女性を地域で支援する人材育成講座」（2回）、「働く女性のためのファシリテーション講座」（3回）等、さまざまな講座・セミナーを開催しました。また、「男女共同参画週間」関連事業等の参画交流事業を国、市町、地域の活動団体等と連携して実施し、男女共同参画の理解と意識の普及、気運の醸成を図りました。 ・三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、出前講座等を開催し、学生を含め、広く県民に男女共同参画についての教育・学習の機会を提供しました。	・男女共同参画の理解と意識の普及、気運の醸成のため、三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、講座やセミナーを開催するほか、「男女共同参画週間」関連事業等の参画交流事業を国、市町、地域の活動団体等と連携して実施します。 ・三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、出前講座等を開催し、学生を含め、広く県民に男女共同参画についての教育・学習の機会を提供します。	環境生活部	ダイバーシティ社会推進課
・三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、女性が自分自身を信頼する力「自己尊重感」を養い、自分らしく生きる視点を養うためのトレーニング（2回）を実施するとともに、高等学校等へのデートDV出前講座を実施しました。	・三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、女性が自らの持つ性別役割分担意識に気づき、自分らしく生きる視点を養うための自己尊重感を高めるトレーニングや高等学校等へのデートDV出前講座を引き続き実施します。	環境生活部	ダイバーシティ社会推進課

2025（令和7）年度の取組実績	2026（令和8）年度以降の取組方向	部局名	課名
（2）働く場におけるジェンダー平等（注1）が確保された多様な生活や働き方を実現できる環境づくり			
①男女が共に働きやすい職場環境づくりに向けた取組促進			
・ジェンダーギャップ解消に向け、固定的性別役割分担意識や男性中心型労働慣行を変革し、誰もが家庭でも仕事でも活躍できる環境となるよう、県内企業、団体と連携し、企業トップ・リーダー層の意識啓発に向けた先進取組企業の見学会＆ワークショップ（計3回開催、32社42名参加）、企業トップ等の思いを見える化する「本気宣言」（18宣言、累計73宣言）、働く女性のロールモデルとの交流会（60社66名参加）を実施しました。 ・女性が活躍できる環境整備に向けて、県内企業・団体等で構成する「輝くみえのミライ☆三重県会議」等と連携し、企業の取組促進を図りました（会員数638団体）。 ・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画について、専門アドバイザーを派遣し、常時雇用労働者数100人以下の県内企業に対し、策定を支援しました（支援数：10者）。 ・先進的な企業の取組等を照会する「ジェンダーギャップ解消フォーラム」を開催しました（230名参加）。	・ジェンダーギャップ解消に向けて、これまでの女性活躍の推進に係る取組を発展させ、誰もが家庭でも仕事でも活躍でき、性別役割分担にとらわれない働き方を推進するため、県内企業等における取組が進むよう、企業トップ・リーダー層の意識啓発、働く女性のキャリア継続やキャリアアップ支援、若年層とその親世代を対象としたアンコンシャス・バイアスの解消に関する啓発、企業等による取組実践の支援を行っていきます。	環境生活部	ダイバーシティ社会推進課
②雇用の場におけるジェンダー平等に向けた普及・啓発の推進			
・長時間労働の是正や休暇取得の促進、多様な勤務制度等の導入によりワーク・ライフ・バランスの推進等に取り組んでいる企業等を「みえの働き方改革推進企業」として185社登録するとともに、特に優れた取組を行っている6社を表彰（うち1社は「ジェンダーギャップ解消取組賞」として表彰）し、その取組事例を広く紹介しました。 ・出産・育児等を経ても正規雇用のまま働き続けられる環境づくりを推進するため、県内企業において短時間正社員制度導入のモデル事例を創出しました。	・長時間労働の是正や休暇取得の促進、多様な勤務制度等の導入によりワーク・ライフ・バランスの推進等に取り組んでいる企業等を「みえの働き方改革推進企業」として登録するとともに、特に優れた取組を行っている企業を表彰し、その取組事例を広く紹介します。 ・とりわけ、短時間正社員制度については、2025（令和7）年度に創出したモデル事例を活用し、広く周知啓発していきます。	雇用経済部	雇用対策課



ジェンダーギャップ解消フォーラム

2025（令和7）年度の取組実績	2026（令和8）年度以降の取組方向	部局名	課名
③育児・介護期の労働者に対する支援			
・昼間保護者のいない小学生を対象に、小学校の余裕教室、児童館等の身近な社会資源を活用して適切な遊びおよび生活の場を提供する放課後児童クラブの設置または運営、もしくはその補助等を行う市町に助成しました（29市町）。 ・放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点を設け、地域の方の参画を得て、子どもたちに学習やスポーツ・文化活動、地域との交流活動の機会を提供する放課後子ども教室を実施する市町に対し支援を行いました（16市町）。	・引き続き、昼間保護者のいない小学生を対象に、小学校の余裕教室、児童館等の身近な社会資源を活用して適切な遊びおよび生活の場を提供する放課後児童クラブの設置または運営、もしくはその補助等を行う市町に助成します。 ・引き続き、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点を設け、地域の方の参画を得て、子どもたちに学習やスポーツ・文化活動、地域との交流活動の機会を提供する放課後子ども教室を実施する市町に対し支援を行います。	子ども・福祉部	子どもの育ち支援課
・再就職や正規雇用を希望する女性のニーズにあった形で就職できるよう、オンラインを活用したスキルアップ研修や個別のキャリアカウンセリング、県内企業との交流会など総合的な支援を行い、スキルアップ研修に317名、個別のキャリアカウンセリングを55名が受講、企業との意見交換会に31名が参加しました。	・引き続き、再就職や正規雇用を希望する女性一人ひとりの希望にあった形で就職できるよう、個人の状況に応じたオンラインによるスキルアップ研修、個別のキャリアカウンセリングや、県内企業との交流会を組み合わせた一体的な支援を行います。	雇用経済部	雇用対策課
④女性の就労支援の推進			
・女性の就労を支援するため、県内3地域（松阪、鈴鹿、伊勢にてのべ7回）において、女性求職者を対象とした就職相談を実施し、8名が参加しました。	・女性求職者を対象とした、県内各地域での就職相談を実施することで、女性の就労支援に取り組みます。	雇用経済部	雇用対策課
（3）暴力等から人権を守る環境づくりと健康の支援			
①あらゆる暴力から女性を守るための関係機関の連携強化および相談体制の充実			
・性犯罪・性暴力被害者からの相談に関し、「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」と関係機関や警察、行政が相互に緊密な連携を図り、迅速かつ適切な支援を行うことを目的に、性犯罪・性暴力被害者支援事業に係る連携機関会議を開催しました。（再掲：308（1）-①）	・性犯罪・性暴力被害者からの相談に関し、「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」と関係機関や警察、行政が相互に緊密な連携を図り、迅速かつ適切な支援を行うことを目的に、性犯罪・性暴力被害者支援事業に係る連携機関会議を開催します。 ・多様化する性犯罪・性暴力相談の増加に対応するため、「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の相談体制を強化します。（再掲：308（3）-①）	環境生活部	くらし・交通安全課

2025（令和7）年度の取組実績	2026（令和8）年度以降の取組方向	部局名	課名
・複雑化、多様化、深刻化するDV 事案や困難な問題を抱える女性の相談に適切に対応できるよう、女性相談支援員等の資質向上に向けた研修の充実に取り組みました。（再掲：202（1）-②） ・DV相談窓口、DV防止や困難な問題を抱える女性に関する支援施策等の周知を徹底することにより、潜在化防止に取り組みました。（再掲：202（1）-②） ・女性相談支援センターの相談機能を強化するために、各種支援団体の支援内容を把握し、必要な支援につなげていくことを目的とした女性支援コーディネーターを配置し、各種支援団体との連携を進めました。（再掲：202（1）-②）	・引き続き、相談に適切に対応できるよう、女性相談支援員等の資質向上に向けた研修の充実に取り組むとともに、DV防止や困難な問題を抱える女性に関する支援施策等の周知を図ります。（再掲：202（1）-②） ・困難な問題を抱える女性に対し、早期に切れ目なく必要な支援をつなげていくために配置した、女性支援コーディネーターの活動を通じて各種支援団体との連携を進めていきます。（再掲：202（1）-②）	子ども・福祉部	家庭福祉・施設整備課
②暴力を許さない意識の醸成および暴力が人権侵害であるという認識の普及に向けた取組			
・市町および関係機関と連携して、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の啓発活動の一環として、DV 相談啓発ポケットティッシュカードや相談窓口案内ミニカードを市町、県窓口、ハローワーク、フレンテみえなど、49 か所にて配布しました。電話相談・対面相談に加えて、DV・妊娠SOS・性暴力の被害の3分野合同で行っているLINE相談を継続して実施しました。（再掲：202（3）-③）	・引き続き、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の啓発活動の一環として、物品配布や街頭啓発等を実施することにより、啓発に努めるとともに、3分野合同のLINE相談についても継続実施します。（再掲：202（3）-③） ・「困難な問題を抱える女性」を対象としたLINE相談窓口を開設し、潜在化しやすい困難な問題を抱える女性への支援の入口として機能させます。また、困難を抱えたことで行き場を失った女性に、必要に応じて、一時的な居場所を提供するなど支援の充実を図ります。（再掲：202（3）-③）	子ども・福祉部	家庭福祉・施設整備課
・「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせ、三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、「女性に対する暴力防止セミナー」（参加者：85名）を開催するとともに、女性に対する暴力の根絶メッセージとなる「パープル・ライトアップ」を三重県総合文化センターで実施しました。	・引き続き、「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせ、三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、さまざまな参加者を対象として「女性に対する暴力防止セミナー」を開催するなど、女性に対する暴力の根絶に向けて啓発を行います。	環境生活部	ダイバーシティ社会推進課

2025（令和7）年度の取組実績	2026（令和8）年度以降の取組方向	部局名	課名
③DV被害者等の保護および自立支援に向けた関係機関との連携した取組の推進			
・DV 被害者等からの相談を三重県女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）等で受けるとともに、DV 被害に遭った母子の一時保護を行いました。一時保護を行う女性には児童等を同伴するケースが多いため、児童指導員が DV を目撃した児童のケア等、児童の生活支援を行いました。特に乳幼児を同伴して保護された被害者の場合は、子育てに自信を失い、同伴する子どもが心理的に不安定な状態にあることも多いため、児童指導員による子育て指導、子ども支援を引き続き行う必要があります。また、DV被害者の安心安全を確保するため、相談窓口の情報の周知に一層取り組む必要があります。 ・DV 被害者をはじめとする困難な問題を抱える女性への支援について、関係機関による「DV被害者及び困難な問題を抱える女性支援調整会議」を開催し、新たに策定された「三重県DV防止及び被害者保護並びに困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画」に関する説明や情報共有を行いました。	・引き続き、困難な問題を抱える女性や、配偶者からの暴力等で緊急に保護が必要な女性について、関係機関と連携し、適切な支援内容が決定されるまで、短期間の一時保護を行い、自立支援につなげるとともに、平日（一部夜間）に電話相談やSNS相談、来所相談を行います。また、一時保護入所者に対して必要に応じ心理アセスメント（注2）、精神科医からの助言を受けることで、相談支援の充実を図ります。 ・「DV被害者及び困難な問題を抱える女性支援調整会議」を継続して開催し、「三重県DV防止及び被害者保護並びに困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画」の進捗状況の確認や情報共有を行います。	子ども・福祉部	家庭福祉・施設整備課
④性犯罪、売買春、ストーカー対策等の推進			
・性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るとともに、性暴力被害者等を支援することを目的とする「三重県性暴力の根絶をめざす条例」の制定に向けて取り組みました。	・「三重県性暴力の根絶をめざす条例」の制定をふまえ、条例に基づく「推進計画」の策定に向けて取り組みます。	環境生活部	くらし・交通安全課





三重県性暴力の根絶をめざす条例

2025（令和7）年度の取組実績	2026（令和8）年度以降の取組方向	部局名	課名
⑤性や妊娠・出産に関する正しい知識の普及・啓発に向けた取組			
・子どもたちが家庭生活や家族の大切さに気づき、妊娠・出産や性に関する正しい知識を習得し、自らのライフデザインを考えられるよう、発達段階や年齢に応じたパンフレット等を小中高等学校や大学等に配布するとともに、Webコンテンツの提供による普及啓発に取り組みました。また、小学校高学年に向けた出前授業を実施しました（小学校等7校で実施）。 ・自らのライフプランを考えることができるよう、妊娠や出産がより身近となる大学生や企業の若手社員に対して、産婦人科医会と連携し、ライフデザインに関する講座を開催しました（2大学、3企業・団体で実施）。 ・ライフプラン教育に携わる養護教諭等を対象に、思春期世代の子どもたちの現状やその家族が抱える性に関する課題等を理解し、課題解決に向けた支援方法等を学ぶことを目的とした「思春期保健指導セミナー」を産婦人科医会と連携して開催しました。	・引き続き、子どもたちが家庭生活や家族の大切さに気づき、妊娠・出産や性に関する正しい知識を習得し、自らのライフデザインを考えられるよう、発達段階や年齢に応じたパンフレット等を小中高等学校や大学等に配布するとともに、Webコンテンツの提供による普及啓発に取り組みます。また、希望により、小学校高学年に向けた出前授業を実施します。 ・引き続き、自らのライフプランを考えることができるよう、妊娠や出産がより身近となる大学生や企業の若手社員に対して、産婦人科医会と連携し、ライフデザインに関する講座を開催します。 ・引き続き、ライフプラン教育に携わる養護教諭等を対象に、思春期世代の子どもたちの現状やその家族が抱える性に関する課題等を理解し、課題解決に向けた支援方法等を学ぶことを目的とした「思春期保健指導セミナー」を産婦人科医会と連携して開催します。	子ども・福祉部	子どもの育ち支援課

注1）**ジェンダー平等**　憲法が保障する男女平等の実現をめざすもの。社会的・文化的に作られた性別や、性別ごとの役割、行動、価値観といったジェンダーを問い直し、一人ひとりの人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別や性のあり方に関わりなく個人が持つ本来の個性と能力を十分に発揮することができる状態のこと。

注2）**心理アセスメント**　個人の心理状態、行動、認知、感情などを体系的に評価し、理解するプロセスのこと。

人権施策【304】 障がい者

【この人権施策が寄与すると考えられるSDGsのゴール（目標）】



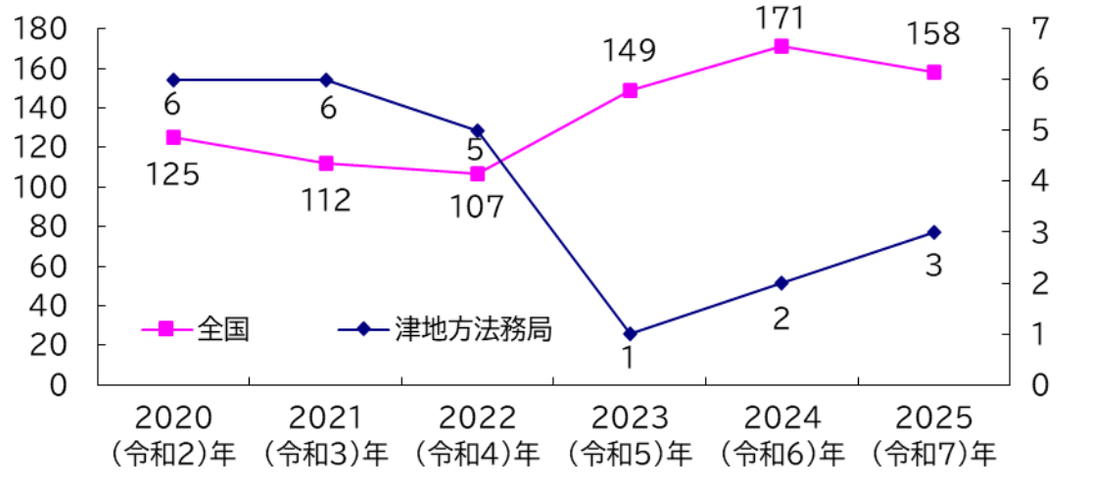
【人権施策基本方針におけるめざす姿】

障がいの有無にかかわらず、誰もが尊重し合いながら共生する社会の実現のため、障がい者の差別解消および虐待防止、情報保障など、障がい者の権利を守るための取組が進んでいます。

また、特別な支援を必要とする子どもたち一人ひとりの望みをふまえ、それぞれの教育的ニーズに応じた学びの場において、安全に安心して早期からの一貫した指導・支援を受けることで、持てる力や可能性を伸ばし、将来の自立と社会参画のために必要な力を身につけています。

Ⅰ 県内の状況

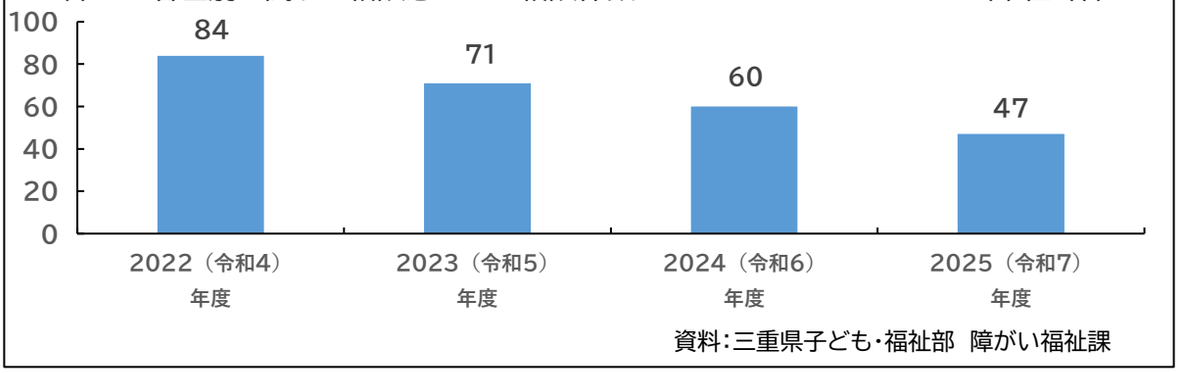
全国及び県内の障がい者に係る人権侵犯事件の新規受理件数 （単位：件）



資料：「法務局及び地方法務局管内別人権侵犯事件の受理及び処理件数」法務省

● 津地方法務局が2025（令和7）年に新たに救済手続を開始した障がい者等に係る人権侵犯事件は3件でした。

障がい者差別に関する相談窓口への相談件数 （単位：件）



資料：三重県子ども・福祉部 障がい福祉課

● 三重県では障がい者差別解消専門相談員を設置し、障がい当事者や家族等からの相談に対応しました。（2025（令和7）年度の相談件数 47件）

2 県の主な取組状況（2025（令和7）年度の取組実績、2026（令和8）年度以降の取組方向）

2025（令和7）年度の取組実績	2026（令和8）年度以降の取組方向	部局名	課名
（1）障がい者の権利擁護の推進			
①障がいのある人に対する理解の促進と正しい知識の普及のための啓発・広報活動の推進			
・障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者差別解消法の趣旨を説明するチラシを継続して配布するとともに、朝日・伊勢・産経・中日・毎日・読売の各新聞において広告による啓発を行いました。	・2022（令和4）年度に実施した「人権問題に関する三重県民意識調査」によると、障害者差別解消法の認知度は未だ低い傾向にあるため、引き続き、多様な手段と機会を通じて周知・啓発を行います。なお、前回調査以降の意識の変化と新たな人権課題に対する意識を把握するため、2026（令和8）年度に「人権問題に関する三重県民意識調査」を実施します。	環境生活部	人権課 人権センター
・内閣府との共催により、「障害者週間（12月3日～9日）」に関する啓発広報活動として、「障害者週間のポスター」を幅広く募集し、障がいに対する理解を深めるための普及・啓発を行いました。	・障がいを理由とする差別の解消を図るため、内閣府との共催により、「障害者週間（12月3日～9日）」に関する啓発広報活動として、「障害者週間のポスター」を幅広く募集し、障がいに対する理解を深めるための普及・啓発を行います。	子ども・福祉部	障がい福祉課
・外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるヘルプマーク（ヘルプマーク・ヘルプカード）を県市町の窓口で配布するとともに、学校出前授業や研修、大学での講義、県の広報媒体により啓発に取り組みました。	・「第5次ユニバーサルデザイン（UD）（注1）のまちづくり推進計画（2023～2026）」に基づき、さまざまな主体と連携し、学校出前授業や研修等でヘルプマークの普及啓発を図り、ユニバーサルデザインの意識づくりに取り組みます。	子ども・福祉部	家庭福祉・施設整備課
②障がいを理由とする差別の解消			
・「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」および障害者差別解消法の趣旨等について、事業者向け研修会（2回）、大学での講義（1回）、事業者への訪問による啓発（141団体・社）等、さまざまな機会をとらえて普及啓発活動に取り組みました。（再掲:101（1）-①）	・「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」および障害者差別解消法の趣旨等について、事業者向け研修会、大学の講義等、さまざまな機会をとらえて普及啓発活動に取り組んでいきます。（再掲:101（1）-①）	子ども・福祉部	障がい福祉課



ヘルプマーク



ヘルプカード

2025（令和7）年度の取組実績	2026（令和8）年度以降の取組方向	部局名	課名
・専門相談員を障がい福祉課に配置して、障がい者やその家族等からの相談に対応するとともに、解決が困難な相談事案についての助言・あっせん制度における諮問機関として、三重県障がい者差別解消調整委員会を設置し、障がいを理由とする差別の解消に向けて取り組みました。諮問する案件がなかったため、三重県障がい者差別解消調整委員会の開催はありませんでした。さらに、三重県障がい者差別解消支援協議会を開催し、合理的な配慮の好事例等について情報共有や事例検証を行ったほか、三重県障害者相談員等研修や県民を対象としたこころのバリアフリーセミナー、事例紹介を行うなど、関係機関と連携して障がい者差別の解消に向けた取組を進めました。また、障害者差別解消法の改正により、2024（令和6）年4月に事業者による合理的配慮の提供が義務化されたことから、障がい者差別解消啓発推進員を引き続き配置し、アウトリーチ（注2）による啓発を実施しました。	・専門相談員を障がい福祉課に配置して、障がい者やその家族等からの相談に対応するとともに、解決が困難な相談事案についての助言・あっせん制度における諮問機関として、三重県障がい者差別解消調整委員会を設置し、障がいを理由とする差別の解消に向けて取り組みます。さらに、三重県障がい者差別解消支援協議会を開催し、合理的な配慮の好事例等について情報共有や事例検証を行うほか、三重県障害者相談員等研修や県民を対象としたこころのバリアフリーセミナーなどにおいて、事例紹介を行うなど、関係機関と連携して障がい者差別の解消に向けた取組を進めていきます。また、障害者差別解消法の改正に伴う事業者による合理的配慮の提供の義務化について、引き続き、障がい者差別解消啓発推進員を配置し、アウトリーチによる啓発を実施していきます。	子ども・福祉部	障がい福祉課
③障がいに関する人権教育等の推進			
・地域における啓発活動を担う市民団体であるUD団体等と連携して、次世代を担う子どもたちを対象にした「UD学校出前授業」を35 校に対して実施しました。	・引き続きUD団体等と連携して「UD学校出前授業」を実施し、子どもたちのユニバーサルデザインの意識づくりを進めます。	子ども・福祉部	家庭福祉・施設整備課
・学校において、社会的障壁や障がい者に対する偏見・差別をなくし、共生社会の実現に向けて行動しようとする態度を育むため、障がいの人権モデルや合理的配慮など障がいに関する理解を深めるための学習を掲載した資料を作成しました。	・障がいの人権モデルの考え方や合理的配慮の理解を深め、障がい者の人権に係る問題を解決するための学習が学校で積極的に行われるよう、子どもの発達段階に応じて作成している人権学習指導資料等の活用を促進するための講座を実施します。	教育委員会事務局	人権教育課
④障がい者虐待の防止			
・虐待の未然防止と適切な虐待対応を行うため、障がい者虐待防止・権利擁護研修を3回開催し、事業所職員や市町職員等の意識の醸成を図りました。 ・「障がい者虐待防止の専門家チーム会議」を1回開催し、虐待対応事例の検討を行いました。また、事業者に対する県の指導について助言をいただき、指導の参考としました。	・虐待の未然防止と適切な虐待対応を行うため、障がい者虐待防止・権利擁護研修を開催し、事業所職員や市町職員等の意識の醸成を図ります。 ・「障がい者虐待防止の専門家チーム会議」を開催し、虐待対応事例の検討を行います。また、事業者に対する県の指導について助言をいただき、よりよい指導につなげます。	子ども・福祉部	障がい福祉課

2025（令和7）年度の取組実績	2026（令和8）年度以降の取組方向	部局名	課名
⑤権利擁護のための体制の充実			
・判断能力が不十分な障がい者や高齢者等が、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法律的に支援する成年後見制度の利用促進等に向け、市町担当職員に対する研修会の実施、県と市町職員、社会福祉協議会職員との意見交換会を開催しました。（再掲：305（2）-②）	・判断能力が不十分な障がい者や高齢者等が、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法律的に支援する成年後見制度の利用促進等に向け、市町担当職員に対する研修会の実施、市町職員や社会福祉協議会職員との意見交換会を開催します。また、研修や意見交換会等の県の取組を推進するための三重県成年後見制度利用促進協議会を開催し、市民後見人の養成に向けて検討を進めます。（再掲：305（2）-②）	医療保健部	長寿介護課
（2）ユニバーサルデザインのまちづくりの推進			
・公共交通機関を利用する際に、誰もが安全で自由に移動できるよう、鉄道事業者が行う駅（2駅、1 路線）のバリアフリー化を支援しました。（再掲：305（1）-②） ・公共施設や商業施設等が全ての人に使いやすいものとなるよう、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」（以下「UD推進条例」という。）の整備基準等による指導や適合証交付などの取組を進めました。	・県内鉄道駅のバリアフリー化について、鉄道事業者や国、地元市町と調整し、支援を進めます。（再掲：305（1）-②） ・公共施設や商業施設等が全ての人に使いやすいものとなるよう、引き続きUD 推進条例の整備基準等による指導や適合証交付などの取組を進めます。	子ども・福祉部	家庭福祉・施設整備課
・「UD 推進条例」の整備基準に基づき、2025（令和7）年度は、学校の実情に応じ、手すりの設置（3校）等に取り組みました。また、「三重県立学校長寿命化計画」に基づき、屋外トイレバリアフリー工事（2校）を含むトイレ洋式化改修（12校）を行いました。	・学校の実情に応じて、段差解消・手摺設置等を行います。また、県立学校長寿命化計画に基づき、トイレの洋式化等に取り組みます。	教育委員会事務局	学校経理・施設課
（3）障がい者の地域生活の支援と社会参加、参画の環境づくり			
①地域生活への移行を支える相談支援体制の整備			
・障がい児・者が、地域において自立した生活を送ることができるよう、グループホーム（共同生活援助）3か所の整備に対する補助を行いました。 ・適切なサービスの提供が行われるよう、事業所からの問い合わせ・相談への対応等を通じ、指導・助言を行いました。	・地域により障害福祉サービスに格差があるとともに、重度障がい児・者の地域支援生活を支援するサービスが不足していることから、障がい児・者が、地域において自立した生活を送ることができるよう、居住の場や日中活動の場の整備に対する補助を行う予定です。 ・適切なサービスの提供が行われるよう、事業所からの問い合わせ・相談への対応等を通じ、指導・助言を行います。	子ども・福祉部	障がい福祉課

2025（令和7）年度の取組実績	2026（令和8）年度以降の取組方向	部局名	課名
・判断能力に不安のある知的障がい者や精神障がい者が適切に福祉サービスを受けられ、地域で自立した生活を送ることができるよう支援するため、三重県社会福祉協議会が行う福祉サービス契約時の援助や日常的な金銭管理等を行う事業に要する経費の補助を行いました。	・判断能力に不安のある方が地域において自立した生活を送ることができるよう、引き続き福祉サービスの利用援助等を行う事業に要する経費の補助を行います。	子ども・福祉部	地域福祉課
②障がいのある人もない人も共に参画できる社会の実現			
・三重県障害者施策推進協議会を開催し、障がい者福祉施策を適切に推進するための協議、検討を行いました。また、共生社会の実現をめざして、「みえ障がい者共生社会づくりプラン―2024 年度～2026年度―」に基づき、障がい者の自立および社会参加の支援等のための施策に取り組みました。 ・三重県障害者社会参加推進センターにおいて、障がい者の生活訓練、レクリエーション活動支援等、さまざまな障がいにわたる各種事業を総合的に実施し、障がい者の社会参加を促進しました。 ・障がいのある人の自立と社会参加を促進し、障がいへの理解促進を図るため、全国障害者スポーツ大会に選手を派遣するとともに、県障がい者スポーツ大会やふれあいスポレク祭を開催しました。また、障がい者スポーツの一層の裾野の拡大に向け、「三重県障がい者スポーツ支援センター」を拠点とし、障がい者スポーツを「する」機会や「みる」機会の創出、「支える」体制の拡充に関する取組を総合的に推進しました。	・「みえ障がい者共生社会づくりプラン―2024 年度～2026年度―」に基づき、障がい者の自立および社会参加の支援等のための施策に取り組むとともに、現行プランが最終年度を迎えることから、三重県障害者施策推進協議会において、協議、検討を行い、計画改定に取り組みます。 ・障がいのある人がいきいきと充実した生活を送ることができるよう、引き続き、三重県障害者社会参加推進センターにおいて、障がい者の生活訓練、レクリエーション活動支援等、さまざまな障がいにわたる各種事業を総合的に実施します。 ・障がいのある人の自立と社会参加を促進し、障がいへの理解促進を図るため、全国障害者スポーツ大会に選手を派遣するとともに、県障がい者スポーツ大会やふれあいスポレク祭を開催します。また、障がい者スポーツの一層の裾野の拡大に向け、「三重県障がい者スポーツ支援センター」を拠点とし、障がい者スポーツを「する」機会や「みる」機会の創出、「支える」体制の拡充に関する取組を総合的に推進します。	地域連携・交通部スポーツ推進局 子ども・福祉部	スポーツ推進課 障がい福祉課
・三重県障がい者芸術文化活動支援センターにおいて、「三重県障がい者芸術文化祭」（展示：12月12日～14日　ステージ発表：1月31日）、「みえアールブリュット」（移動展示会2回）を開催するなど、多様な発表機会を創出するとともに、アートサポーターを活用した相談支援、障がい者の芸術文化活動を支える人材の育成等に取り組みました。 ・福祉事業所における工賃向上を図るため、研修会を開催するとともに、専門家を派遣して経営改善の支援を行いました。また、障がい福祉施設から一般就労した障がい者の職場定着を支援しました。	・障がい者が持つ個性や能力を発揮し、生きがいを実感できる共生社会づくりのため、引き続き、三重県障がい者芸術文化活動支援センターにおいて、「三重県障がい者芸術文化祭」、「みえアールブリュット」（移動展示会）を開催するなど、多様な発表機会を創出するとともに、アートサポーターを活用した相談支援、障がい者の芸術文化活動を支える人材の育成等に取り組みます。 ・物価高騰の影響等により厳しい経営環境が続く中、福祉事業所における工賃向上を図るため、研修会を開催するとともに、専門家を派遣して経営改善の支援を行っていきます。また、障がい福祉施設から一般就労した障がい者の職場定着の支援を行います。	子ども・福祉部	障がい福祉課

2025（令和7）年度の取組実績	2026（令和8）年度以降の取組方向	部局名	課名
・共同受注窓口に福祉事業所への発注の新規開拓等に取り組むコーディネーターを配置するとともに、ホームページを活用した物販促進や県庁での物品販売などの支援に取り組みました。	・共同受注窓口に福祉事業所への発注の新規開拓等に取り組むコーディネーターを配置するとともに、ホームページを活用した物販促進や県庁での物品販売などの支援に取り組みます。	子ども・福祉部	障がい福祉課
・障がい者の農業就労機会の拡大に向け、農福連携の現場で農業経営体や福祉事業所に具体的なアドバイスをする専門人材の育成研修を開催し、農業ジョブトレーナー（24名修了）と農福連携技術支援者（10名認定：農林水産省認定）を育成しました。また、農林水産業者や福祉事業所からの農福連携に係る相談などに一元的に対応するため、農福連携ワンストップ窓口を設置し、その運営を支援しました。 ・農福連携に取り組む福祉事業所の経営安定と発展、障がい者の工賃向上等に向け、農福連携マルシェをのべ12回開催し、農福連携によって生産される農産物・加工品（ノウフク商品）の販路拡大を図りました。また、専門家等との連携による新商品の開発も支援しました。 ・農福連携のさらなる拡大に向けて、市町やその地域の農業者、福祉事業者および地域企業を核とした地域単位の支援体制を構築（2地域）しました。	・障がい者の農業就労機会の拡大に向け、農福連携の現場で農業経営体や福祉事業所に具体的なアドバイスをする専門人材の確保や育成に向けて、引き続き農業ジョブトレーナー養成講座および農福連携技術支援者の認定に必要な研修と修了試験を実施します。 ・農林水産業者や福祉事業所からの農福連携にかかる相談などに一元的に対応するため、引き続き農福連携ワンストップ窓口を設置し、その運営を支援するとともに、マッチングを円滑に実施するため、必要に応じて専門人材の派遣を行います。 ・農福連携に取り組む福祉事業所の経営安定と発展、障がい者の工賃向上等に向け、農福連携マルシェの開催と農福連携によって生産される農産物・加工品（ノウフク商品）の販路拡大、専門家等との連携による新商品の開発を支援します。 ・農福連携のさらなる拡大に向け、地域単位の支援体制構築を他地域へ水平展開します。	農林水産部	担い手支援課
・林業分野へのさらなる障がい者就労を進めるため、林業事業者と社会福祉施設とのマッチングを担うコーディネーターを3名育成しました。また、木工分野、苗木生産分野での林福連携に向けた調整などのマッチング活動支援に取り組み、マッチングが6件成立しました。	・林福連携コーディネーターが不在の地域では、林福連携が進んでいないため、こうした地域を中心にコーディネーターの確保・育成を進めます。また、林福連携のさらなる取組拡大を図るため、地域に根差したコーディネーターによる林業事業者と社会福祉施設との受委託に関する効果的な情報発信や効率的なマッチング活動支援に取り組みます。	農林水産部	森林・林業経営課
・水産業分野への障がい者の就労を促進するため、関係者が集まる会議等（2回）で取組事例を紹介するとともに、コーディネーターのマッチング活動支援に取り組み、9件のマッチングが成立しました。また、水福連携のPR動画（1本）および取組における作業内容を説明するマニュアル動画（4本）を作成しました。	・水福連携のさらなる取組拡大を図る必要があるため、引き続き関係者への認知度向上を目的とした効果的な情報発信や効率的なマッチング活動支援に取り組みます。また、マニュアル動画のラインナップを拡充します。	農林水産部	漁政課

2025（令和7）年度の取組実績	2026（令和8）年度以降の取組方向	部局名	課名
・三重労働局と連携して、県幹部職員等が法定雇用率未達成企業を訪問し、企業のトップに障がい者雇用への理解を働きかけるとともに、大型商業施設でのイベント等により障がい者雇用制度の周知を行いました。（訪問企業数約166社） ・障がい者のための企業説明会を県内3か所で開催し、企業見学や職場実習につなげました。（求職者数102名、うち企業見学者や職場実習参加者25名） ・企業の職場で訓練を行う障がい者委託訓練により、新規就労につなげました。（受講者27名、うち就労者14名） ・県内企業23社にアドバイザーを派遣し、短時間やテレワークなど、多様で柔軟な働き方を促進しました。	・2026（令和8）年7月に法定雇用率が2.7%に引き上げられる影響で、障がい者雇用の対象となる企業が増え、県内企業の障害者実雇用率や法定雇用率達成企業割合が低下することが懸念されます。このため、三重労働局と連携して、企業訪問等を実施し、企業の障がい者雇用への取組をより一層促進します。また、障がい者の委託訓練を着実に実施し、障がい者雇用の拡大を図るとともに、はじめて障がい者を雇用する企業を対象にアドバイザーを派遣し、業務切り出し等の伴走支援を実施していきます。さらに、精神障がい者を雇用している企業への見学会の開催や、法定雇用率の引上げの影響等を把握する調査を新たに実施します。	雇用経済部	障がい者雇用・就労促進課
③発達障がいに関する正しい知識の普及と個別支援の充実			
・自閉症・発達障がい、高次脳機能障がいおよび就業・生活支援に関する専門的・広域的な相談支援を実施することで、障がい者の地域での生活を支援しました。また、相談支援専門員等の研修を実施し、人材育成と資質の向上に努めました。	・自閉症・発達障がい、高次脳機能障がいおよび就業・生活支援に関する専門的・広域的な相談支援を実施することで、障がい者の地域での生活を支援します。また、相談支援専門員等の研修を実施し、人材育成と資質の向上に努めます。	子ども・福祉部	障がい福祉課
（4）精神障がい者の地域生活の支援			
①精神障がいに対する正しい知識の普及・啓発			
・精神疾患および精神障がい等に関する普及啓発を目的に、保健所で心のサポーター（精神疾患への正しい知識と理解を持ち、メンタルヘルスの問題を抱える家族や同僚等に対する傾聴を中心とした支援者）養成研修を開催しました。	・引き続き、精神疾患および精神障がい等に関する普及啓発を目的に、保健所で心のサポーター養成研修を開催するとともに、市町においても開催できるよう支援していきます。	医療保健部	健康推進課
②精神障害にも対応した地域包括ケアの推進			
・医師、看護師、精神保健福祉士等の多職種による訪問支援を行う精神障がい者アウトリーチ体制構築事業を県内3圏域で実施し、未治療等の精神障がい者が支援を受けられるよう、訪問支援を行いました。また、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築をさらに推進するために、各障害保健福祉圏域あるいは各市町に設置している協議の場において地域の包括的・重層的な連携体制について検討ができるよう、県の精神障がい者地域移行・地域定着推進連絡会を開催し、情報共有等を行いました。	・医師、看護師、精神保健福祉士等の多職種による訪問支援を行う精神障がい者アウトリーチ体制構築事業を引き続き実施し、未治療等の精神障がい者が支援を受けられるよう、訪問支援を行います。また、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築をさらに推進するために、各障害保健福祉圏域あるいは各市町に設置している協議の場において地域の包括的・重層的な連携体制について検討ができるよう、県の精神障がい者地域移行・地域定着推進連絡会を開催します。	医療保健部	健康推進課

2025(令和7)年度の取組実績	2026(令和8)年度以降の取組方向	部局名	課名
(5) 特別な支援を必要とする子どもたちの学びの保障			
①障がいのある子どもたちの自立と社会参画を実現するための早期からの一貫した支援の推進			
・特別支援学校のセンター的機能として、小・中・高等学校等からの要請に応じて、子どもの特性に応じた指導・支援の方法や個別の教育支援計画の作成等について支援しました。また、発達障がいのある子どもへの指導・支援について理解を深めるため、通級による指導を担当する教員等を対象にした連続した研修講座（12 回）を実施しました。	・引き続き一人ひとりの児童生徒に合った切れ目ない支援を行うために、幼稚園・認定こども園・保育所、小・中・高等学校、特別支援学校間で指導・支援に必要な情報が確実に引き継がれるよう、「パーソナルファイル」の活用を促進します。また、発達障がい支援に係る研修講座を実施し、教員の専門性向上を図ります。	教育委員会事務局	特別支援教育課
・発達支援が必要な子どもが身近な地域で必要な支援を受けられるよう、みえ発達障がい支援システムアドバイザー（4名）の育成を行いました。また、小児科医等を対象とした連続講座を開催し、地域との連携による支援体制の充実に取り組みました。	・発達支援が必要な子どもの身近な地域における相談支援体制を強化するため、引き続き、みえ発達障がい支援システムアドバイザーの育成を行うとともに、発達障がい児等に対する支援ツール「CLMと個別の指導計画」の保育所等の活用支援に取り組みます。また、地域の小児科医等を対象とした連続講座を開催し、市町や関係機関と連携した相談支援体制の充実に取り組みます。	子ども・福祉部	児童相談支援課
②特別支援学校のキャリア教育の推進			
・特別支援学校高等部生徒の進路希望を実現するため、企業等と連携した技能検定を実施しました。	・引き続き特別支援学校卒業後も地域の中で安心して、自分らしく暮らしていけるよう、計画的・組織的にキャリア教育を進め、進路希望の実現と地域生活への円滑な移行を図ります。	教育委員会事務局	特別支援教育課
③交流および共同学習の推進			
・特別支援学校に在籍する子どもたちと小中学校に在籍する子どもたちが共に学ぶ機会として、交流および共同学習を継続的・計画的に進めました。直接的な交流に加えて、作品、手紙等を交換する間接的な交流やオンラインによる交流に取り組みました。	・引き続き障がいの有無に関わらず、子どもたちが互いに理解を深め尊重し合うことができ、可能な限り同じ場で共に学べるよう、交流および共同学習を進めます。	教育委員会事務局	特別支援教育課

注1）**ユニバーサルデザイン（UD）** ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「全ての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

注2）**アウトリーチ** 「手を伸ばす」という英語から派生した言葉であり、医療や福祉 の分野では、予防的な支援や介入的な援助が必要な場合に、援助者が被援助者のもとへ出向き、具体的な支援を提供すること。

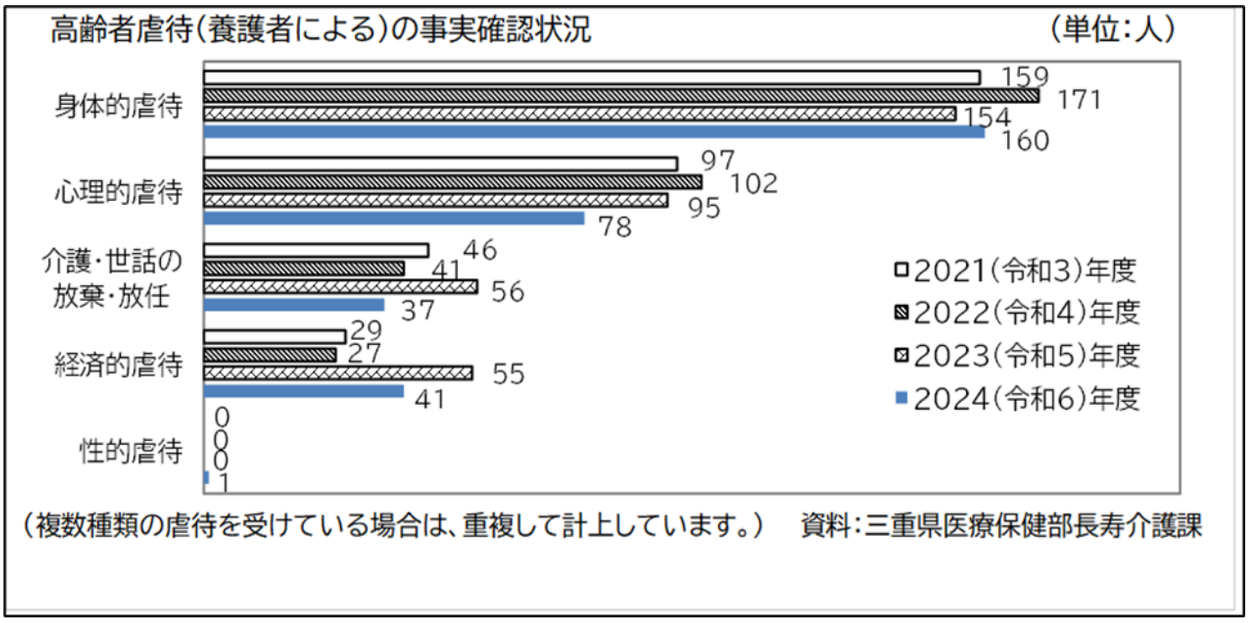
人権施策【305】 高齢者

【この人権施策が寄与すると考えられるSDGsのゴール（目標）】



【人権施策基本方針におけるめざす姿】
高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供されています。
また、全ての人が、高齢者に対する偏見をなくし、老いや介護についても正しく理解し、全ての高齢者は、自分自身の意思決定が尊重され、尊厳ある生活を送っています。

1 県内の状況



● 津地方法務局が2025（令和7）年に新たに救済手続を開始した高齢者に係る人権侵犯事件は0件でした。

● 県内での2024（令和6）年度中の虐待に関する相談・通報受理件数は449件ありましたが、このうち236件が虐待と判断されました。

2 県の主な取組状況（2025（令和7）年度の取組実績、2026（令和8）年度以降の取組方向）

2025（令和7）年度の取組実績	2026（令和8）年度以降の取組方向	部局名	課名
（1）高齢者の社会参加、参画の促進と交流			
①老いや介護に関する正しい理解の普及			
・高齢者の社会参加の促進や、地域における生活支援サービスの担い手となる高齢者団体の養成に向けて、市町を通じて老人クラブ（1,001クラブ）の活動費を助成するとともに、三重県社会福祉協議会に委託して生活支援コーディネーター・就労的活動支援コーディネーター養成研修を実施しました。	・老人クラブが社会活動、ボランティア活動や世代間交流等の地域貢献活動を積極的に行えるよう支援を行っていくとともに、三重県社会福祉協議会に委託して生活支援コーディネーター・就労的活動支援コーディネーター養成研修を実施します。	医療保健部	長寿介護課
②文化、スポーツ、地域活動等の多様な活動へ参加するための環境整備			
・公共交通機関を利用する際に、誰もが安全で自由に移動できるよう、鉄道事業者が行う駅（2駅、1 路線）のバリアフリー化に支援しました。（再掲：304（2））	・県内鉄道駅のバリアフリー化について、鉄道事業者や国、地元市町と調整し、支援を進めます。（再掲：304（2））	子ども・福祉部	家庭福祉・施設整備課
③多様な雇用・就業機会の確保とシルバー人材センターの機能強化			
・高齢者の就業ニーズの変化・多様化に対応し、多様な就業機会を確保するための活動を行っている三重県シルバー人材センター連合会に対して補助金を交付しました。 ・高齢者がその能力や経験を生かして、安心して就労できる職場環境づくりを推進するため、県内企業に対し高齢者雇用の好事例の紹介等を行うセミナーおよび高齢者雇用に係るアドバイザー派遣を実施するとともに、求職者に対し、早期再就職を支援するセミナー等を開催しました（企業向けセミナー等参加企業132社、求職者向けセミナー等参加者382名）。	・高齢者の就業ニーズの変化・多様化に対応し、多様な就業機会を確保するための活動を行っている三重県シルバー人材センター連合会の活動を支援します。また、高齢者がその能力や経験を生かして、安心して就労できるよう、企業の職場環境づくりを推進するとともに、求職者向けに早期再就職を支援するセミナー等を実施します。	雇用経済部	障がい者雇用・就労促進課
（2）高齢者の人権に配慮した社会環境の整備			
①高齢者虐待の防止と適切な対応			
・家庭や介護施設等での高齢者虐待を防止するため、市町や介護施設の職員等を対象とした権利擁護研修等を実施しました。	・家庭や介護施設等での高齢者虐待を防止するため、市町や介護施設の職員等を対象とした権利擁護研修等を実施します。	医療保健部	長寿介護課



認知症コールセンター
チラシ

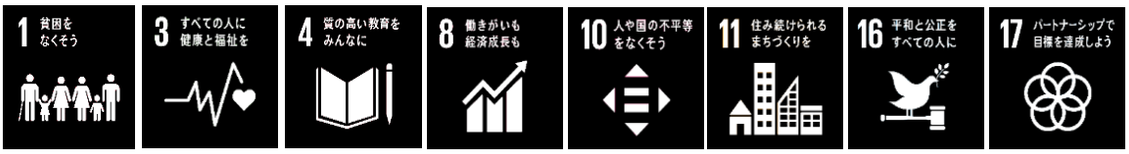
2025（令和7）年度の取組実績	2026（令和8）年度以降の取組方向	部局名	課名
②認知症総合対策の推進			
・認知症疾患の連携拠点として認知症疾患医療センターを9か所指定するとともに、認知症サポート医の養成（8名）や、かかりつけ医（2回、39名）、歯科医師（1回、32名）、薬剤師（1回、68名）、看護師（1回、53名）、病院勤務の医療従事者（2回、64名）、病院勤務以外の看護師等（2回、85名）を対象とした認知症対応力向上研修等を実施しました。また、認知症コールセンターの設置や若年性認知症コーディネーターの配置、認知症サポーターの養成（2026（令和8）年3月末現在276,842名）に取り組みました。	・認知症疾患の連携拠点として認知症疾患医療センターを9か所指定するとともに、認知症サポート医の養成や、かかりつけ医、歯科医師、薬剤師、看護師、病院勤務の医療従事者、病院勤務以外の看護師等を対象とした認知症対応力向上研修等を実施します。また、認知症コールセンターの設置や若年性認知症コーディネーターの配置、認知症サポーターの養成に取り組みます。	医療保健部	長寿介護課
・判断能力が不十分な障がい者や高齢者等が、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法律的に支援する成年後見制度の利用促進等に向け、市町担当職員に対する研修会の実施、県と市町職員、社会福祉協議会職員との意見交換会を開催しました。（再掲：304（1）-⑤）	・判断能力が不十分な障がい者や高齢者等が、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法律的に支援する成年後見制度の利用促進等に向け、市町担当職員に対する研修会の実施、市町職員や社会福祉協議会職員との意見交換会を開催します。また、研修や意見交換会等の県の取組を推進するための三重県成年後見制度利用促進協議会を開催し、市民後見人の養成に向けて検討を進めます。（再掲：304（1）-⑤）	医療保健部	長寿介護課
（3）住み慣れた地域での生活を支えるための介護サービスや生活支援サービス等の充実			
①質の高い介護サービス提供への取組			
・特別養護老人ホーム等の施設サービスを真に必要とする高齢者が円滑に入所できるよう、入所基準の適正な運用に向けた施設の調査（25施設）を行うとともに、広域型特別養護老人ホーム（1施設）の整備を進めました。また、地域医療介護総合確保基金を活用し、認知症高齢者グループホーム（注1）（3施設）、看護小規模多機能型居宅介護事業所（2施設）の地域密着型サービスの整備について、市町を支援しました。	・施設サービスを必要とする高齢者が円滑に施設へ入所できるよう、特別養護老人ホーム等の整備を促進します。また、地域医療介護総合確保基金を活用し、地域密着型サービスの整備について、市町を支援します。	医療保健部	長寿介護課
・居宅での生活が困難な高齢者が、低額な料金で安心して生活できるよう、軽費老人ホーム（35 施設）の運営に対して補助を行いました。	・軽費老人ホームは、支援を必要とする高齢者が安心して生活できる施設として一定の役割があるため、県内35の軽費老人ホームに対し、引き続き、その運営に要する経費の一部を補助します。		
・ホームヘルプサービス、通所介護サービス等の介護サービスを利用しやすいよう、低所得者の介護保険利用者負担額の軽減を行う社会福祉法人（144 法人）に対して支援を行いました。	・社会福祉法人等による利用者負担軽減制度において、軽減実施のある事業所数を増やすことができるよう、社会福祉法人等に対して周知・働きかけを行います。		

2025（令和7）年度の取組実績	2026（令和8）年度以降の取組方向	部局名	課名
・2016（平成 28）年度から拡充した研修制度に基づき、介護支援専門員専門研修（修了者：462人）や主任介護支援専門員更新研修（修了者： 183人）等を実施しました。また、認定調査員の育成のため、新規認定調査員研修を実施しました。さらに喀痰吸引等の医療的ケアを行うことができる介護職員の養成にも取り組みました。	・介護支援専門員の資質向上に必要な研修（介護支援専門員実務研修、同専門研修課程Ⅰ・Ⅱ、主任介護支援専門員研修、同更新研修）および介護支援専門員証の更新に必要な研修等（実務従事者更新研修、実務未経験者更新研修、再研修）を実施します。 ・引き続き、要介護認定の一層の適正化を図るため、認定調査員等を対象とした研修を実施するとともに、医療的ケアニーズに対応するため、喀痰吸引等の医療的ケアを行うことができる介護職員の養成等に取り組みます。	医療保健部	長寿介護課
・判断能力に不安のある高齢者等が適切に福祉サービスを受けられ、地域で自立した生活を送ることができるよう支援するため、三重県社会福祉協議会が行う福祉サービス契約時の援助や日常的な金銭管理等を行う事業に要する経費の補助を行いました。	・判断能力に不安のある方が地域において自立した生活を送ることができるよう、引き続き福祉サービスの利用援助等を行う事業に要する経費の補助を行います。	子ども・福祉部	地域福祉課
②地域包括ケアの推進			
・「みえ高齢者元気・かがやきプラン（第9期三重県介護保険事業支援計画・第10次三重県高齢者福祉計画）」（2024（令和6）年度～2026（令和8）年度）に基づき、地域包括ケアシステム（注2）の深化・推進に向けた取組を進めました。 ・地域包括支援センター職員への研修（全4回、181名）を実施するとともに、市町や地域包括支援センターの要請を受けて地域ケア会議へ専門職等のアドバイザーを派遣（18回）しました。また、各市町の介護予防・自立支援および在宅医療・介護連携体制について、市町ヒアリングを行い、包括的な視点で事業が進められるよう現状や課題等を把握し、市町間で情報共有しました。	・「みえ高齢者元気・かがやきプラン」に基づき、介護保険制度運営に係る市町等保険者に対する担当者会議等の開催や、介護給付適正化に係る支援等を実施することにより、介護保険制度が適正に運営されるよう支援します。 ・引き続き、在宅生活支援の中核的な役割を担う地域包括支援センターの機能強化を図るため、地域包括支援センター職員への研修を実施します。また介護予防・自立支援に向けた市町の取組の充実を図るため、地域ケア会議へ専門職等のアドバイザーを派遣し、市町を支援します。	医療保健部	長寿介護課

注1）**グループホーム**　認知症のある高齢者が、スタッフの介助を受けながら少人数で共同生活をおくる施設。
注2）**地域包括ケアシステム**　高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する包括的な支援を行う体制。

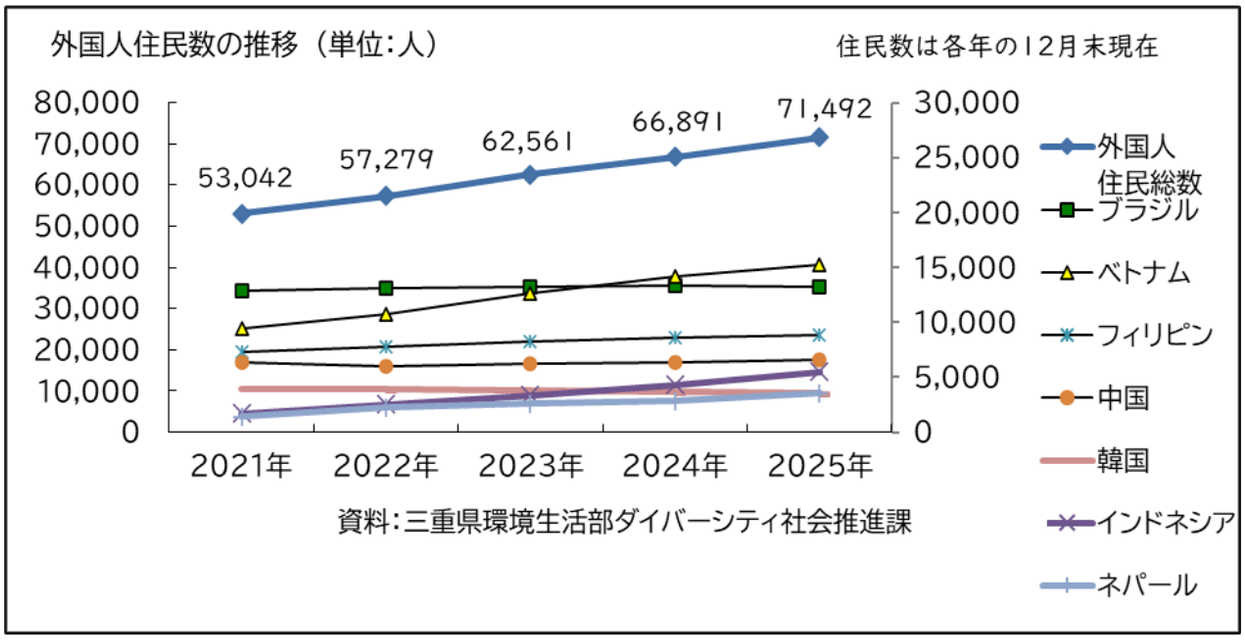
人権施策【306】 外国人

【この人権施策が寄与すると考えられるSDGsのゴール（目標）】



【人権施策基本方針におけるめざす姿】
　外国人住民が、行政等から十分な情報や支援を得ることで、生活、就労、教育等の課題の解決が図られ、安全、安心な生活を送っています。
　全ての地域住民が、それぞれの文化的背景を理解し、お互いの文化を尊重するとともに、正しい人権意識に基づき、偏見や差別のない環境のもとで、地域社会を一緒に築いています。

1 県内の状況



● 津地方法務局が2025（令和7）年に新たに救済手続を開始した外国人に係る人権侵犯事件は2件でした。

● 2025（令和7）年12月末現在の三重県の外国人住民数は、71,492人（前年比4,601人、6.9%増）でした。外国人住民数は、2021（令和3）年以降は増加に転じ、過去最大となりました。

● 県内総人口に占める外国人住民の比率は、4.14%になりました。本県の外国人住民数を国籍別にみると、ベトナムが15,254人で全体の21.3%を占め、以下ブラジル、フィリピン、中国、インドネシアと続いており、上位5か国で約70%を占めています。なお、総務省の統計（2025（令和7）年1月1日現在）によると、総人口に占める外国人の割合が大きい都道府県で、三重県は全国第4位（3.84%）となっています。

2 県の主な取組状況（2025（令和7）年度の取組実績、2026（令和8）年度以降の取組方向）

2025（令和7）年度の取組実績	2026（令和8）年度以降の取組方向	部局名	課名
（1）多文化共生社会における相互理解のための教育・啓発の推進			
①多文化共生への環境づくり			
・1月の多文化共生に係る啓発月間において、日本人住民と外国人住民が互いに生活習慣や文化の違いを認め合い、共に地域社会を築いていけるよう、啓発イベントを実施しました。また、東海4県1市で連携して「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」普及セミナーを開催しました。	・庁内関係部局や市町等と連携し、外国人と日本人の相互理解の促進や多文化共生意識の醸成に向けた啓発イベントなどの取組を実施するとともに、東海4県1市で連携して「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」普及セミナーを開催します。	環境生活部	ダイバーシティ社会推進課
②国際理解等に関する啓発の推進			
・外国にルーツのある人々等に対する不当な差別的言動のない社会を実現するため、ヘイトスピーチ解消法の趣旨を説明するチラシを継続して配布するとともに、「県政だより みえ」11 月号や、朝日・伊勢・産経・中日・毎日・読売の各新聞において周知を行いました。	・2022（令和4）年度に実施した「人権問題に関する三重県民意識調査」によると、ヘイトスピーチ解消法の認知度は未だ低い傾向にあるため、引き続き、多様な手段と機会を通じて周知・啓発を行います。なお、前回調査以降の意識の変化と新たな人権課題に対する意識を把握するため、2026（令和8）年度に「人権問題に関する三重県民意識調査」を実施します。	環境生活部	人権課
・国籍に関係なく、多様な国の人々の人権が尊重される社会が実現されることを目的として、多文化共生をテーマにした講座を2回開催しました。(参加者計411名)	・引き続き、多様な手段と機会を通じて周知・啓発を行います。	環境生活部	人権センター



三重県日本語教育プラットフォームチラシ



MieCo(みえこ)チラシ（表）

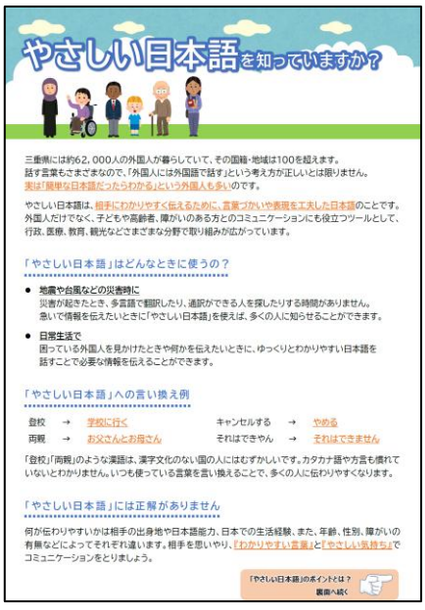


MieCo(みえこ)チラシ（裏）

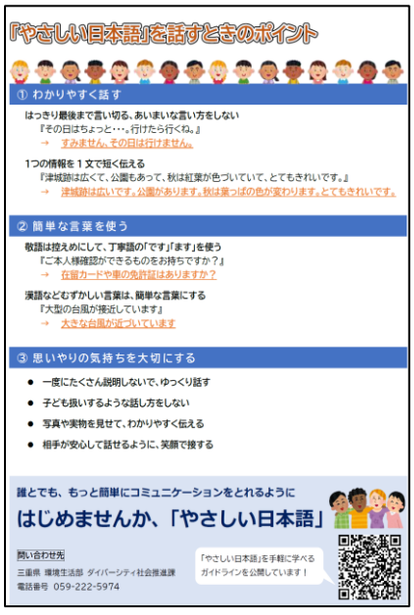
2025（令和7）年度の取組実績	2026（令和8）年度以降の取組方向	部局名	課名
（2）文化的背景の異なる住民が一緒に地域社会を築くための基盤となる安全で安心な生活の支援			
①外国人労働者の相談窓口の充実			
・県内就職を希望する留学生等を対象に就業体験やオンライン合同企業説明会等を開催しました。（参加者合計381名） ・外国人労働者が安心して働くことのできる職場環境づくりを進めるため、企業に対して、外国人採用のポイント等を紹介するセミナー等を開催しました。（参加企業：159社）	・外国人労働者が安心して働くことのできる職場環境づくりを進めるため、県内企業向けセミナー等を開催するとともに、県内就職を希望する留学生等を対象に合同企業説明会等を開催します。また、新たにeラーニングを活用した日本語教育プログラムの実証を行い、県内企業における日本語教育を支援します。 ・外国人労働者を円滑かつ適正に受け入れる職場環境づくりにつなげるため、外国人の採用方法や在留資格等に関する行政書士による企業向け相談を実施します。	雇用経済部	障がい者雇用・就労促進課
②外国人住民への情報提供、相談窓口の充実			
・外国人住民が生活上必要となる基本的な情報を、県多言語情報提供ホームページ（MieInfo）により、7言語（ポルトガル語、スペイン語、フィリピノ語、ベトナム語、中国語、英語、日本語）で提供しました。（ページビュー数96,156件） ・国際交流員が学校や地域を訪問し、多文化共生の社会づくりに向けた「出前講座」や、「やさしい日本語」の普及活動を行いました（出前講座：55回、やさしい日本語講座：6回）。	・県多言語情報提供ホームページ（MieInfo）等により外国人住民が必要とする行政や生活、防災等に関する情報を適切に提供します。 ・国際交流員による多文化共生に関する「出前講座」や、「やさしい日本語」の普及活動を行います。	環境生活部	ダイバーシティ社会推進課
・外国人住民の生活全般に関わる相談を一元的に受け付ける「みえ外国人相談サポートセンター」（MieCo／みえこ）において、11言語で相談に対応するとともに、必要となる情報を提供しました。加えて、弁護士や臨床心理士等による専門相談を実施するとともに、ケース検討会を実施しました（相談件数：2,288件、うち専門相談：76件）。（再掲：201（1）-③）	・「みえ外国人相談サポートセンター」（MieCo／みえこ）において、相談員の資質向上や庁内関係部局等との連携強化など、相談体制のさらなる充実に取り組みます。（再掲：201（1）-③）	環境生活部	ダイバーシティ社会推進課
・外国人入居者からの問い合わせ等に対して迅速な対応ができる、「通訳付き電話相談窓口（3者通話可能）」の契約を更新しました。	・引き続き契約を更新し、外国人入居者からの問い合わせ等に対して迅速な対応ができる体制を維持します。	県土整備部	住宅政策課
③外国人住民に対する保健・医療・福祉等の環境整備			
・外国人家庭からの児童相談については、通訳者の派遣や電話通訳にあわせて、鈴鹿児童相談所および北勢児童相談所に外国人支援員を派遣し、NPO と連携して支援にあたりました。また、外国人支援員の資質向上のため、子どもの発達支援に関する研修も実施し、さらに的確な通訳等につながる取組も推進しました。	・今後も外国人住民数のさらなる増加が見込まれる中で、鈴鹿児童相談所、北勢児童相談所に加えて、中央児童相談所に外国人支援員を派遣し、NPO と連携して多言語での対応を推進します。	子ども・福祉部	児童相談支援課

2025（令和7）年度の取組実績	2026（令和8）年度以降の取組方向	部局名	課名
・医療従事者等を対象とした外国人患者対応セミナーを開催するとともに、医療通訳者の育成に取り組みました。また、医療通訳者をモデル的に配置しました。（育成した医療通訳者数10人）	・外国人患者対応セミナーを開催するとともに、医療通訳者の育成に取り組みます。また、医療通訳のモデル配置を行います。	環境生活部	ダイバーシティ社会推進課
・外国人HIV感染者・エイズ患者診療のために医療機関に通訳を派遣しました。	・外国人HIV感染者・エイズ患者の診療が円滑に行われるよう、引き続き医療機関への通訳派遣が実施できる体制を維持します。	医療保健部	感染症対策課
④外国人住民への防災に関する支援			
・市町と連携し、外国人防災リーダー育成研修や、外国人住民の避難所への受入訓練等を実施しました。（外国人防災リーダー育成数24人）（再掲312（2））	・市町等と連携し、外国人防災リーダーの育成や多言語支援等に取り組みます。（再掲312（2））	環境生活部	ダイバーシティ社会推進課
（3）外国人の権利擁護と社会参画の促進			
①外国人住民による行政への参画の促進			
・「三重県多文化共生推進会議」や「外国人住民情報交換会」を開催し、外国人住民の意見を聴取して取組の参考にしました。	・「三重県多文化共生推進会議」を開催し、外国人住民の意見を聴取します。	環境生活部	ダイバーシティ社会推進課
②日本語教育体制の整備			
・日本語教育支援者のWEB上のネットワークである「三重県日本語教育プラットフォーム」について、外国人住民の支援に役立つ情報の共有を随時行いました（連携団体数（累計）：129団体）。 ・市町の関わる日本語教室の設置を促すため、市町向け研修会を開催し、先進事例の共有等を行うとともに、日本語教室で活動する学習支援ボランティアの育成セミナーを実施しました（セミナー参加者数28人）。	・日本語教育体制の整備を一体的に推進するため、学習者・支援者・企業・自治体等からの相談対応や日本語学習の支援を行う拠点として「みえ地域日本語教育支援センター（仮称）」を設置します。 ・日本語教育人材の育成・マッチング等を行うとともに、オンライン・オンデマンドによる日本語学習機会を提供します。	環境生活部	ダイバーシティ社会推進課
③外国人児童生徒への教育支援			
・外国人児童生徒が、日本の学校生活に適応し、日本語で学ぶ力を身につけられるよう、県内の「初期適応指導教室」の設置、外国人児童生徒およびその保護者を対象とした進路ガイダンスの開催等を支援するとともに、各市町における「特別の教育課程」による日本語指導の取組を進めました。また、外国人児童生徒の日本語習得状況に応じた学習支援のため、外国人児童生徒巡回相談員の学校への派遣、オンラインを活用した日本語指導等を実施しました。	・日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍校数は依然増加傾向にあるとともに広域化が進む現状の中、各外国人児童生徒が、より質の高い日本語指導が受けられるよう、引き続き、担当教員の指導力向上を図る研修会の実施、外国人児童生徒巡回相談員の派遣やオンラインを活用した日本語指導等に取り組みます。また、就学支援や進路選択の支援等の充実を図ります。	教育委員会事務局	小中学校教育課

2025（令和7）年度の取組実績	2026（令和8）年度以降の取組方向	部局名	課名
・日本語指導が必要な外国人生徒等に関する学習状況等について、桑名市、いなべ市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、津市、伊賀市、松阪市の教育委員会と連携し、関係中学校から関係高等学校に情報を引き継ぎ、各高等学校における支援の充実を図りました。また、日本語指導が必要な外国人生徒が多数在籍する高等学校に、母語による学習支援や進路相談を行う外国人生徒支援専門員4名と、生徒への日本語指導や担当教諭への助言を行う日本語指導アドバイザー1名を配置して各校への支援を行いました。 ・外国人生徒が、日本での働き方や上級学校への進学について理解を深め、将来の生活を見通して進路を選択できるよう、進学・就職に関する説明会を県立高等学校3校で実施しました。また、日本語指導が必要な外国人生徒が多数在籍する県立高等学校に、就職実現コーディネーター3名を配置し、求人開拓や進路相談等を行いました。	・次年度も継続して、関係中学校から関係高等学校への情報を引き継ぎ、外国人生徒支援専門員等を配置するとともに、日本語指導担当者研修会を行い、各高等学校における支援の充実を図ります。 ・県立高等学校における外国人生徒の大学等進学率は、全体と比べ低く、就職においても非正規での就労を選択する割合が高い傾向があります。外国人生徒が、早い段階から就職や進学に必要な情報を得ることができるよう、正社員として就職した卒業生や、大学等に進学した卒業生から体験談を聞くなど、引き続き、進学・就職に関する説明会を実施するとともに、就職実現コーディネーターによる就職支援を行います。	教育委員会事務局	高校教育課



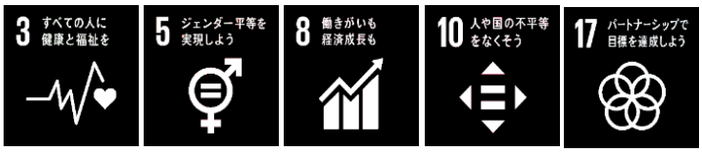
やさしい日本語普及チラシ（表）



やさしい日本語普及チラシ（裏）

人権施策【307】　患者等

【この人権施策が寄与すると考えられるSDGsのゴール（目標）】

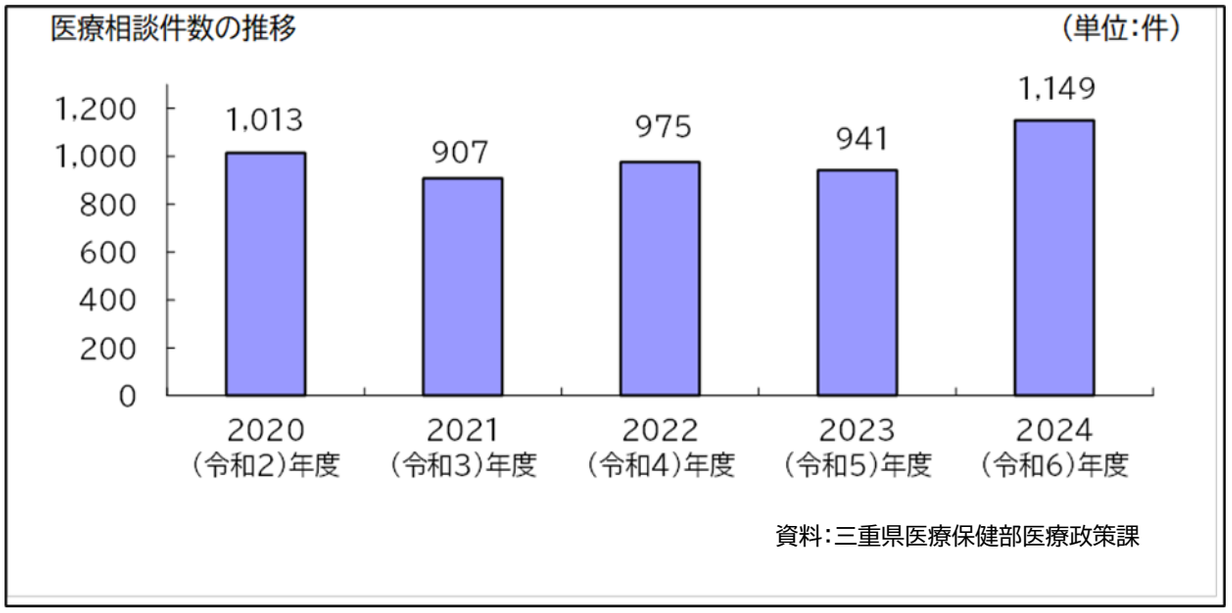


【人権施策基本方針におけるめざす姿】

医療現場では、患者の権利が尊重された患者本位の医療が行われ、感染症や難病に対する正しい知識の普及・啓発が推進されるとともに、患者および感染者等の相談・支援体制の充実が図られています。

患者および感染者等がその人権を尊重され、偏見や差別を受けることなく安心して暮らせる社会が実現されています。

1 県内の状況



● 津地方法務局が2025（令和7）年に新たに救済手続を開始した医療関係の人権侵犯事件は1件でした。

● 医療に関する県民からの相談に対応するため、三重県医療安全支援センターにて医療相談の専門員を配置し、患者・家族と医療機関との信頼関係の構築を支援しています。また、医療相談窓口の周知が進んだことなどから、近年の相談件数は高い水準で推移しており、2024（令和6）年度の相談件数は1,149件となりました。

2 県の主な取組状況（2025（令和7）年度の取組実績、2026（令和8）年度以降の取組方向）

2025（令和7）年度の取組実績	2026（令和8）年度以降の取組方向	部局名	課名
（1）患者本位の医療体制づくりの推進			
①インフォームド・コンセントの推進			
・三重県医療安全支援センター相談窓口において、患者やその家族の病気や健康に関する疑問・心配事等に、中立的な立場で傾聴しました。その中で、必要に応じてインフォームド・コンセントやセカンドオピニオンの制度について説明しています。また、相談者の希望に応じて、当相談窓口から直接、医療機関へ相談内容や要望を伝達するなど、患者が納得できる医療体制づくりの推進に努めました。加えて、医療安全全国協議会に参加し、他県の相談対応を把握することで相談対応力の向上を図りました。（再掲：307（3）-①）	・引き続き、三重県医療安全支援センターにおいて、患者やその家族からの相談に対応するとともに、医療安全関係の研修に参加し、患者本位の医療の推進に努めます。（再掲：307（3）-①）	医療保健部	医務・国保課
②県民による医療機関選択の支援			
・救急医療情報システムの充実を図るため、システムに参加する医療機関の増加に努めました。新規開業した医療機関にシステム参加の働きかけを行ったものの、廃業等により参加を辞退した医療機関もあったため、2025（令和7）年度は、累計783医療機関となりました。	・引き続き、医療機関に対し救急医療情報システムへの参加を働きかけるとともに、県民に対しては対応可能な医療機関の案内や医療機関の診療科目、診療時間等の医療に関する情報の提供に取り組みます。	医療保健部	医療政策課
③医療従事者への啓発の推進			
・医療機関や高齢者福祉施設の従事者など、保健・医療・高齢者福祉の関係者を対象に研修を実施し、人権問題に対する正しい理解の促進と意識向上に努めました。（再掲：102（5）-④）	・引き続き、医療機関や高齢者福祉施設の従事者など、保健・医療・高齢者福祉の関係者を対象に研修を実施し、人権問題に対する正しい理解の促進と意識向上に継続して取り組みます。（再掲：102（5）-④）	医療保健部	医療保健総務課
（2）病気に対する正しい知識の普及・啓発活動の推進			
①HIV感染症・エイズ(注1)等に対する正しい知識の普及・啓発活動の推進			
・「HIV検査普及週間」（6月1日～7日）および「世界エイズデー」（12月1日）を中心に、展示ブースや街頭等にて、県民に対し相談事業や匿名・無料検査事業の周知を行うとともに、正しい知識の普及・啓発を行い、エイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を図るよう取り組みました。	・引き続き、「HIV検査普及週間」および「世界エイズデー」を中心に、県民に対し相談・検査事業の周知を行うとともに、正しい知識の普及・啓発を推進し、エイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を図るよう取り組みます。	医療保健部	感染症対策課
②ハンセン病(注2)に対する正しい知識の普及・啓発活動の推進			
・ハンセン病問題に対する正しい知識の普及啓発を行うため、ハンセン病問題のいまをテーマにした講座を開催(参加者：34名）するとともに、パネル展を開催しました。	・引き続き、ハンセン病問題に対する正しい知識の普及啓発を行うため、パネル展を開催していきます。	環境生活部	人権センター

2025（令和7）年度の取組実績	2026（令和8）年度以降の取組方向	部局名	課名
・ハンセン病の元患者やその家族に対する偏見や差別は解消されておらず、ハンセン病問題を若い世代へ伝えていく取組を続けていく必要があることから、関係団体とも連携して、療養所に入所されている三重県出身者の方などから「生の声」を聴き取り、ハンセン病問題を含む人権問題に取り組む教職員の意見を参考に、学校現場で今後の人権教育にも活用できるよう工夫しながら、動画を作成しました。また、ハンセン病問題に関するパネル展（3回）を開催しました。	・ハンセン病問題に対する正しい知識の普及と啓発に関して、その対象や手法について検討し、引き続き関係団体や県教育委員会とも連携しながら、ハンセン病問題を風化させない取組を進めます。	医療保健部	医務・国保課
③難病(注3)に対する正しい知識の普及・啓発活動の推進			
・三重県難病相談支援センターにおいて、難病患者および家族からの日常生活上、療養上の相談に応じ、悩みや不安の解消に努めるとともに、県民を対象とした講演会や学生を対象とした講座を開催し、難病に対する正しい知識の普及啓発を行いました。また、難病診療連携拠点病院等と連携し、難病患者の支援に携わる医療従事者および介護従事者を対象とした難病研修会を開催し、難病への理解を深めました。	・引き続き、三重県難病相談支援センターにおいて、難病患者および家族からの日常生活上、療養上の相談に応じ、悩みや不安の解消に努めるとともに、県民を対象とした講演会や学生を対象とした講座を開催し、難病に対する正しい知識の普及・啓発を行います。また、難病診療連携拠点病院等と連携し、難病患者の支援に携わる医療従事者および介護従事者を対象とした難病研修会の開催を通じて、難病への理解を深めていきます。	医療保健部	健康推進課
（3）患者への支援体制の充実			
①医療相談体制の充実			
・三重県がん相談支援センターにおいて、がん患者およびその家族等の悩みや不安等の相談に応じるとともに、県内のがん診療連携拠点病院をはじめとした医療機関や患者会等との連携を進めました。また、社会保険労務士によるがん患者の就労相談を実施するとともに、三重労働局が主催するさまざまな研修会等に出向き、事業者に対してがん患者の就労支援に関する説明を行うなど、仕事とがん治療の両立を支援する体制の充実に努めました。加えて、治療により脱毛等の外見の変化を生じたがん患者に対するウィッグ等の購入費補助を実施するとともに、ウィッグを利用するがん患者に対し、カットやケア等のサービスを提供する理美容室の情報をとりまとめ、発信する取組を実施しました。	・引き続き、三重県がん相談支援センターにおいて、がんに関する悩みや不安等の相談に応じるとともに、社会保険労務士による就労相談など、仕事とがん治療の両立を支援する取組を実施します。また、市町と連携し、がん患者に対するウィッグ等の購入費補助を実施するとともに、ウィッグのカットやケア等のサービスを提供する理美容室の充実および周知に取り組みます。	医療保健部	医療政策課





世界エイズデー

2025（令和7）年度の取組実績	2026（令和8）年度以降の取組方向	部局名	課名
・三重県医療安全支援センター相談窓口において、患者やその家族の病気や健康に関する疑問・心配事等に、中立的な立場で傾聴しました。その中で、必要に応じてインフォームド・コンセントやセカンドオピニオンの制度について説明しています。また、相談者の希望に応じて、当相談窓口から直接、医療機関へ相談内容や要望を伝達するなど、患者が納得できる医療体制づくりの推進に努めました。加えて、医療安全全国協議会に参加し、他県の相談対応を把握することで相談対応力の向上を図りました。（再掲：307（1）-①）	・引き続き、三重県医療安全支援センターにおいて、患者やその家族からの相談に対応するとともに、医療安全関係の研修に参加し、患者本位の医療の推進に努めます。（再掲：307（1）-①）	医療保健部	医務・国保課
②HIV検査体制・エイズ相談および患者への医療・社会生活支援の充実			
・各保健所（四日市市保健所含む）において、HIV感染の心配のある方に無料・匿名の検査・相談を実施しました。また、感染者・患者の高齢化に伴い必要となる、在宅医療や介護現場の職員向け研修会を開催しました。	・引き続き、HIV感染の早期発見・早期治療につながるよう、無料・匿名の検査・相談事業を実施するとともに、県民に対する正しい知識の普及啓発を推進していきます。また、感染者・患者の高齢化に伴う在宅医療や介護の環境整備に取り組みます。	医療保健部	感染症対策課
③ハンセン病元患者のための療養生活の支援			
・三重県出身者が入所されている療養所（4施設）を訪問しました。療養所の入所者等の高齢化は年々進み、健康状態等の状況から里帰り事業は実施していませんが、療養所を通じて、里帰りの要望を聞き取っています。	・引き続き、入所者等の要望に寄り添いながら、ハンセン病元患者等の支援を行っていきます。	医療保健部	医務・国保課
④難病患者への生活支援			
・地域の医療機関等によって構成される難病医療連絡協議会を開催し、医療提供体制の在り方について協議を行い、医療提供体制の充実を図りました。また、三重県難病相談支援センターや保健所等において、難病患者および家族が抱える悩みや不安に対する相談支援を実施するとともに、難病相談支援センターの支援員がハローワークに配置されている難病患者就職サポーターと毎月会議を開催する等、連携して就労支援を行いました。	・引き続き、地域の医療機関等によって構成される難病医療連絡協議会を開催し、医療提供体制の在り方について協議を行い、医療提供体制の充実を図ります。また、三重県難病相談支援センターや保健所等において、難病患者および家族が抱える悩みや不安に対する相談支援を実施するとともに、難病相談支援センターの支援員がハローワークに配置されている難病患者就職サポーターと毎月会議を開催する等、連携して就労支援を行います。	医療保健部	健康推進課

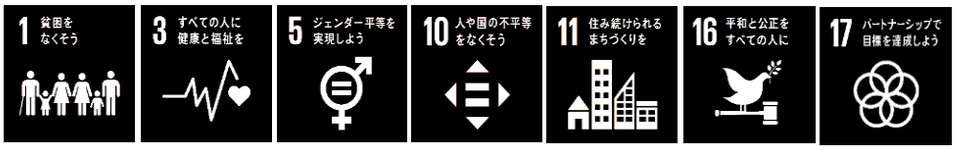
注1）**HIV・エイズ**　HIVは、ヒト免疫不全ウイルスのこと。このウイルスに感染すると免疫力が徐々に低下し、本来なら自分の力で抑えることのできる病気などを発症するようになってしまう。HIVに感染し指標疾患（23 疾患）の1つ以上が明らかに認められた場合、エイズ（後天性免疫不全症候群）と診断される。現在はHIVに感染しても、治療によりエイズ発症を防ぐことができる。

注2）**ハンセン病**　「らい菌」に感染することで起こる病気で、現代においては感染することも発病することもほぼない。治療法がない時代は、体の一部が変形するといった後遺症が残ることがあった。

注3）**難病**　難病の患者に対する医療等に関する法律（2014（平成26）年）では、発病の機構が明らかではなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものとしている。

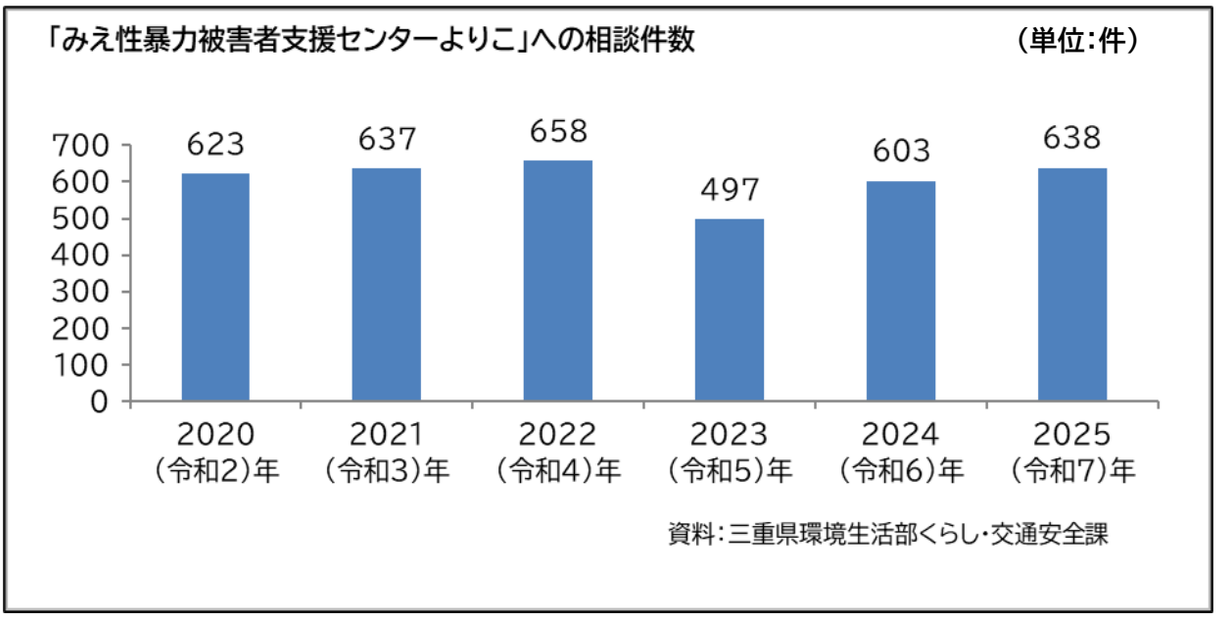
人権施策【308】 犯罪被害者等

【この人権施策が寄与すると考えられるSDGsのゴール（目標）】



【人権施策基本方針におけるめざす姿】
　犯罪被害者等を支える社会の形成に向けて、犯罪被害者等の立場に立った適切かつきめ細かな支援が途切れることなく提供されています。

1 県内の状況



● 2025（令和7）年度における「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」への相談件数は、638件でした。

● 性暴力に関する相談件数は「よりこ」開設以降、増加傾向にありますが、性暴力に対する誤った認識や被害者に対する誹謗中傷などで声を上げたくても上げられない被害者もいます。このような状況をふまえ、三重県では、性暴力被害者やそのご家族に寄り添ったさらなる支援とこれ以上被害を生むことのないよう、県、市町、学校、事業者、県民の皆さんと一体となって性暴力のない三重県をめざすため、「三重県性暴力の根絶をめざす条例」を制定しました。

2 県の主な取組状況（2025（令和7）年度の取組実績、2026（令和8）年度以降の取組方向）

2025（令和7）年度の取組実績	2026（令和8）年度以降の取組方向	部局名	課名
（1）犯罪被害者等の権利や利益の保護を図るための総合的な施策の推進			
①関係機関相互や民間団体との連携推進			
・犯罪被害者等に対する途切れることのない支援を実施するため、支援従事者を対象とした研修会を開催して支援従事者の対応力向上を図りました。 ・市町をはじめとする関係機関・団体の連携強化を図るため、県内6ブロックにおいて、県、市町、関係機関・団体の参加による意見交換会を開催しました。 ・性犯罪・性暴力被害者からの相談に関し、「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」と関係機関や警察、行政が相互に緊密な連携を図り、迅速かつ適切な支援を行うことを目的に、性犯罪・性暴力被害者支援事業に係る連携機関会議を開催しました。（再掲：303（3）-①）	・犯罪被害者等支援施策を総合的、計画的に推進するため策定した「三重県犯罪被害者等支援推進計画」に基づき、関係機関・団体との相互連携強化や支援従事者を育成することにより、犯罪被害者等の心情に寄り添った適切な支援が途切れることなく提供される総合的な支援体制の整備を図ります。（再掲：308（1）-③） ・2026（令和8）年度に期限を迎える、「三重県犯罪被害者等支援推進計画」の改定を進めます。（再掲：308（1）-③） ・性犯罪・性暴力被害者が安心して相談できるワンストップ窓口として設置した「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」において、相談員による電話相談、メール相談、SNS 相談や面接相談、初期の医療的処置や心理相談、法律相談等を行い、相談者の心身の早期回復などが図られるよう、関係機関・団体と連携し、切れ目のない支援を行っていきます。（再掲：308（1）-②）	環境生活部	くらし・交通安全課
・「三重県犯罪被害者支援連絡協議会実務担当者会議」を開催し、協議会会員に加え、警察署担当者、市町担当者を招致して、ワンストップサービス体制の運用の充実に向けた研修を実施しました。 ・「被害者支援担当者研修会」を開催し、警察署の被害者支援要員に加え、市町担当者を招致して、実践的な実習を行うとともに、公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センター員による事業説明を行い、同センターの周知を図りました。 ・犯罪被害者等の同意を得た上で、公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援支援センターに対し、支援に必要な情報を早期に提供するなど、犯罪被害等からの立ち直り支援を図りました。	・三重県犯罪被害者支援連絡協議会を開催するなどして、関係機関・団体との連携および相互の協力を強化し、途切れない犯罪被害者等支援を推進します。 ・公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターの周知を図るとともに、立ち直り支援に向けた情報提供を行うなど、連携を強化します。	警察本部	警務課

2025（令和7）年度の取組実績	2026（令和8）年度以降の取組方向	部局名	課名
②相談窓口の充実と広報の実施			
・子どもに対する性犯罪・性暴力被害の潜在化を防ぐため、子どもの発達段階に応じた「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の周知および被害防止のための啓発を実施するとともに、特に低年齢児童に対する性犯罪・性暴力被害の潜在化を防ぐため、未就学児の保護者に対する「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の周知および被害防止のための啓発を実施しました。（再掲：302（3）-①）	・子どもの性犯罪・性暴力被害の潜在化を防ぐため、子どもの発達段階に応じた「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の周知および被害防止のための啓発を実施します。（再掲：302（3）-①） ・教職員が性暴力被害に対応する際の一助になるよう、「学校における児童生徒間の性暴力にかかる対応支援ハンドブック」を改訂します。（再掲：302（3）-①）	環境生活部	くらし・交通安全課
・「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」において、相談員による電話相談、メール相談、SNS 相談をはじめ、面接相談、相談室を有した車両を用いた出張相談、関係機関・団体等と連携した支援を行うことで被害者の負担軽減に努めました。（再掲：201（1）-③） ・「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の相談員の性犯罪・性暴力被害者からの相談や支援等に係る専門的知識の習得および資質向上のために、専門機関の実施する研修会に参加するとともに、相談員の代理受傷防止のために、スーパーバイザーを招いたケース検討会議等を開催しました。（再掲：201（2）-①）	・性犯罪・性暴力被害者が安心して相談できるワンストップ窓口として設置した「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」において、相談員による電話相談、メール相談、SNS 相談や面接相談、初期の医療的処置や心理相談、法律相談等を行い、相談者の心身の早期回復などが図られるよう、関係機関・団体と連携し、切れ目のない支援を行っていきます。（再掲：308（1）-①）	環境生活部	くらし・交通安全課
・県民提案事業である三重県警察性犯罪被害相談電話＃8103（ハートさん）に係る広報事業により、広報キャラクター「ハ～トくん」を用いた広報啓発物品（広報動画、着ぐるみ、のぼり旗、顔出しパネル等）を製作し、各種イベント等で幅広い年齢層に対して、周知を図りました。	・あらゆる年齢層の性被害者からの相談につなげるため、広報キャラクター「ハ～トくん」を用いて、三重県警察性犯罪被害相談電話＃8103を幅広く周知します。	警察本部	警務課
③総合的な支援体制の整備			
・「三重県犯罪被害者等支援推進計画（第二期）」（2024（令和6）年度～2026（令和8）年度）に基づき、犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、関係機関・団体や有識者等からなる「三重県犯罪被害者等支援施策推進協議会」を開催しました。	・犯罪被害者等支援施策を総合的、計画的に推進するため策定した「三重県犯罪被害者等支援推進計画」に基づき、関係機関・団体との相互連携強化や支援従事者を育成することにより、犯罪被害者等の心情に寄り添った適切な支援が途切れることなく提供される総合的な支援体制の整備を図ります。（再掲：308（1）-①） ・2026（令和8）年度に期限を迎える、「三重県犯罪被害者等支援推進計画」の改定を進めます。（再掲：308（1）-①）	環境生活部	くらし・交通安全課

2025（令和7）年度の取組実績	2026（令和8）年度以降の取組方向	部局名	課名
（2）犯罪被害者等の人権問題についての幅広い啓発活動の推進			
①幅広い啓発と情報提供			
・犯罪被害者等を支える社会の形成を促進するため、「犯罪被害を考える週間」を中心に「犯罪被害を考える県民の集い」を開催（参加者 280 名）するとともに、パネル展示等の広報啓発活動を積極的に実施しました。	・「犯罪被害を考える週間」をはじめとしたイベントの開催、その他各種広報媒体を活用した効果的な啓発を実施し、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進します。	環境生活部	くらし・交通安全課
・中学生、高校生等を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」を15回（受講者4,381人）開催しました。	・中学生、高校生等を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」を積極的に開催し、社会全体で犯罪被害者等を支える機運の醸成を図ります。	警察本部	警務課
②犯罪被害者等への理解の促進			
・性犯罪・性暴力被害者支援のためのワンストップ相談窓口である「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の支援内容等の理解を深めていただくため、出前講座を実施しました（3 回開催、参加者のべ 497 名）。	・性犯罪・性暴力被害者支援のためのワンストップ相談窓口である「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の支援内容等の理解を深めていただくため、出前講座を実施します。	環境生活部	くらし・交通安全課
（3）犯罪被害者等に対する精神的なケアをはじめとする支援			
①各種相談やカウンセリングによる精神的ケアによる支援			
・性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援体制として、「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」を運営し、相談員による電話相談、メール相談、SNS 相談、面接相談をはじめ、関係機関・団体等と連携した支援を行うことで被害者の負担軽減に努めました。2025（令和7）年度は、603件の相談がありました。	・多様化する性犯罪・性暴力相談の増加に対応するため、「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の相談体制を強化します。（再掲：303（3）-①）	環境生活部	くらし・交通安全課
・犯罪被害者等の精神的ケアのため、部内カウンセラーによるカウンセリング（実施回数143回）を行いました。	・部内カウンセラーを関係所属に配置し、カウンセリング技能の向上を図るとともに、部内カウンセラーによる支援を強化します。	警察本部	警務課
②犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減のための支援			
・犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、「三重県犯罪被害者等見舞金」を活用し、犯罪被害者のご遺族又は犯罪被害により重傷病を負い若しくは精神療養が必要となった犯罪被害者に対し、2025（令和7）年度は、10件の見舞金を給付しました。（再掲：202（1）-⑤） ・犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、加害者に対する損害賠償請求に関する支援として、新たに「三重県犯罪被害者等財産開示手続費用助成金」等の創設に向けて取り組みました。（再掲：202（1）-⑤）	・「三重県犯罪被害者等見舞金」や「三重県犯罪被害者等再提訴費用助成金」、「三重県犯罪被害者等財産開示手続費用助成金」等を速やかに給付し、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図ります。（再掲：202（1）-⑤）	環境生活部	くらし・交通安全課

2025（令和7）年度の取組実績	2026（令和8）年度以降の取組方向	部局名	課名
・犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者に対して、居住の安定を図るため、県営住宅優先入居制度の周知を行いました。	・引き続き、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者に対して、居住の安定を図るため、県営住宅優先入居制度の周知を行っていきます。	県土整備部	住宅政策課
・診断書料、緊急避妊薬投薬料等を公費で負担（事件数37件、被害者数37人）したほか、犯罪被害給付制度による経済的支援（申請5件、裁定6件）を行いました。	・公費負担制度および犯罪被害給付制度を周知するとともに、犯罪被害者等の心情に配慮した対応を行い、犯罪被害者等の経済的・精神的負担の軽減を図ります。	警察本部	警務課

県以外のさまざまな主体による取組

御浜町：御浜町犯罪被害者等支援条例について

①目的

犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、町の責務並びに町民等および事業者の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の回復および軽減に向けた取組の推進並びに犯罪被害者等を支える地域社会の形成に向けた施策を総合的に推進し、もって町民が安全で安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的として、2025（令和7）年4月1日に施行されました。

②ポイント

法に定める目的や理念を実現するために、犯罪被害者等の支援に関する基本理念、町の責務、町民等および事業者の役割を明らかにし、支援の基本となる事項を定め、その規定に基づいて、「犯罪被害者等が受けた被害の回復および軽減」と「犯罪被害者等を支える地域社会の形成」を目指した施策を総合的に推進することで、「町民が安全で安心して暮らすことができる社会の実現に寄与すること」を、本条例の目的として規定しています。

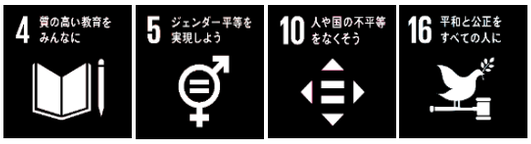
③成果と今後の課題

効果は、犯罪被害者やその家族が安心して生活を再建できるよう、相談支援や経済的支援の仕組みを明確にした点で、地域の理解促進や二次被害の防止にもつながっています。

課題は、条例の周知不足や専門的な相談対応ができる人材の確保、関係機関との連携強化など、実効性を高めるための課題が残っています。

人権施策【309】　インターネットによる人権侵害

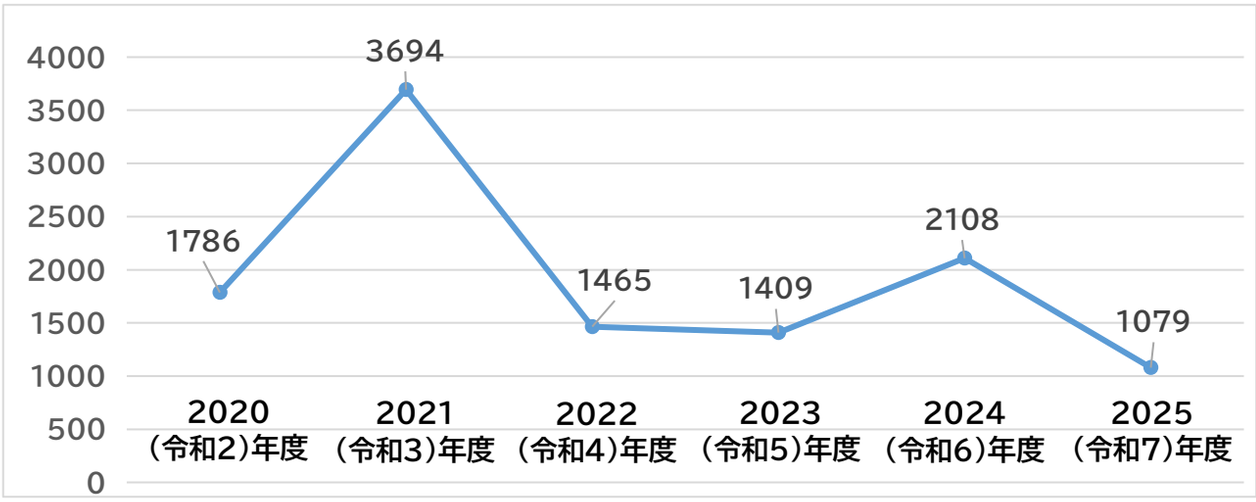
【この人権施策が寄与すると考えられるSDGsのゴール（目標）】



【人権施策基本方針におけるめざす姿】
　県民一人ひとりが、発信者の匿名性や情報発信の簡易さが引き起こす人権侵害について理解を深め、適切にインターネットを利用しています。
　インターネット上での差別事象・人権侵害の監視と規制に関する体制が整備されています。
　プロバイダ等は、日頃から人権に対する意識と見識を養い、個人情報の保護やインターネット上での差別事象・人権侵害に対して関係機関と連携し、適切に対応しています。

1　県内の状況

インターネットモニタリングで発見された書き込み　（単位：件）



資料：三重県人権センター

● 2025（令和7）年中に津地方法務局において新たに救済手続きを開始したインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件は54件でした。このうち、識別情報の摘示が43件、プライバシー侵害が7件、ヘイトスピーチが2件、名誉棄損等が2件でした。

● 県では、インターネット掲示板上の差別的な書き込み等についてモニタリングを行い、差別表現の早期把握を行っています。また、人権侵害に関わる書き込み等を発見した場合、県内に関わる事象はプロバイダやサイト管理者に対して削除依頼を行うとともに、津地方法務局、他都府県にわたるものは全国人権同和行政促進協議会へ通報し、削除に向けた取組を行い、拡散防止に努めています。

● インターネットモニタリングで発見された差別事象は近年、1,000件を超えて推移しており、2025（令和7）年度は1,079件でした。

2 県の主な取組状況（2025（令和7）年度の取組実績、2026（令和8）年度以降の取組方向）

2025（令和7）年度の取組実績	2026（令和8）年度以降の取組方向	部局名	課名
（1）インターネットの正しい活用に向けた啓発の推進			
・インターネット利用者に対して直接働きかける SNS 広告（LINE 広告）（表示回数 4,041,875回、クリック数 83,382 回）を通じて、差別的な書き込みの未然防止に向けた啓発に取り組みました。 ・インターネットの適正な利用等の普及啓発を行うため、パネル展を開催しました。	・SNS 広告（LINE 広告）について、効果的な掲載期間を検討しながら、引き続き、差別的な書き込みの未然防止に向けた啓発に取り組みます。 ・インターネットの適正な利用等をテーマに、パネル展示を開催します。	環境生活部	人権センター
（2）インターネット上における人権尊重の意識を高める教育の推進			
・いじめ防止をテーマとする動画コンテストを実施し、小学校4校、中学校6校、高等学校6校が参加しました。参加校の児童生徒に向けた研修会で、県教育委員会による「情報モラル授業」、プロラグビーチーム三重ホンダヒートによる「いじめ防止授業」を行うとともに、児童生徒が「いじめが起きたときの行動」等について意見交流を行いました。コンテストに応募した動画は、ポータルサイト上で県民投票による優秀作品の選定を実施し、広く県民にいじめ防止の啓発を行いました。	・いじめ防止をテーマとする動画作成に応募する児童生徒に対し、人権や知的財産権など自他の権利を尊重することや、犯罪被害を回避するための情報の安全な活用方法等について、県教育委員会が作成した資料の提供や文部科学省の教材を紹介するなどして、情報モラル教育を推進します。	教育委員会事務局	生徒指導課
・子どもがインターネットによる人権侵害の被害者にも加害者にも傍観者にもならないよう、人権学習指導資料等を活用した、ネットモラルやメディアリテラシー等のインターネットと人権に関する学習が促進されるよう、各学校や市町等教育委員会に働きかけました。	・ネットモラルやメディアリテラシー等のインターネットと人権に関する学習を推進するための人権学習指導資料等の活用を促進します。	教育委員会事務局	人権教育課



プロラグビーチーム　三重ホンダヒート
による「いじめ防止授業」

2025（令和7）年度の取組実績	2026（令和8）年度以降の取組方向	部局名	課名
（3）インターネット上での差別事象・人権侵害の状況把握と対応のための体制づくり			
①インターネット上での差別事象・人権侵害の状況把握			
・インターネット上における差別的な書き込み等について、モニタリングを実施し、早期発見に努め、2025(令和7）年度は、1，079件の書き込みを発見しました。これらの書き込み等に対し、早期の拡散防止や削除要請に取り組みました。	・インターネット上における差別的な書き込み等について、モニタリングを実施し、早期発見に努め、早期の拡散防止や削除要請に取り組みます。	環境生活部	人権センター
・インターネット上の不適切な書き込みを検索するネットパトロールを年3回（8月下旬～9月、11 月、1月）実施しました。2025（令和7）年度は、1,014件の不適切な書き込みを検知し、これらの書き込みに、学校や市町等教育委員会と連携して対応しました。（再掲：302（2）-⑤） ・学校から相談および報告があった不適切な投稿については、年間を通して随時、ネットパトロールを実施しました。（再掲：302（2）-⑤）	・ インターネット上のトラブルが年々増加傾向にあることから、2026（令和8）年度も引き続きネットパトロールを年3回（8月下旬～9月、11 月、1月）実施します。（再掲：302（2）-⑤） ・学校からの相談および報告による個別案件については、年間を通して随時、ネットパトロールを実施します。（再掲：302（2）-⑤）	教育委員会事務局	生徒指導課
②インターネット上での差別事象・人権侵害等への対応のための体制づくりに向けた取組			
・差別的な書き込み等について、プラットフォーム事業者に対して削除要請等を行うとともに、人権侵害情報の速やかな削除のため、必要な指導を行いガイドラインの充実を図るよう国へ要望しました。また、市町に対してモニタリングの実施を働きかけるとともに、差別的な書き込みの削除要請の取組が拡がるよう説明会を開催しました。 ・情報流通プラットフォーム対処法が施行されたことをふまえ、差別的な書き込み等へのプラットフォーム事業者の対応を注視しながらモニタリングを実施しました。（再掲：301（5））	・差別的な書き込み等について、プラットフォーム事業者に対して削除要請等を行うとともに、人権侵害情報の速やかな削除のため、情報流通プラットフォーム対処法の実効性を高めるよう国へ要望していきます。また、市町に対してモニタリングの実施を働きかけるとともに、差別的な書き込みの削除要請の取組が拡がるよう説明会を開催します。 ・情報流通プラットフォーム対処法が施行されたことをふまえ、差別的な書き込み等へのプラットフォーム事業者の対応を注視しながら、適切な対応に努めます。また、インターネット上で部落差別を助長する行為等への対応について、部落差別の解消に向けた個別条例へ明記するため、条例の制定に向けて検討を進めていきます。（再掲：301（5））	環境生活部	人権課 人権センター

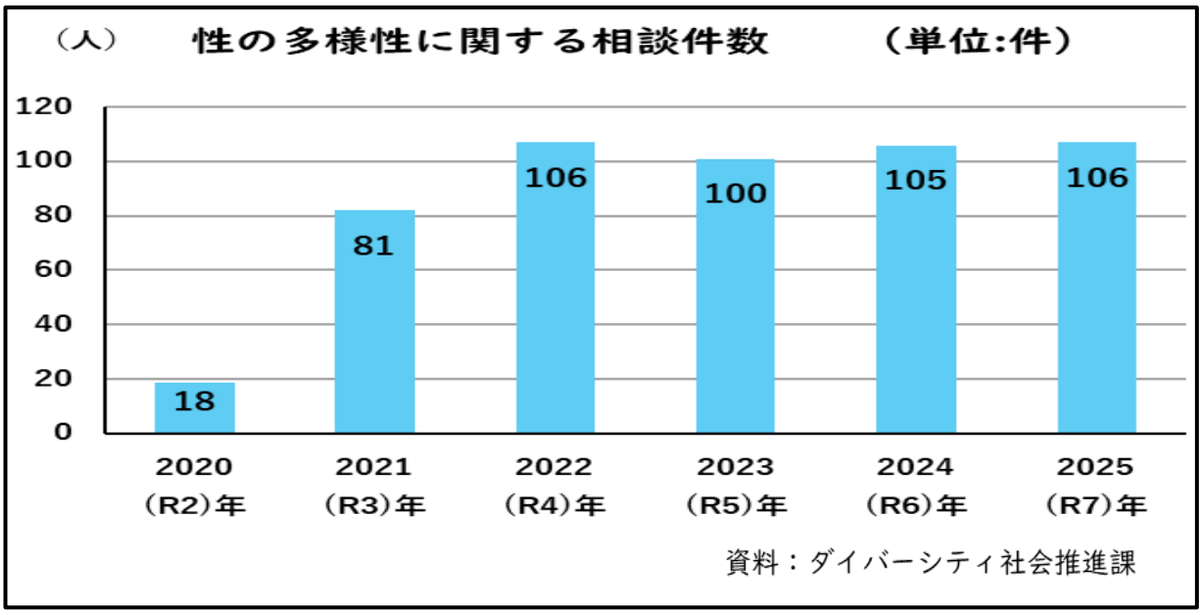
人権施策【310】 性的指向・性自認

【この人権施策が寄与すると考えられるSDGsのゴール（目標）】



【人権施策基本方針におけるめざす姿】
　性の多様性をはじめ多様な生き方を認め合い、性のあり方にかかわらず、誰もが自分らしく安心して学び、働き、暮らすことができる社会づくりを地域社会全体で進めています。

1 県内の状況



●「みえにじいろ相談～性の多様性に関する相談～」の相談件数について、2025（令和7）年度は、106件でした。

2 県の主な取組状況（2025（令和7）年度の取組実績、2026（令和8）年度以降の取組方向）

2025（令和7）年度の取組実績	2026（令和8）年度以降の取組方向	部局名	課名
（1）LGBTQ等の当事者支援等の推進			
・性の多様性に関する相談を受け付けるため、電話および SNS 相談「みえにじいろ相談～性の多様性に関する相談～」（電話 42 件、SNS 64件）を実施しました。チラシを県内学校に配布し、相談窓口を周知しました。（再掲：201（1）-③） ・LGBTQ等当事者の方、ご家族や友人、アライの方を対象として、気軽に交流でき、LGBTQ等の当事者の方々の医療に関することが相談できるコミュニティスペースを開設しました。（再掲：201（1）-③）	・引き続き、性の多様性に関するさまざまな悩みに対応する「みえにじいろ相談～性の多様性に関する相談～」の運用を行います。また、その認知度が低い傾向にあるため、性の多様性に関して悩んでいる方に届くよう周知を図ります。（再掲：201（1）-③） ・LGBTQ等当事者の方、ご家族や友人、アライの方を対象として、気軽に交流できるコミュニティスペースを地域で開設します。（再掲：201（1）-③）	環境生活部	ダイバーシティ社会推進課

2025（令和7）年度の取組実績	2026（令和8）年度以降の取組方向	部局名	課名
（2）性の多様性を尊重する社会づくりに向けた環境整備			
①「三重県パートナーシップ宣誓制度」（注）の啓発			
・「三重県パートナーシップ宣誓制度」（注）を2021（令和3）年9月から開始しています（宣誓件数：96件）。 ・県の広報誌やメディア等を活用して、広く県民向けに周知しました（広報誌「県政だよりみえ」1回）。 ・保育園の送迎や病院の付き添い等で関係性を説明しやすくするため、宣誓者の子どもの名前を記載できるようパートナーシップ宣誓制度の要綱を改正しました。（2025（令和7）年4月施行）	・制度の変更内容を含め、「三重県パートナーシップ宣誓制度」を広く周知します。	環境生活部	ダイバーシティ社会推進課
②「三重県パートナーシップ宣誓制度」の利用先の拡充			
・制度の利便性の向上を図るため、市町・民間企業と連携し、利用できるサービスの拡充を図りました（「三重県パートナーシップ宣誓制度」の利用先：152団体）。	・制度の利便性のさらなる向上のため、利用できるサービスの拡充を図ります。	環境生活部	ダイバーシティ社会推進課



みえにじいろ相談周知カード（表）



みえにじいろ相談周知カード（裏）



みえにじいろスタートブック

2025（令和7）年度の取組実績	2026（令和8）年度以降の取組方向	部局名	課名
（3）性の多様性に関する啓発・教育の推進			
①性の多様性に関する啓発の推進			
・性の多様性に関して理解を深めるため、「一人ひとりが生きやすい社会のために」をテーマとしたパネル展を開催しました。	・性の多様性に関して理解を深めるため、引き続きパネル展を開催していきます。	環境生活部	人権センター
・県内企業の性の多様性に関する理解を深めていくため、企業向けガイドブック・啓発動画を周知しながら、企業向け研修を2回開催しました。（参加者計：150名） ・三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」にて、教職員や教育関連事業従事者向けの講座を開催しました。（参加者：25名）	・引き続き、県内企業や担当者に対し、企業向けガイドブックや研修動画を活用しながら啓発に取り組みます。 ・県民の性の多様性に関する理解を深めるため、県民向けにハンドブックを活用して啓発を行うほか、三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」にて、講座等を行います。	環境生活部	ダイバーシティ社会推進課
②性の多様性に関する教育の推進			
・性的指向・性自認に係る人権課題を解決するための人権学習について掲載した資料を作成しました。	・2025（令和7）年度に作成した性的指向・性自認に係る人権課題を解決するための人権学習について掲載した資料を全ての学校に配付するとともに、活用のための講座を開催し、資料活用の促進を図ります。	教育委員会事務局	人権教育課

注）**三重県パートナーシップ宣誓制度**　お互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを宣誓した二人（一方または双方が性的少数者）に対して、県が宣誓書受領証等を交付する制度。

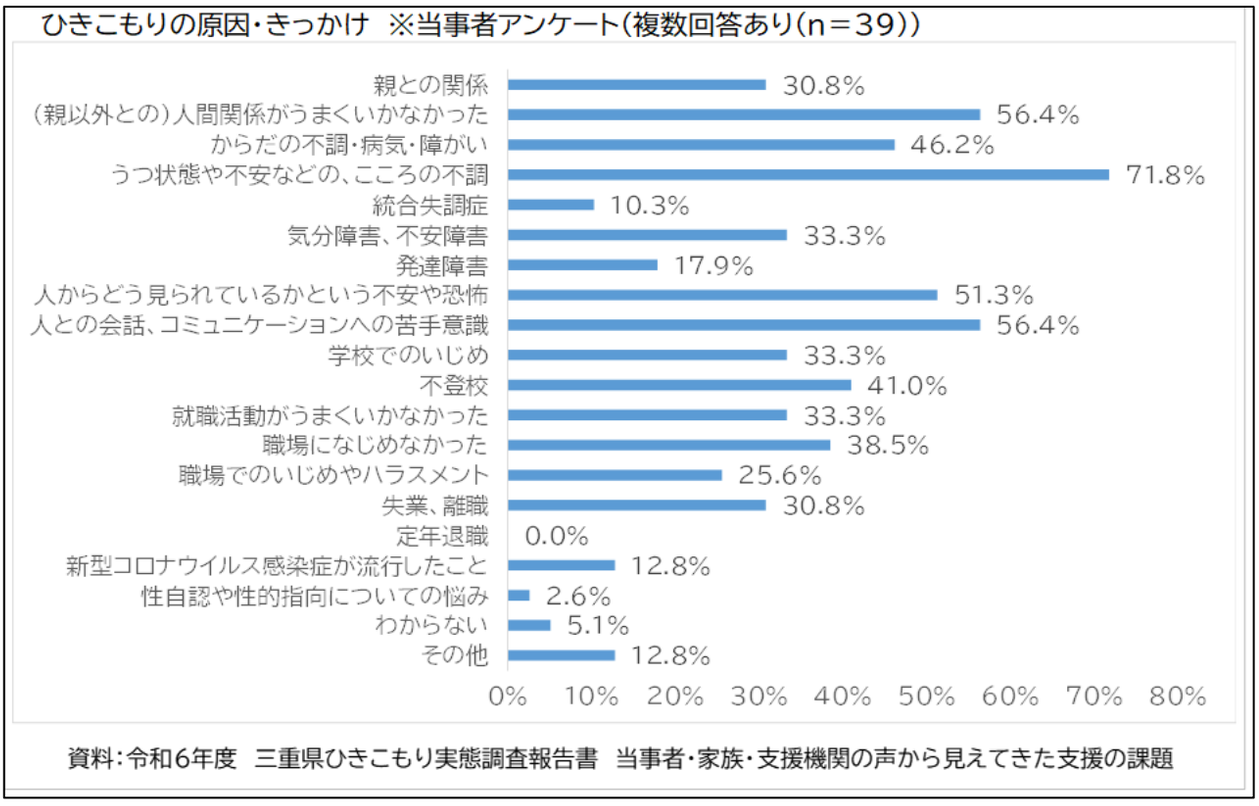
人権施策【311】　ひきこもり

【この人権施策が寄与すると考えられるSDGsのゴール（目標）】



【人権施策基本方針におけるめざす姿】
　ひきこもりに関する正しい理解を促進し、当事者・家族・社会の“つながり”の回復に向けて、当事者やその家族に寄り添った支援体制づくりを進めることにより、ひきこもり支援に関する社会全体の機運が醸成されています。

1　県内の状況



● 単身世帯高齢者、一人親家庭、中高年の引きこもりなど、「孤独や孤立」の状態から生きづらさを抱える方が増え、制度の狭間に陥ることで必要な支援が行き届かず、地域の中で暮らしていくことが困難な状況にあります。誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、多世代間の交流や支え合いにより地域共生社会を実現するコミュニティ機能を確保し、地域福祉をより一層推進するため、令和2（2020）年3月に「三重県地域福祉支援計画」を策定し、2022（令和4）年3月には、ひきこもり支援に特化した計画として「三重県ひきこもり支援推進計画」（2022（令和4）年度～2024（令和6）年度。以下「第一期計画」という。）を策定しました。

● 2024（令和6）年度に第一期計画が終期を迎えたことから、ひきこもり状態にある方やその家族の支援ニーズ等を把握するための「ひきこもりに関する実態調査」等を実施し、これらの結果をふまえ、2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの5年間を計画期間とする「第二期三重県ひきこもり支援推進計画」を策定しました。

● 当事者アンケートでは、「うつ状態や不安などの、こころの不調」の割合が最も高く、次いで「（親以外との）人間関係がうまくいかなかった」と「人との会話、コミュニケーションへの苦手意識」となりました。

2 県の主な取組状況（2025（令和7）年度の取組実績、2026（令和8）年度以降の取組方向）

2025（令和7）年度の取組実績	2026（令和8）年度以降の取組方向	部局名	課名
（1）ひきこもりに関する情報発信・普及啓発			
・ひきこもりに関する理解を促進するため、県民を対象にした講演会を開催するとともに、SNSやリーフレット等を活用した情報発信を行いました。	・ひきこもりに関する正しい理解や支援機関の周知のための情報発信、普及啓発に取り組みます。	子ども・福祉部	地域福祉課
・会議や研修会、ホームページを通じて、県内の精神科診療機関・相談窓口・社会資源の情報を掲載した「こころのケアガイドブック」を紹介するとともに、ひきこもりに関する専門相談の案内を行い、周知に取り組みました。	・会議や研修会、ホームページを通じて、県内の精神科診療機関・相談窓口・社会資源の情報を掲載した「こころのケアガイドブック」を紹介するとともに、ひきこもりに関する専門相談の案内を行い、周知に取り組みます。	医療保健部	健康推進課
（2）当事者や家族に寄り添った支援の充実			
①対象者の状況把握・早期対応			
・県内における相談支援体制の充実に向けて、支援機関相互のノウハウの共有や参加者同士による意見交換を行うひきこもり支援ネットワーク会議を開催しました。	・市町をはじめとした関係機関を対象に、情報共有や意見交換等により顔の見える関係づくりの機会となる会議を開催します。	子ども・福祉部	地域福祉課
②当事者や家族に寄り添った支援の充実			
・電話、面接、訪問、メールによる相談を行いました。また、家族教室を県内3か所で開催し、家族が相談機関に早期につながることができるよう取り組みました。	・電話、面接、訪問、メールによる相談を継続します。また、家族教室を県内複数か所で開催し、家族が相談機関に早期につながることができるよう取り組みます。	医療保健部	健康推進課
・三重県生活相談支援センターに相談支援員やアウトリーチ支援員を配置し、ひきこもり当事者やその家族に寄り添った伴走型支援に取り組みました。 ・新たにひきこもりピアサポートセンターみえを開設し、相談窓口の多様化を図りました。	・三重県生活相談支援センターに相談支援員やアウトリーチ支援員を配置し、伴走型支援に取り組むとともに、ひきこもりピアサポートセンターみえを運営する等、当事者や家族に寄り添った支援の充実を図ります。	子ども・福祉部	地域福祉課
（3）社会参加と多様な担い手の育成・確保			
①社会参加・活躍できる環境の整備			
・当事者が社会とつながるきっかけとなるよう、既存のオンライン会議アプリを利用した電子居場所を開設するとともに、居住地とは異なる市が開催する居場所等を利用できる広域的支援体制づくりを試行的に実施しました。	・市町等と連携し、広域的支援体制を強化する取組を進めながら、多様な居場所づくりに取り組みます。	子ども・福祉部	地域福祉課
・生きづらさや働きづらさを感じてひきこもり状態にある無業の若者等の社会的自立を支援するため、農業の多様な作業内容を生かした農業就労体験（のべ58回）に取り組み、農業就労体験の受入先となる農業者を新たな地域でリスト化（1地域）しました。	・これまでの農福連携による農業就労体験事業の成果をふまえ、県域の受入農業者リストとしてブラッシュアップします。また、本リストと既存の就労体験プログラムを一体的に活用して、市町での取組を促進することで、引き続き若者等の社会参加および就労支援を推進します。	農林水産部	担い手支援課

2025（令和7）年度の取組実績	2026（令和8）年度以降の取組方向	部局名	課名
②多様な担い手の育成・確保			
・市町における包括的な支援体制の整備に向けて、相談支援包括化推進員の育成支援のための研修会を開催するとともに、県内の4市が養成した「ひきこもりサポーター」を対象としたスキルアップ研修会を開催しました。	・当事者等に伴走している支援者を支援するための取組を進めるとともに、ひきこもり支援に意欲・関心のある県民の方等を対象とした啓発や研修を行います。	子ども・福祉部	地域福祉課
・医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関を対象に人材育成研修会や関係機関のネットワーク構築のための会議を開催しました。	・医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関を対象に人材育成研修会や関係機関のネットワーク構築のための会議を開催します。	医療保健部	健康推進課



公式アカウントでは、ひきこもり支援に関するコラムや取組の配信をしています。
お気軽にご登録ください。
※このアカウントは配信専用です。

お問合せ先
三重県　子ども・福祉部　地域福祉課
TEL：059−224−2755
FAX：059−224−3085

▼ご登録はこちら▼

みえひきこもり安心
サポートライン　チラシ

人権施策【312】 あらゆる人権課題の解消に向けて

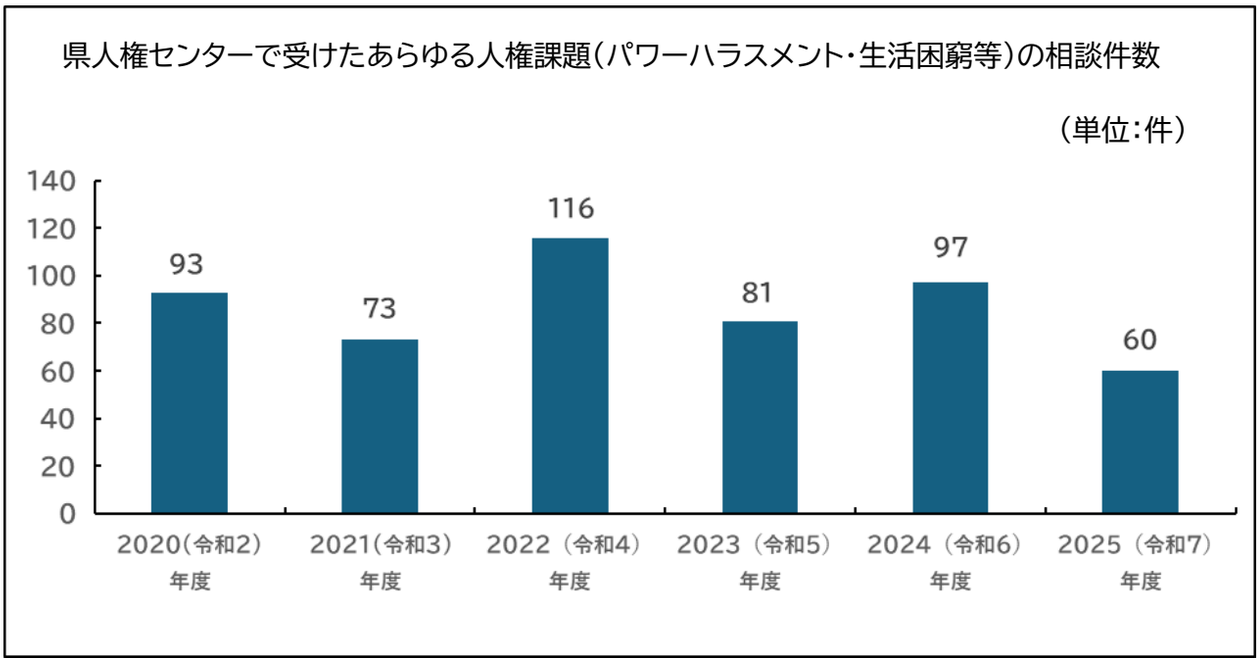
（アイヌの人々、刑を終えて出所した人等、災害と人権、貧困等に係る人権課題、北朝鮮当局による拉致問題等　等）

【この人権施策が寄与すると考えられるSDGsのゴール（目標）】



【人権施策基本方針におけるめざす姿】
　あらゆる偏見や差別意識が解消され、人権侵害が起こることのない、人権が尊重される社会が築かれ、県民一人ひとりが、互いに個性を認め合い、自立した生活を送っています。

1 県内の状況



● 2025（令和7）年度に三重県人権センターが受けたあらゆる人権課題（パワーハラスメント・生活困窮等）の相談件数は、60件でした。

● 松阪市は、2019（令和元）年9月にアイヌ施策推進地域計画認定市町に認定され、松浦武四郎記念館を中心に取組を進めています。

2 県の主な取組状況（2025（令和7）年度の取組実績、2026（令和8）年度以降の取組方向）

2025（令和7）年度の取組実績	2026（令和8）年度以降の取組方向	部局名	課名
（1）あらゆる人権課題の現状把握			
・三重県IT広聴事業（e－モニター）を活用し、人権に係る県民の意識について調査を行い、経年変化を把握するとともに、啓発事業の効果検証と今後の施策の方向性の検討を行いました。	・社会情勢の変化に伴い、人権課題が多様化していることから、人権に係る県民の意識や差別事象の発生状況等、現状の把握に努めます。	環境生活部	人権課

2025（令和7）年度の取組実績	2026（令和8）年度以降の取組方向	部局名	課名
・各種統計データや差別事象の発生状況、人権問題に関する相談の状況等、社会の動向をもとにあらゆる人権課題の現状の把握に努めました。	・各種統計データや差別事象の発生状況、人権問題に関する相談の状況等、社会の動向をもとにあらゆる人権課題の現状の把握に努めます。	環境生活部	人権センター
（2）当事者や家族に寄り添った支援の充実			
・三重県人権センターアトリウムを活用して、年間を通じてさまざまな人権テーマ（災害と人権、アイヌの人びとの人権）について各種パネル展を開催しました。	・三重県人権センターアトリウムを活用して、年間を通じてさまざまな人権テーマについて各種パネル展を開催します。	環境生活部	人権センター
・市町と連携し、外国人防災リーダー育成研修や、外国人住民の避難所への受入訓練等を実施しました。（外国人防災リーダー育成数24人）（再掲：306（2）-④）	・市町等と連携し、外国人防災リーダーの育成や多言語支援等に取り組みます。（再掲：306（2）-④）	環境生活部	ダイバーシティ社会推進課
・北朝鮮当局による拉致問題の解決を願う気持ちを込めたブルーリボンの着用やホームページでの情報発信、ポスターの県施設等への掲示のほか、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」を中心にパネル展示、写真展開催、アニメ「めぐみ」の放映等による啓発等を行いました。	・拉致問題の早期解決に向けて、国の取組に協力しながら県民の関心と認識を深めていくとともに、啓発等のさまざまな取組を進めていく必要があります。「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」を中心に、パネル展示、写真展開催、アニメ「めぐみ」・拉致被害者御家族ビデオメッセージの上映会、ラジオなどによる啓発等に取り組みます。	政策企画部	政策企画総務課
・北朝鮮当局による拉致問題等の理解を高めるための学習の実施を促進した結果、小学校20校、中学校4校、県立学校1校においてアニメ「めぐみ」が視聴されました。	・北朝鮮当局による拉致問題等について、子どもの発達段階等に応じて理解を深められるよう、取組を推進していきます。	教育委員会事務局	人権教育課
・市町や地域において災害時に特に支援を必要とする高齢者や障がい者、外国人などを想定したHUG（避難所運営ゲーム）の実施や避難所運営マニュアル作成、避難所運営訓練への支援を通じて、災害時にさまざまな視点に立って活動が行われるよう取組を進めました。（2025（令和7）年度支援実績：25回）。	・市町や地域において災害時に特に支援を必要とする高齢者や障がい者、外国人などを想定したHUG（避難所運営ゲーム）の実施や避難所運営マニュアル作成、避難所運営訓練への支援を通じて、災害時にさまざまな視点に立って活動が行われるよう取組を進めます。 ・災害時に特に支援を必要とする高齢者や障がい者、外国人などに配慮した避難所運営のノウハウについて、市町職員向けに専門家による研修を通じて、習得が進むよう取り組みます。	防災対策部	地域防災推進課

2025（令和7）年度の取組実績	2026（令和8）年度以降の取組方向	部局名	課名
（3）人権侵害に対応するための取組の推進			
・三重県人権センターをはじめとした各相談機関が連携し、人権問題に係る相談において、差別解消条例に基づき、適切に対応しました。2025（令和7）年度は、相談対応で解決せず申立てに至った不当な差別に係る紛争事案はありませんでした。	・差別解消条例に則り、必要に応じて適切な相談機関を紹介したり、関係機関で協議したりするなど丁寧に対応していきます。また、不当な差別に係る申立てがなされた際には、相談機関と連携を図り、内容や事実関係を十分確認のうえ、三重県差別解消調整委員会における調査審議を経て、問題の解決に向けて取り組んでいきます。	環境生活部	人権課
・三重県人権センターや隣保館には多様な相談が寄せられていることから、三重県人権センターにおいて、さまざまな人権課題に沿った講師を迎えて、相談機関の相談担当者を対象とした研修を行い、当事者に寄り添った相談対応ができる体制づくりに努めました。 ・人権侵害を訴える相談に対し、相談機関が的確かつ迅速に対応することを目的として、人権相談ネットワーク会議（行政・公益法人の 18 相談機関が参加）を開催し、多岐にわたる相談者のニーズに対して適切に対応できるよう、情報交換を実施しました。（再掲：201（3）-②、202（1）-⑦、301（4）-①）	・引き続き、さまざまな人権課題に沿った講師を迎えて、相談機関の相談担当者を対象とした研修を行い、当事者に寄り添った相談対応ができる体制づくりに努めます。 ・人権侵害を訴える相談に対し、相談機関が的確かつ迅速に対応することを目的として、人権相談ネットワーク会議（行政・公益法人の 18 相談機関が参加）により、相互に連携しながら人権相談に迅速に対応するとともに、情報交換の会議を開催します。（再掲：201（3）-②、202（1）-⑦、301（4）-①）	環境生活部 環境生活部	人権センター 人権センター
・生活困窮者の自立促進を図るため、福祉事務所設置自治体（県、14市、多気町）の生活困窮者を対象とした相談窓口（自立相談支援機関）において、生活困窮者の相談に応じ、相談者の個々の状況に応じた支援を行いました。	・引き続き、複合的な課題を抱えた方に対し、きめ細かな相談支援に取り組むとともに、ひきこもりなどの生きづらさを抱えた方への支援に向けてアウトリーチ支援に取り組みます。	子ども・福祉部	地域福祉課
・県内の精神科診療機関・相談窓口・社会資源の情報を掲載した「こころのケアガイドブック」を作成し、ホームページで公開するなど、幅広く支援機関の周知に取り組みました。また「ひきこもり」、「依存症」、「自殺予防・自死遺族」等、精神保健福祉に関する相談支援を行うとともに、人材育成研修を実施しました。	・引き続き、県内の精神科診療機関・相談窓口・社会資源の情報を掲載した「こころのケアガイドブック」を作成し、ホームページで公開するなど、幅広く支援機関の周知に取り組みます。また「ひきこもり」、「依存症」、「自殺予防・自死遺族」等、精神保健福祉に関する相談支援を行うとともに、人材育成研修を実施します。	医療保健部	健康推進課

人権啓発の取組状況

○各地域防災総合事務所・地域活性化局において、市町や人権擁護委員協議会等と連携して、地域の実情に即した人権講演会や、人権問題に対する理解を深め各地域で人権啓発を推進するリーダーを育成するための連続講座等を実施しました。

	事　業　概　要
桑名地域防災総合事務所	・北勢地域人権啓発セミナー（R7.11.14） 県桑名庁舎　参加者 33 人 「ハラスメントと人権 ～安心して働ける職場づくりのために大切なこと～」 高原社会保険労務士事務所　高原祥子 さん ・第２回県民人権講座（R7.10.19） 東員町総合文化センターひばりホール　参加者 354 人 「子どもが守られる学校と社会のために ～性暴力と「声を聴きつなぐ会」の経験から～」 声を聴きつなぐ会　代表　大原康彦 さん 声を聴きつなぐ会　副代表　平野利枝 さん
四日市地域防災総合事務所	・北勢地域人権まちづくりトップセミナー（桑名・鈴鹿共催）（R7.10.30） 県四日市庁舎　参加者 64 人 「スマホ世代の子どもとどう向き合うか　～SNS、ゲーム、ネットいじめの問題を考える～」 ジャーナリスト　石川結貴 さん  ・北勢地域人権啓発セミナー（R7.10.16） 川越町役場　参加者 22 人 「選択的夫婦別姓をめぐる現状と課題」 弁護士　田巻紘子 さん
鈴鹿地域防災総合事務所	・北勢地域人権啓発セミナー(鈴鹿地域)（R8.1.15） 県鈴鹿庁舎　参加者 38 人 「メディア・リテラシーを考える　～インターネット上の人権～」 四日市大学名誉教授、NPO 法人市民社会研究所 代表理事 松井真理子 さん

津地域防災総合事務所	・津地域ミニ人権大学講座（全３回）（R7.9.12、R7.10.10、R7.11.12） 県津庁舎　参加者延べ 172 人 「お母さんがわたしのことを決めてきた ～子どものありのままの保障から～」 三重県人権教育研究協議会専門委員 伊藤玲江 さん　他２講座 ・津地域人権まちづくりトップセミナー（R8.1.27） オンライン開催　参加者 27 人 「日常における人権尊重の取組が『人災』を減らすまちとひとをつくる」 公益財団法人反差別・人権研究所みえ 常務理事兼事務局長 松村元樹 さん
松阪地域防災総合事務所	・松阪地域防災総合事務所地域人権啓発事業講演会（R7.12.5） 松阪市飯南産業文化センター　参加者 30 人 「考えよう、私たちにできること～だれもが生きやすい社会のため～」 公益財団法人反差別・人権研究所みえ　研究員 荻田実樹 さん ・松阪地域防災総合事務所管内人権トップセミナー（R8.2.12） 県松阪庁舎対面及びオンライン開催　参加者 142 人 「モニタリング調査における人権侵害事象の詳細分析について」 公益財団法人反差別・人権研究所みえ　調査・研究員　中村尚生 さん
伊賀地域防災総合事務所	・伊賀地域ミニ人権大学基本講座（R7.11.5） 県伊賀庁舎　参加者 44 人 「高齢者の人権について」－今日的な問題・課題－ 公益財団法人反差別・人権研究所みえ　理事長　大谷徹 さん ・伊賀地域人権まちづくりトップセミナー（R7.11.18） 県伊賀庁舎　参加者 98 人 「ＡＩと人権」　弁護士　宮下萌 さん
南勢志摩地域活性化局	・南勢志摩地域人権啓発講座（地域人権セミナー）参加者延べ 84 人 （R7.11.13、R7.12.23、R8.1.15）（全３回） 県伊勢庁舎対面及びオンライン開催 「自分の立つ位置を考えるー調査結果や具体的な事例をもとに部落問題を考えるー」 （公財）反差別・人権研究所みえ　調査・研究員　原田朋記 さん 他２講座 ・南勢志摩地域人権啓発講座（人権問題懇話会）（R7.7.24） 県伊勢庁舎対面開催　参加者 43 人 「ひきこもる人とその家族への支援－家族会からのメッセージー」 NPO 法人なでしこの会　理事長　田中義和 さん

紀北地域活性化局	・紀北地域人権大学講座（全２回）（R7.11.18、R7.12.４） 県尾鷲庁舎対面開催 参加者延べ 76 人 「一人ひとりが生きやすい社会のために -「性のあり方」について考える-」 公益財団法人反差別・人権研究所みえ 本江優子 さん　他１講座 ・人権トップセミナー（R8.1.19） 県尾鷲庁舎対面開催　参加者 38 人 「再審法改正の現在地と、これからの課題」 Kollect 京都法律事務所　弁護士　鴨志田祐美 さん
紀南地域活性化局	・紀南地域ミニ人権大学講座（全２回）（R7.11.20、R7.12.4） 県熊野庁舎対面及びオンライン開催　参加者延べ 187 人 「「障害者差別解消推進法」を読み解く～求められる「合理的配慮」とは～」 公益財団法人反差別・人権研究所みえ事務局次長 本江優子 さん 他１講座 ・人権トップセミナー（R8.2.27）県熊野庁舎対面　参加者 36 人 「共生と排外主義～ヘイトスピーチを放置してしまうと～」 龍谷大学法学部　教授　金尚均（キム サンギュン） さん

市町名	事　　業　　概　　要
桑名市	・人権・同和問題学習講座（R7.9～R7.11）全６回　参加者延べ 305 人 「このまちが好きだから　～被差別の歴史をもつまちに生まれて～」 崇仁発信実行委員会　代表　藤尾まさよ さん　他５講座 ・2025 人権フェスタ in くわな　人権講演会（R7.12.6）参加者 534 人 『いのちを守る気象情報』 気象予報士・ 気象キャスター・防災士・気象防災アドバイザー・一級危機管理士　斉田季実治 さん ・人権啓発物品・チラシ作成、配布
いなべ市	・人権ポスターの入賞者作品の表彰・展示（R７.12） ・第 19 回人権フェスティバル（R7.12.７）参加者 543 人 展示　・メシェレいなべの活動紹介 ・愛・いのちをテーマにしたポスター入賞作品 ・市内各種団体の活動紹介 ・人権ひろば展（参加団体：桑名人権擁護委員協議会、桑名市、四日市市、木曽岬町、川越町） 映画「それいけ！　アンパンマン　チャポンのヒーロー！」 クイズ大会 講演会　川村エミコ（たんぽぽ） さん 「今の私が輝いている理由～みんなの未来が明るくなりますように」





・研修会、街頭啓発活動
・人権週間における啓発物品の作成、配布
・いなべ市人権擁護委員（９名）市内２店舗前（R7.12.5）
・人権機関 メシェレいなべ（38 名）による各地区人権啓発運動
広報誌発行（全３回）、委員研修（全２回）、視察研修、人権学習会、

<table>
<tr><td></td><td>映画会（全４回　参加者延べ 1,651 人）
<table>
<tr><th>日付</th><th>上映作品</th><th>場所</th><th>参加者</th></tr>
<tr><td>7.26</td><td>お終活　最春！人生ラプソディ</td><td>大安公民館</td><td>464 人</td></tr>
<tr><td>8.23</td><td>コーダ　あいのうた</td><td>北勢市民会館</td><td>329 人</td></tr>
<tr><td>9.20</td><td>あの花が咲く丘で、君とまた出会えたら。</td><td>北勢市民会館</td><td>423 人</td></tr>
<tr><td>10.11</td><td>余命１０年</td><td>大安公民館</td><td>435 人</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>木曽岬町</td><td>・人権映画会（R7.8.2）参加者 126 人
「野生の島のロズ」
・人権講演会（R7.12.14）参加者 93 人
「逆境力 ～折れない心を考える～」　歌川たいじ さん
・人権フォト、人権ポスター展示（R7.11.28～R7.12.24）</td></tr>
<tr><td>東員町</td><td>・男女共同参画映画祭啓発物品配布(R7.7.5)
・人権標語コンクール（R7.7）
・東員町商工祭の啓発物品配布（R7.10.19）
・幼稚園・保育園での人権学習会（R7.7～R7.12）
・人権講座「多文化共生～人と協力する大切さ～」（R7.11.8）
参加者 43 名
・ヴィアティン三重の試合会場で啓発活動を実施（R7.11.23）
・ピアゴ東員店で啓発活動(R7.12.7)</td></tr>
<tr><td>四日市市</td><td>・人権学習推進事業（人権大学あすてっぷ７講座、ステップアップ講座３講座）（R7.6～R8.1）参加者延べ 1,586 人
・じんけんフェスタ 2025（R7.12.7）参加者 1,185 人
記念映画「父と僕の終わらない歌」
・DV 防止啓発講演会（R7.11.15）参加者 36 人
「安心とつながりのコミュニティを育てる～小さな声に耳をすまして～」
立命館大学大学院教授　村本邦子 さん
・男女平等・デート DV 予防教育講座　参加者 2,616 人</td></tr>
<tr><td>菰野町</td><td>・「人権擁護委員の日」啓発（パネル展示など）（R7.6.4）
・町内小中学校での人権教室（R7.6～R8.1）
・菰野町文化祭における啓発物品の配布、人権パネル展（R7.11.2）
・人権啓発カレンダーの作成、配布
・人権週間啓発物品の配布（R7.12.5）</td></tr>
<tr><td>朝日町</td><td>・合同研修会「町職員・教職員として　部落差別の解消に向けて知っておきたいこと」（R7.8.1）参加者 115 名
三重県教育委員会事務局人権教育課　杉井誠 さん
対象：役場職員、学校教職員
・人権展示</td></tr>
</table>

	朝日町教育文化施設（R7.6.6）「児童生徒人権ポスター2024 年版展示」 朝日町保健福祉センター（R7.12.5）「第 21 回人権フォトコンテスト入賞作品展示」 ・人権講演会「一人ひとりが生きやすい社会のために～「性のあり方」について考える～」（R8.2.7）参加者 52 名 公益財団法人　反差別・人権研究所みえ　事務局次長　本江優子 さん
川越町	・人権学習映画会及び声優劇（R7.12.6）参加者 66 人 ・人権啓発物品の作成、配布 配布先：人権学習映画会、役場ほか公共施設窓口、小中学校 ・町内小学生による人権に関するポスター制作、展示 川越町役場（R7.11.20～R7.12.4） あいあいセンター（R7.12.6～R7.12.21）
鈴鹿市	・「人権擁護委員の日」街頭啓発（R7.6.2） 啓発物品の配布　市内主要駅２か所 配布個数 400 個 参加者 20 人(うち鈴鹿市人権擁護委員会委員 10 人) ※「人権擁護委員の日」である６月１日が週休日にあたるため、週休日後の６月２日に実施 ・ヒューマン夏フェスタ人権ふれあい劇場（R7.8.17）参加者 1,161 人 「あらしのよるに」　出演　夢団 ・学校での啓発（R7.9～R7.11） 市内高等学校、県立学校の文化祭において、主な人権課題をテーマにしたパネル等を展示 ・「第 77 回人権週間」街頭啓発（R7.12.4） 人権週間における啓発物品の配布　市内スーパー4 か所 配布個数 600 個　参加者 26 人 ・「じんけんフェスタ in すずか　～いろんな世界にふれて、心をつなぐ～」 （R7.12.6～R7.12.7）参加者 886 人（パネル展示鑑賞者含む） （１）まねっこカラダあそび～じぶんのことを好きになろう～ （R7.12.6）参加者 64 人 （２）講演会（R7.12.6）参加者 128 人 「小中学生による人権作文の朗読」 「笑いで世界をひとつに」講師　ダイアン吉日 さん （３）人権を考える市民のつどい映画上映（R7.12.7）参加者 153 人 「あの日のオルガン」 ・地区別人権尊重まちづくり講演会 12 地区 13 回 参加者延べ 388 人 ・人権啓発カレンダー及び人権啓発手帳の作成、配布
亀山市	・「人権擁護委員の日」街頭啓発（R7.6.2） 啓発物品の配布　市内４か所（市職員と亀山市人権擁護委員会委員) ・「第 77 回人権週間」街頭啓発（R7.12.５）

	啓発物品の配布　市内４か所（市職員と亀山市人権擁護委員会委員) ・第 21 回ヒューマンフェスタ in 亀山（R7.12.6）参加者 283 人 午前の部：開会行事、人権に関わる市民活動各団体のブース出展 午後の部：亀山高等学校フレンドリークラブ、不登校のこどもと親と地域の会「でんでん」内藤朋子さんから「子どもの人権」をテーマにした講演の後、参加者とディスカッション。 ・人権啓発チラシの発行 ・人権にかかわる行政出前講座　全９回　参加者 438 人 地域団体、幼稚園、小中学校、放課後児童クラブ、事業所など ・「人権」に関する絵画・ポスターの展示　市内小中学校 ・「人権のまちづくりフォーラム 2025」　参加者 70 人 講演:「規則を変えることは配慮か特別扱いか？」、「共に生きるために…」 UD 夢ネット亀山代表　宮村孝博 さん　松田愼ニ さん
津　市	・人権講演会（河芸地域）（R7.11.2）参加者 200 人 「皆違う顔、でも同じハート」落語家 笑福亭松枝 さん ・人権講演会（芸濃地域）（R7.11.29）参加者 174 人 「一打一響～響き合う心と人権～」プロ和太鼓ユニット「転輪太鼓」 國分入道光雲 さん ・人権講演会（久居地域）（R7.8.3）参加者 380 人 第１部　映画「189」 第２部　講演「石碑が伝える災害の記憶と警鐘」 第３部　映画「心の傷を癒すということ」 ・人権講演会（津地域）（R8.1.31）参加者 360 人 「一緒に生きていきましょう～生きるということ～」 作家・僧侶　家田荘子 さん ・人権ポスター、人権標語募集、優秀作品の表彰・展示 ・人権啓発カレンダー及び人権啓発ポスターの作成、配布、掲示 ・市民人権講座　全 20 講座　参加者延べ 675 人 「もう一度考えてみませんか？インターネットのこと」 （公財）反差別・人権研究所みえ　調査・研究員　中村尚生 さん 「部落差別をこえて～取材ノートから～」 （公財）人権教育啓発推進センター特任講師　臼井敏男 さん 他 18 講座 ・人権週間における街頭啓発 ・広報紙における「人権コラム」の掲載 ・企業啓発（30 社）
松阪市	・街頭啓発（R7.6.2） 松阪駅、伊勢中川駅、市内商業施設にて啓発物品やチラシの配布 ・令和７年度「心をつなぐ集い」人権講演会（R7.6.27～R7.7.10）

	「虐待の淵を生き抜いて ～こどもたちの笑顔を守るために私たちにできること～」 オンデマンド配信　再生回数 327 回 一般社団法人 児童虐待防止機構 オレンジ CAPO 理事長 島田妙子 さん ・市内小中学生を対象に人権図画ポスター募集 ・人権関係職員等養成講座（R7.10.3～R7.10.22）４日間全８講座 参加者延べ 85 人 ・人権文化フェスティバル松阪（飯南・飯高）2025（R7.12.5） （県共催　松阪市地域人権啓発事業講演会） 参加者 30 人 人権講演会「考えよう、私たちにできること ～だれもが生きやすい社会のため～」 公益財団法人反差別・人権研究所みえ研究員　荻田実樹 さん ・人権文化フェスティバル松阪 2025（R7.12.13）参加者 59 人 人権講演会　片腕のギタリスト輝彦 さん 「片腕でも伝えられることがある」 ・人権のつどいうれしの（R8.1.25）参加者 120 人 映画「スモールフット」 ・人権啓発物品（ボールペン）の作成、配布
多気町	・人権啓発物品（ティッシュ）の配布、街頭啓発 ・人権啓発活動推進事業として映画上映（R７.12.６）参加者 160 人 「オレンジ・ランプ」
明和町	・連続人権講座（R7.8.21～R7.11,6）全３回　参加者延べ 135 人 「LGBTQ～だからこそできた生き方」 一般社団法人みえのパラスポーツ代表理事　佐野恒佑 さん 「やれきた！それきた！ダブルケア！～子育てと介護の情熱奮闘記～」 一般社団法人ダブルケアパートナー代表理事　杉山仁美 さん 「人気アニメで学ぶ人権」 公益社団法人反差別・人権研究所みえ常任理事兼事務局長 松村元樹 さん ・福祉と人権のまちづくり講演会（R7.12.14）参加者 350 人 「いのちの尊厳と人権の居場所」 一般社団法人関東交通犯罪遺族会（あいの会）副代表理事　松永拓也 さん ・啓発物品の作成、配布
大台町	・人権の花運動（県委託事業）　宮川小学校（R7.５.30～R8.2.18） ・人権の花運動（学校事業）　三瀬谷小学校（R7.6.20） ・どんとこい大台まつり（R7.11.16） 人権啓発ブースを設置し、啓発物品等配布 ・大台町人権フェスティバル（R7.12.7）参加者約 200 人

	中学生による人権作文発表 中高生による取組発表 中学生人権作文展示 人権啓発物品の作成、配布 ・差別をなくす強調月間での中学生人権作文展示（R7.12.4～R7.12.19）
伊勢市	・いせ人権映画祭（R7.7.12）参加者 92 人 歴代モスト・インプレッシブ・ムービー賞上映会（市制 20 周年記念） ・人権講演会（R7.12.13）参加者 148 人 「インターネット社会と人権～コロナ禍で人権意識がどう変わったのか？～」　佛教大学教育学部教授、元佛教大学副学長　原清治 さん ・いせ人権映画祭（R8.2.14）参加者 162 人 ・人権啓発講座（R7.7～R8.1）全４回　参加者延べ 110 人 ・人権セミナー（R7.7～R8.2）全４回　参加者延べ 104 人 ・人権尊重啓発ポスター、標語募集、受賞作品の表彰及び展示 ・街頭啓発（R7.12.5） 人権週間における啓発物品の配布　市内スーパー等８か所 配布個数 1,000 個　参加者 29 人 ・人権週間、人権啓発等にかかるパンフレット及び啓発物品の作成 ・人権学習リーフレット、ハンドブックの作成 ・地域人権啓発紙の発行 ・差別をなくす強調月間での展示及び懸垂幕、のぼりの掲出
鳥羽市	・人権ポスターを募集、展示 応募総数 174 点　全作品を市内商業施設にて展示 ・人権映画祭（R7.12.6）　参加者 83 名 「ケイコ　目を澄ませて」上映 ・広報とばへ人権コラム掲載 ・図書館への各種啓発関連図書特設コーナー設置 ・啓発物品の作成、配布
志摩市	・人権講座（R7.11）全３回　参加者延べ 61 人 「性の多様性を考える～私たちにいまできること～」 「三重県子ども条例について」 「知っていますか？同対審答申～部落問題の解決は国民的課題であると訴えてから 60 年～」 ・講演会（R8.1.31）参加者 232 人 「トークショー　知ってほしい LGBTQ のこと～これが私。自分らしく生きるために～」KABA.ちゃん さん ・啓発物品の作成、配布
玉城町	・啓発物品の作成、配布 ・人権講演会（R7.11.29）参加者 330 人

	たのしく毎日げんきに in たまき スーパーヒューマンしおりさん
南伊勢町	・啓発物品の配布 ・人権講演会（R7.8.23） 「あきらめない心」　伊藤真波 さん　来場者 178 人 ・保育園での人権教室（絵本読み聞かせ） なかよし保育園（R7.11.21）園児 24 人 ・男女共同参画連携映画祭「お終活 再春！人生ラプソディ」（R7.7.5） 来場者187人
大紀町	・瀧原宮大祭、大紀ふれあいまつり（R7.10.26） 人権ブースの設置、啓発物品の配布 ・小学校での人権教室 大宮小学校（R8.1.27）ボッチャ体験教室 ・保育園での人権教室 大宮保育園（R8.2.6）人形劇
度会町	・度会町文化人権講演会（R7.11.15）参加者 193 人 ふれあいコンサート　新日本フィルハーモニー交響楽団 ・小中学校での人権交流授業 度会小学校（R7.11.25） 度会中学校（R7.12.8） ・小中学校での人権フォーラム（R7.12.5） 「人権尊重のまちづくり」 ・保育所での人権教室 中之郷保育所（R8.1.14）
伊賀市	・人権・同和地区別懇談会　リーダー研修会（R7.8.5、R7.9.29） 全２回　参加者延べ 94 人 公益財団法人反差別・人権研究所みえ 調査研究員　荻田実樹 さん、中村尚生 さん ・部落解放・人権大学講座（R7.7.25～R8.1.16） 全６回参加者延べ 202 人 第１回：公益財団法人反差別・人権研究所みえ事務局長 松村元樹 さん 第２回：関西大学名誉教授 石元清英 さん 第３回：三重テレビ放送 編成局長 小川秀幸 さん 第４回：近畿大学人権問題研究所名誉教授 奥田均 さん 第５回：関西外国語大学教授 明石一朗 さん 補講講座:公益財団法人反差別・人権研究所みえ 調査研究員 中村尚生 さん ・ひゅーまんフェスタ 2025（R7.8.30）参加者 133 人 ・2025 同和問題講演会（R7.8.30）参加者 120 人

	BURAKU HERITAGE 運営メンバー 上川多実 さん ・差別をなくす強調月間における講演会 ・おおやまだ人権フェスティバル 2025（R7.11.22）参加者 116 人 「わかりあえる知ろうとすれば」～ビーズでつながるアフリカと日本～ アフリカンワイヤー＆ビーズアート ZUVALANGA 北窓恵利香 さん・綾平 さん ・差別をなくすいがまちの集い 2025（R7.12.5）参加者 151 人 「素自 SOGI を知る ～トランスジェンダーの子を授かった親の願い～」 NPO 法人 LGBT の家族と友人をつなぐ会東海理事 浦狩知子 さん ・人権を考える市民の集い 2025（R7.12.7）参加者 420 人 「子どもの素直な気持ちを聴くために、私たちが大事にしたいこと」 原田朋記 さん･原田愛理 さん ・あやま人権フェスティバル 2025（R7.12.12）参加者 101 人 「知ってほしい、今ウイグルで起きていること」 NPO 法人 日本ウイグル協会 副会長　田中サウト さん ・青山人権のつどい 2025（R7.12.13）参加者 95 人 「地域で子育てを支えるために」 大阪府子ども家庭サポーター 辻由起子 さん ・市内のスーパーマーケット等で人権擁護委員らとともに街頭啓発（R7.11.10～R7.11.21）　全７箇所 ・差別をなくす強調月間に係る啓発のぼり旗の設置（保育所（園）、学校、隣保館、各支所、各地区市民センター等）（R7.11.11～R7.12.10） ・人権作品集の作成、配布（応募総数：13,623 件、作成部数：2,000 部） ・人権啓発パネルの作成、展示「テーマ：災害と人権」 ・広報誌「広報いが」において、人権コラム掲載（毎号、計 12 回） ・職員向け人権啓発講座（R7.10.29、R8.1.13、R8.2.18）全３回参加者延べ 200 人
名張市	・人権文化まちづくり講座（R7.9.20）参加者 30 人 ・人権相談力アップ研修会（R7.10.10）参加者 61 人 ・人権啓発企業研修会（R7.11.14）参加者 35 人 ・人権週間記念行事 街頭啓発（R7.12.3）参加者 42 人 ふれ愛コンサート（R7.12.7）参加者 400 人 人権作品展　市庁舎１階市民ロビー（R7.12.4～R7.12.10） 名張市立図書館（R7.12.16～R7.12.23） ・人権文化に関する市民講座開催事業（R8.1.25）参加者 150 人 映画「そして、バトンは渡された」 ・人権カレンダーの作成、配布
尾鷲市	・人権研修会（R7.10.24）参加者 13 名

	「同和問題について」（公財）反差別・人権研究所みえ　原田朋記 さん ・市内のスーパーマーケット等で人権擁護委員らとともに街頭啓発 （R7.12.5） ・人権教室　尾鷲小学校（R7.9.30）対象：全児童
紀北町	・燈籠祭(R7.7.26)、きほく夏祭り KODO(R7.8.30)において啓発物品のうちわを配布 ・人権教室の開催（東小学校６年生 児童 18 人対象） ・人権擁護と人権週間について（町内 ZTV 行政放送番組にて放送 R7.11.27～R7.12.3 ） ・「広報きほく」12 月号に「人権相談」記事を掲載 ・啓発物品の作成、スーパー店頭での配布（R7.12.9）
熊野市	・社会福祉協議会イベントでの街頭啓発（R7.6.29）＜300 人＞ ・人権週間街頭啓発活動（R7.12.4～R7.12.5) 市内商業施設等で啓発物品の配布　＜300 人＞ 広報車による市内街頭啓発 ・人権講演会（R8.3.7）＜参加者：165 人＞ ・高齢者等への啓発活動＜約 30 人＞ 金山地区：①法務局からの大切なお知らせ ②人権擁護委員と参加者がボッチャで交流 ・市内保育所での人権教室（R8.1.16）参加児童：約 70 名
御浜町	・みいまるフェスタにおいて街頭啓発（R7.11.30） ・人権週間に志原保育所を訪問し啓発活動（R7.12.８） ・人権週間に「道の駅パーク七里御浜」において街頭啓発（R7.12.８） ・講演会（R8.1.28）参加者 25 人 「子どもの人権について」 （公財）反差別・人権研究所みえ 荻田実樹 さん ・講演会（R8.3.25）参加者 16 人 「外国人の人権について」（公財）反差別・人権研究所みえ 中村尚生 さん ・広報みはま １２月号掲載　「自分とは無関係と思っていませんか？」
紀宝町	・人権習慣における該当啓発活動（R7.12.8） ・人権ポスター展示（R7.11.17～R7.11.25）生涯学習センター ・人権啓発映画上映会「桜色の風が咲く」（R7.12.21）参加者 200 名 ・「広報きほう」に人権メッセージの他、人権関係記事の掲載（４回）

資料

国連で採択された主な人権関係諸条約等

年		国連等の取組
昭和23年	1948年	世界人権宣言
24年	1949年	人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約(人身売買禁止条約)
26年	1951年	難民の地位に関する条約(難民条約)
28年	1953年	婦人の参政権に関する条約
33年	1958年	雇用及び職業についての差別に関する条約
34年	1959年	児童の権利に関する宣言
38年	1963年	あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際連合宣言(人種差別撤廃宣言)
40年	1965年	あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)
41年	1966年	経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(社会権規約／A規約) 市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約／B規約)
42年	1967年	女子に対する差別の撤廃に関する宣言(女子差別撤廃宣言)
50年	1975年	障害者の権利に関する宣言 国連婦人の10年(1976年～1985年)
54年	1979年	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)
57年	1982年	国連障害者の10年(1983年～1992年)
59年	1984年	拷問等禁止条約
平成元年	1989年	児童の権利に関する権利条約(子どもの権利条約)
2年	1990年	移住労働者及びその家族の権利保護に関する国際条約
5年	1993年	女性に対するあらゆる形態の暴力の撤廃に関する宣言 ウィーン宣言及び行動計画
6年	1994年	国連人権教育の10年(1995年～2004年)
9年	1999年	貧困撲滅のための国連の10年(1997年～2006年)
10年	1998年	人権擁護者に関する宣言
13年	2001年	国連識字の10年(2003年～2012年)
16年	2004年	人権教育のための世界計画
18年	2006年	障害者の権利に関する条約(障害者権利条約) 強制失踪防止国際条約
19年	2007年	第2次貧困撲滅のための国連の10年(2008年～2017年)
23年	2011年	人権教育及び研修に関する国連宣言 ビジネスと人権に関する指導原則
27年	2015年	持続可能な開発目標(SDGs)
28年	2016年	平和への権利に関する宣言 難民及び移住に関するニューヨーク宣言
30年	2018年	安全で秩序ある正規移住のためのグローバル・コンパクト 難民に関するグローバル・コンパクト 農民その他農村で働く人びとの権利に関する国連宣言
31年 令和元年	2019年	仕事の世界における暴力とハラスメントの撤廃に関する条約

人権に関わる法律・条例等の動き

年		国内	県内
昭和22年	1947年	• 日本国憲法 • 教育基本法 • 学校教育法	
23年	1948年	• 児童福祉法 • 人身保護法	
24年	1949年	• 人権擁護委員法 • 少年法	
25年	1950年	• 身体障害者福祉法 • 精神衛生法 • 国籍法 • 生活保護法	
26年	1951年	• 出入国管理及び難民認定法 • 社会福祉事業法	
27年	1952年	• 外国人登録法	
28年	1953年	• らい予防法	
35年	1960年	• 身体障害者雇用促進法 • 知的障害者福祉法	
38年	1963年	• 老人福祉法	
39年	1964年	• 母子福祉法	
40年	1965年	• 同和対策審議会答申	
44年	1969年	• 同和対策事業特別措置法(同対法)	
45年	1970年	• 心身障害者対策基本法	
46年	1971年	• 中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法	
47年	1972年	• 勤労婦人福祉法	
53年	1978年	• 同和対策事業特別措置法の一部を改正する法律	
56年	1981年	• 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律 • 同和対策協議会意見具申(今後における同和関係施策について)	
57年	1982年	• 地域改善対策特別措置法(地対法) • 母子及び寡婦福祉法(母子福祉法改正)	
59年	1984年	• 地域改善対策協議会意見具申(今後における啓発活動のあり方について)	
61年	1986年	• 地域改善対策協議会意見具申(今後における地域改善対策について) • 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律(男女雇用機会均等法)(勤労婦人福祉法改正) • 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(高齢者雇用安定法)	
62年	1987年	• 精神保健法(精神衛生法改正) • 障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)(身体障害者雇用促進法改正) • 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(地対財特法)	

平成元年	1989年	• 後天性免疫不全症候群の予防に関する法律(エイズ予防法)	
2年	1990年	• 出入国管理及び難民認定法（入管法改正）	人権県宣言（三重県議会議決）
3年	1991年	• 地域改善対策協議会意見具申(今後の地域改善対策について)	
4年	1992年	• 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律 • 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)	
5年	1993年	• 障害者基本法(心身障害者対策基本法改正)	
6年	1994年	• 高齢者、身体障害者が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(ハートビル法)	
7年	1995年	• 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(精神保健福祉法)(精神保健法改正) • 高齢者社会対策基本法	
8年	1996年	• らい予防法の廃止に関する法律 • 地域改善対策協議会意見具申(同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について)	三重県人権センター開設
9年	1997年	• 人権擁護施策推進法 • 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律 • アイヌ文化の振興及びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律(アイヌ文化振興法) • 男女雇用機会均等法改正	• 人権が尊重される三重をつくる条例
11年	1999年	• 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(児童買春・児童ポルノ禁止法) • 男女共同参画社会基本法 • 知的障害者福祉法改正 • 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	• 三重県バリアフリーのまちづくり推進条例 • 三重県人権施策基本方針 • 三重県人権教育基本方針
12年	2000年	• 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(人権教育・啓発推進法) • 児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法) • 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法) • 犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律(犯罪被害者保護法) • ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法) • らい予防法の廃止に関する法律改正	

13年	2001年	• 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(ＤＶ防止法) • 高齢者の居住の安定確保等に関する法律 • ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律	• 三重県人権保育基本方針 • 三重県男女共同参画推進条例
14年	2002年	• 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法) • ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(ホームレス自立支援法)	• 三重県男女共同参画基本計画
15年	2003年	• インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(出会い系サイト規制法) • 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律 • 個人情報の保護に関する法律	
16年	2004年	• 児童虐待防止法改正 • 障害者基本法改正 • 性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律(性同一性障害特例法) • 配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律(ＤＶ防止法)改正	• 子どもを虐待から守る条例 • 三重県地域福祉推進計画
17年	2005年	• 発達障害者支援法 • 犯罪被害者等基本法	
18年	2006年	• 障害者自立支援法 • 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法) • 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法) • 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(高齢者雇用安定法)改正 • 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律 • 自殺対策基本法 • 障害者の雇用の促進等に関する法律改正	• 三重県人権施策基本方針(第1次改定)
19年	2007年	• 男女雇用機会均等法改正 • がん対策基本法 • 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律 • 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律改正 • 探偵業の業務の適正化に関する法律	• 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例 • 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画 • 三重県人権教育基本方針(改定) • 三重県男女共同参画基本計画（改訂版） • 三重県国際化推進指針

20年	2008年	• 更生保護法 • 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律(犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律改正)	
21年	2009年	• ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(ハンセン病問題基本法) • 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(青少年インターネット環境整備法)	• 三重県人権教育基本方針(改定) • 三重県自殺対策行動計画
22年	2010年	• 障害者自立支援法改正 • 子ども・若者育成支援推進法	
23年	2011年	• 障害者基本法改正	• 三重県子ども条例 • 第２次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画 • 第２次三重県男女共同参画基本計画 • 三重県国際化推進指針（改定）
24年	2012年	• 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法) • 東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律	• みえ県民力ビジョン • みえ県民力ビジョン・行動計画 • みえ障がい者共生社会づくりプラン
25年	2013年	• いじめ防止対策推進法 • 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)(障害者自立支援法改正) • 障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)改正 • 拉致問題対策本部設置	• 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例改正 • 第２次三重県自殺対策行動計画
26年	2014年	• 子どもの貧困対策の推進に関する法律 • 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律 • 母子及び父子並びに寡婦福祉法 • 配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律(ＤＶ防止法)改正	• 三重県いじめ問題対策連絡協議会条例 • 三重県いじめ対策審議会条例 • 三重県いじめ調査委員会条例 • 三重県がん対策推進条例 • 三重県いじめ防止基本方針

27年	2015年	• 難病の患者に対する医療等に関する法律 • 生活困窮者自立支援法	• 三重県人権施策基本方針(第2次改定) • 第３次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画 • 三重県特別支援教育推進基本計画 • 希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン • みえ障がい者共生社会づくりプラン改定 • 第６期三重県介護保険事業支援計画・第７次高齢者福祉計画(みえ高齢者元気・かがやきプラン)
28年	2016年	• 自殺対策基本法改正 • 第３次犯罪被害者等基本計画 • 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法) • 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法) • 部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法) • 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)完全施行 • 再犯の防止等の推進に関する法律	• 第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン • みえ県民力ビジョン第二次行動計画 • 三重県教育ビジョン • 三重県子どもの貧困対策計画 • 三重県多文化共生社会づくり指針 • 第２次三重県男女共同参画基本計画(改定版)
29年	2017年	• 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)改正 • 認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)改定 • 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律改正 • 再犯防止推進計画 • 男女雇用機会均等法に基づく改正セクハラ指針	• 三重県人権教育基本方針(改定) • 三重県ＤＶ防止及び被害者保護・支援基本計画第５次計画 • 安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム • ダイバーシティみえ推進方針 • 三重県手話言語条例
30年	2018年	• 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律改正 • 高齢社会対策大綱決定 • 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律 • 児童虐待防止法の一部を改正する法律施行 • 第４次障害者基本計画 • 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律改正 • 再犯の防止等の推進に関する法律 • ホームレスの自立の支援等に関する基本方針	• 三重県いじめ防止条例 • 障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例 • みえ障がい者共生社会づくりプラン改定 • みえ高齢者元気・かがやきプラン（第７期三重県介護保険事業支援計画・第８次三重県高齢者福祉計画） • 第３次三重県自殺対策行動計画

31年 令和元年	2019年	• 出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律施行 • アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律 • 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)改正 • 日本語教育の推進に関する法律施行 • ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律 • ハンセン病問題の解決の促進に関する法律改正	• 多様な性のあり方を知り、行動するための職員ガイドライン • 三重県犯罪被害者等支援条例 • 第４次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画
２年	2020年	• 『ビジネスと人権』に関する行動計画	• 三重県多文化共生社会づくり指針（第２期） • 第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン • 三重県ＤＶ防止及び被害者保護・支援基本計画第６次計画 • みえ県民力ビジョン第三次行動計画 • 三重県教育ビジョン • 三重県感染症対策条例 • 三重県地域福祉支援計画 • 三重県再犯防止推進計画 • 第二期三重県子どもの貧困対策計画 • 三重県社会的養育推進計画
３年	2021年	• 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律施行	• 性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例 • 第３次三重県男女共同参画基本計画 • みえ障がい者共生社会づくりプラン改定 • 三重県日本語教育推進計画 • みえ高齢者元気・かがやきプラン（第８期三重県介護保険事業支援計画・第９次三重県高齢者福祉計画）
４年	2022年	• 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（労働施策総合推進法）改正	• 差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例 • 三重県ひきこもり支援基本計画
５年	2023年	• こども基本法施行 • 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律施行	• 第４次三重県自殺対策行動計画
６年	2024年	• 障害者差別解消法（合理的配慮の提供」が義務化）改正 • DV防止法（精神的DVも裁判所の保護命令の対象と明確化、罰則も強化）改正 • 刑法（性犯罪関係）改正	• 三重県人権施策基本方針（第３次改定） • 第５次人権が尊重される三重をつくる行動プラン

7年	2025年	• 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（情報流通プラットフォーム対処法　通称「情プラ法」）	• 三重県性暴力の根絶をめざす条例 • 三重県子ども条例（全部改正）
8年	2026年	• 「ビジネスと人権」に関する行動計画の改定	

注）施行年を基準に記載。法改正については人権に関する主な改正のみを掲載。

2026（令和8）年版
第五次人権が尊重される三重をつくる行動プラン年次報告書

2026（令和8）年11月発行

三重県環境生活部人権課
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
TEL 059-224-2278　FAX 059-224-3069
E-mail　jinken@pref.mie.lg.jp